

平成13年第1回定例会
斑鳩町議会会議録

平成13年3月6日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（16名）

1 番	森 河 昌 之	2 番	小 野 隆 雄
3 番	村 中 政 昭	4 番	山 本 直 子
5 番	松 田 正	6 番	中 西 和 夫
7 番	野 呂 民 平	8 番	里 川 宜志子
9 番	松 村 健 一	10 番	西 谷 剛 周
11 番	萬里川 美代子	12 番	中 川 靖 広
13 番	喜 多 郁 子	14 番	浅 井 正 八
15 番	木 田 守 彦	16 番	吉 川 勝 義

1, 欠席議員（0名）

1, 出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	小 野 美枝子	係 長	上 埜 幸 弘
-------------	---------	-----	---------

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	小 城 利 重	助 役	芳 村 是
収 入 役	中 野 秀 樹	教 育 長	栗 本 裕 美
総 務 部 長	植 村 哲 男	総 務 課 長	西 本 喜 一
総 務 課 参 事	吉 田 昌 敬	企 画 財 政 課 長	池 田 善 紀
企 画 財 政 課 参 事	野 口 英 治	税 務 課 長	植 嶋 滋 継
住 民 生 活 部 長	中 井 克 巳	福 祉 課 長	浦 口 隆
健 康 推 進 課 長	西 田 哲 也	環 境 対 策 課 長	水 田 美 文

住 民 課 長	阪 野 輝 男	都 市 建 設 部 長	清 水 義 則
建 設 課 長	堤 和 雄	観 光 産 業 課 長	杉 本 正 二
都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司	教 委 総 務 課 長	森 田 桂 司
生 涯 学 習 課 長	田 口 好 夫	上 下 水 道 部 長	辻 善 次
上 水 道 課 長	御宮知 恒 夫	下 水 道 課 長	清 水 孝 悦

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 8 番 里川議員

1、・職員の定数の根拠について

- ・臨時職員採用の考え方について
- ・サービス残業について

2、介護保険について

保険料の軽減の必要性について

3、サッカーくじ（t o t o）が3月3日全国販売される。

販売、払い戻し等、町としての留意点等はあるか。

〔2〕 4 番 山本議員

1、母子家庭対策の現状と対策について

2、子どもへの虐待について

〔3〕 3 番 村中議員

1、12月議会で議決された斑鳩町政治倫理条例について

- （1）今斑鳩町で最も早く事業を遂行しなければならないものは何ですか。
- （2）倫理条例にいつまでも時間をかけていると思われませんか。
- （3）議会制民主主義とは何か。
- （4）表現の自由とはどの範囲までか（嘘も表現の自由か）
- （5）今5号議案で成立した倫理条例は憲法違反と思われませんか。

2、施政方針について

- （1）雇用の増大をどのように誘発されますか。
- （2）自然や歴史を創造的にどのように活用されようとしているのか。

3、町営住宅建替えに関する基本方針について

- (1) 興留8丁目で町営住宅をつくられることが町としては最適と考
えているのか。理由を明確に説明されたい。
- (2) 本町で町営住宅を新たに希望しておられる方は何人おられますか
。
- (3) 申し込み者の中で入居資格で抽選ではねられる方は何人おられま
すか。
- (4) 現在の階層アパートは、隣接入居者のプライバシーが聞こえるの
で困っておられる。

〔4〕9番 松村議員

1、バイパス問題に関連して

- (1) 本計画が直轄事業となった時期（承前）
 - ・1972年の計画決定の調査結果を問う。
 - ・町は先行取得地を国が買い上げた時期であるところだわるのは
なぜか。
 - ・昨年3月、県会における県土木部長の発言について
 - ・奈国道の話（2月15日）について

関係条文 地方自治法2条－1

地方財政法2条－2

道路法 12条、18条、50条、他

公営法 1条、6条、19条

建設省通達 1976年5月11日「51年通達」

- (2) 代替地、地権者、付近住民

- ・「三室」における最近2軒の移転（峨瀬）
 - （1軒100坪前後、単価安い 等）
- ・二重補償にならないか（補償金と造成道路建設費用含む代替地）
- ・上記代替地の峨瀬自治会長逮捕（新聞報道の逮捕理由のみとは思
えない）
- ・建設省買取土地の利用と管理について
- ・買収に当たっては、付近住民の合意が必要

・建設省と地権者の間に裁判が起きているのは事実か。またその内容。

2、土地開発公社の保有地、塩づけ状況、今後の運営について

3、住民の意見重視と自治会について

〔5〕 13番 喜多議員

1、市町村合併が推進される中で「斑鳩市構想」は実現されるのでしょうか。

（1）斑鳩市構想を改めてお伺いしたい。

（2）合併するための事務的作業はどのように進められるのか。

（3）住民意思の確認手段として、どのような手続をされるのか。

（4）市町村合併は、平成17年3月31日を法期限としていますが、合併の議論を進めるにはどの程度の期間が必要と考えていますか。

2、県道大和高田・斑鳩線の東公民館の前に、大型店舗が進出する予定と聞いていますが、このため、車両の混雑が想定されます。東公民館の利用者等の安全確保はどのようにされますか。

〔6〕 7番 野呂議員

1、町営住宅の建設計画について問う。

（1）今回の設計の特徴は何か。完工年月は。

（2）財源内訳は。

（3）公共下水道との接続について、どう考えているか。二重投資？

（4）老朽浄水場の撤去、住宅建設、授業、近辺住宅に相当の騒音、交通公害を引き起こす。近辺住民、南中に対する説明会の計画は。

2、奈良中央信用金庫前に万代百貨店が来ることにに関して問う。

（1）総敷地面積は。売場面積は。駐車場面積、台数は。

（2）開店時間は。閉店日は。扱い品目は。

（3）交通渋滞、事故が予想されるが、どんな対策計画になっているか。

（4）ラポールはじめ地元小売業者に対する影響度をどう予想しているか。

（5）町内の人の雇用に関しての万代側の考えは。

(6) ごみのリサイクルと処理について、万代側はどういう方針か。

3、神南昭和団地のガス、水道管の布設替えについて

(1) その後の進行状況と問題点を問う。

(2) 今回、神南昭和町自治会から、集会所建設の請願が出ているが、
鳩水園に対する地元に対する公共工事の先行投資（補償）について、昭和町に対する町の基本的考えを問う。

(3) し尿処理場ができてからの、神南自治会への公共事業の先行投資
（補償工事）は、事業費ベースで見ると累計でいくらになるか。

4、町内消防第2分団の詰所の建設計画について問う。

(1) 借地面積は。

(2) 分団として必要建物面積は。必要駐車面積は。

(3) 借地契約の期間と料金、その他の条件は。

(4) なぜ必要な面積を公共用地として購入しないのか。

(5) 急を要するとは思えないが、適当な用地購入、公共下水供用まで
待てないのか。財政難のとき、第2分団員にお願いすべきではないか。

5、職員の人事の基本的考えと議会事務局（長）人事について

（肩たたき、定年と年金、役職登用、事務局長人事の経過、投書、他に
ついて）

（答弁を求める者 理事者、議会事務局長）

6、森内閣は末期的状態にあるが、町長の所感を伺いたい。

〔7〕 10番 西谷議員

1、峨瀬自治会集会所建設に係わる行政の事務執行の在り方を問う。

(1) 平成12年度予算で集会所施設整備費補助金2,511万円の内
、峨瀬自治会集会所建設費補助金として、土地に390万5,000円、建物に1,500万円、合計1,890万5,000円
を計上しているが、町長は峨瀬自治会に補助金を交付するのか。

(2) 町は峨瀬自治会に、集会所建設用地として町有地をどのような経
緯で、何を根拠にして無償譲与したのか。

(3) 無償譲与した町有地や売買しようとする土地開発公社の土地の坪

単価はどのような積算根拠に基づいて算定されたものか。

(4) 集会所施設整備費補助金交付要綱によると、町から補助金をもらって集会所を建設する自治会は、集会所建設を着工する前年の10月末日までに計画書を提出し、その後補助要綱の様式第1号から第8号まで随時提出しなければならないとしている。そこで、峨瀬自治会長からそれらの手続が随時されていたか。

(5) 峨瀬地区のチサンマンション建設の際に生じた浄化槽協力金（放流同意）に対する確認書が平成7年5月29日付で交わされている。この確認書に対し、町の見解を問う。（別紙確認書を添付）

2、梨の害虫である「芯食い虫」の防除対策について問う。

(1) 斑鳩の特産品である稲葉車瀬地区の梨は、黄色燈やコンヒューザーなど、自然環境にやさしい防虫対策をされている。特に「芯食い虫」については桜や桃、梅などにも付くため、梨部会の方が周辺の西小学校や竜田川堤防の桜の枝にコンヒューザーを付け、防除をされている現状がある。

町としても桜まつりを開催しているなかで、三室山桜や竜田公園の桜や梅について、斑鳩の特産品である梨を守るために行政として対策を講じるべきだと思うが、町の間考え方を問う。

〔8〕 12番 中川議員

1、政治倫理条例の施行について

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（萬里川美代子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。

町長は、公務のため午前中欠席になりますので、よろしく願いをいたします。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、８番、里川議員の一般質問をお受けいたします。８番、里川議員。

○ 8 番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、１点目、人事関係についてなんですが、まずこの問題を取り上げました背景には、私がこの議会に来させていただいて約６年になるわけなんですけど、この間に新規採用者より退職者のほうが上回っているという状況。そしてまた、年度途中での退職者などが出ても、結局補充が行われていない、各課での減員などが目につくようになった。そしてその間にも、病気で体調を崩されたり、潰瘍などの手術をなさったり、療養をされた方なども結構多かったように思います。さらに、死亡者まで出たというような状況もありました。その後、職員の健康管理面や就業状況の見直しなどがなされたようにも思えない感じがうかがわれ、最近まで続けて病気での休暇などが目につくようになったということで、今回私も町の考え方を聞いておきたいと強く思うようになったということがあるということをまず申し上げておきたいと思います。

そして、１点目なのですが、「職員の定数の根拠について」ということで挙げさせていただいておりますが、職員の定数については、定数条例で定められております。これは、地方自治法などに基づいて定められているんですが、斑鳩町の場合、条例上の定数が２６４となっています。私としましては、この定数に定められている２６４という数字がどういう根拠を持って定数とされているのかということがよく理解しにくい点もありますので、ここのところにつきまして、まず教えていただきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 職員の定数につきましては、質問者がおっしゃっておりますように、地方自治法第１３８条第６項、１７２条第３項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条、第３１条第３項、農業委員会等に関する法律第２０条第２項の

規定により、条例により定めることを規定しております。

当町では、昭和43年3月29日に、斑鳩町職員定数条例を制定しております。この定数条例では、事務執行のために必要とされる職員数の限度を定めているものでございます。人口や産業構造が類似した町の職員数や定員モデルなどを基礎数値として、事務事業等を勘案する中で定数を定めておるものでございます。今日まで、その都度改正を行ってきたところであります。なお、臨時職員と非常勤職員については、この定数条例に含める必要がないため、正規職員のみで定数となっておるところでございます。

職員数につきましては、行政改革を推進していく中で、平成9年4月に策定いたしております定員適正化計画に基づきまして職員数の適正化を図っているところでございまして、退職者補充の抑制による必要最小限の採用、効率のいい組織機構及びOA化などにより事務事業の見直し、民間委託の検討、施設の統廃合、職員研修の充実、強化等により、より一層の適正化を推進してきたところでございます。そういったことで、職員の定数の根拠として定めておるところでございます。

○議長（萬里川美代子君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今の総務部長の答弁であれば、私が知りたいところについての答えにはなっていないように思うんです。なぜその264という数字が出てきているのかというところを私は追及したかったわけなんですね。もちろん、今部長が言ったように、定員管理ということも、国の内簡というのがありますね、総務省自治体財務局が出ております内簡、これにも、ことしの内簡非常に何度も繰り返し出てきてます、職員の定数管理に関することね。地方分権と言いながらも、国にこれだけ周知徹底を地方自治体が促されないといけないのかと、逆に私はちょっと不思議な気持ちでこの内簡を読ませていただいたところなんですけれども、いろいろ国も言ってきている。行革の中で町もやっている。そして、今この数字出てきた。だけれども、この数字がなぜ出てきているのかという、どういう根拠に基づいてこの数字が出てきたのかというところが私には理解がしにくいということで、この数字が出てきた根拠を示してほしいということを言ったわけなんですね。

私としては、その内簡に書かれているのが、定員適正化の数値目標の公表を行いなさいと、それは住民の理解と協力のもとで町行政執行していくんだということの中で数値目標の公表ということも言われているわけなんですね。でも、今部長の答弁の中にあつた、定員適正化計画というのがあると。これは内簡にも書いてありますけれども、この

定員適正化計画を町が立てられたそのときの数字の根拠、どういうことをもとにこの数字が出てきたのかというところを私は知りたかったんです。もとある数字をただ何%削るんやみたいな考え方で行われているのか、それともやはり何かをもとにして、こういう数字に対してこれぐらいの割合でなければいけないという、きちんとした根拠のもとで計算された数字であるのか、そこのところを私ははっきり聞いておきたいと思うんです。

これは、やはり、人件費というのは削減せよ、せよとおっしゃられるんですけれども、し過ぎるのも問題もあるのではないかということも、私自身は考えるわけなんです。職員が意欲的に、そしてまた健康管理なども気をつけながらきちんと職務を遂行される、遂行できるということが、やはり住民サービスの向上につながるのではないかというふうに私も思っているわけなんです。ですから、余りにも無理な数字ではないのかどうかというところを、私は知りたいわけなんです。それでこの数字が出てきた根拠は何なのかということを探ねているんですが、今の総務部長の答弁であれば、私は、なぜこの264という数が出てきたのか全く理解ができないんです。ですから、もしもう一度説明していただけるのなら、この264という数字がなぜ出ているのかというところをきちんと説明をしていただきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） こういった適正化計画のもとになりますのは、職員の定員の関係の基本的な考え方でございます。そういった中で、定員の適正化目標を設けまして、一般行政分野におきましては、平成13年度までに5年間で5人の減員を図るということで、2.9%の減員を図るということにしております。

その主な定員適正化の手法の概要でございますけども、先ほど申し上げましたが、退職者補充の抑制による必要最小限の採用、事務事業の見直し、民間委託の推進、施設の統廃合、OA化等による事務合理化の推進、職員研修の強化等により、そういったことで目標の、先ほど申し上げました5年間で5人の適正化を図っていくということの中で、事務の合理化を目指す中でそういったことを設けて、いわゆる定員を設けておるわけでございます、決してむちゃな数字を掲げてしておるわけではございません。そういった関係につきましては、行財政改革の中でもそういったことにつきましても説明をさせていただいて、一定のご理解をいただいている中で進めさせていただいておるところでございます。

○議長（萬里川美代子君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、5年間で5人の減員ということで、部長がそういう適正化計画であるということを述べられましたが、そうしますと、私がここへ来てから定数条例の改正が1度ありました。平成9年に定数条例が改正されてますね。そのときの定数が264ということで改正をされたわけなんです。その後、現在、私の調査では、昨年度斑鳩町の職員数253なんです。定数条例の264を11下回っているわけなんです。そしたら、今の部長の答弁とかみ合わないのではないかと、5年の間に5人の減員という答弁は、ちょっとおかしいのではないかと思うんですが、9年に行われた条例改正の264からこれまでの間に、現在253に職員数になっていることについては、どのようにじゃお考えになっているのかを教えてください。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 定数条例につきましては、それぞれの町長部局等の中でのいわゆる定数の限度というものを設けておるわけでございますが、実際にはその中でも予算定員、また現行の減数というものがございまして、そうした中で現在の数字が253になっておるということでございます。

○議長（萬里川美代子君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 数字についてはまだ私ちょっと納得はできてないんですけども、これにばかりこだわっていたら先へ進めませんので、とりあえず今までの部長の答弁、しっかり私も頭に入れさせていただきまして、次の機会にまた申し上げたいと思います。

では、次の臨時職員採用の考え方についてなんですが、私自身は臨時職員についても、近隣市町村、そして斑鳩町と同規模の町、調査をさせていただきました。もちろん条例定数についても、広域7町、そして田原本町、広陵町、この斑鳩町を含めまして9町での比較検討をさせていただいたところなんです。これについては全部調べましたけれども、斑鳩町は施策の展開の割には定数の人数が比較的——比較的というのか、かなり低い設定になっている。その反面、他の町に比べまして臨時職員の採用がやはり多いというふうに見受けられます。私自身は、そのことを受けてやはり何が心配であるのかというと、本来正職で対応すべきところを無理をして臨時職員で対応しているようなことはないのかということ。それと、もう1点は、正職と臨職の方やパートの方などの割合というんですか、そういったものが何か行政の中で数値目標みたいなものがあるのかど

うか。やはり、正職と臨時職員との割合のバランスとか、そういうものは、一定のこういう数字を超えたらいかんとか何かそういうものはないのかどうか、そういった行政の中での適正化計画の中にそういうものも含まれているのかどうかということも、私としては気になる点なんです。

ですから、この臨時職員採用の考え方について、今の私の心配している点2点なども含めましてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま臨時職員の採用の考え方についてのご質問でございます。

本年度につきましては、主に正規職員の育児休業取得等による休業中の欠員補充として、また民間委託化等を検討をしている部署の退職者の欠員補充として、さらには保育所の保育士や幼稚園、小中学校の講師などの臨時職員を採用しておるところでございますが、行政改革を推進していく中で、業務の民間委託化等を検討する必要から、また将来の少子化を勘案するなどその各部署の職員について、常時勤務を必要とする正規職員を採用する必要があるかどうかによって、また財政の関係も考慮しながら人件費の抑制を図っていく必要から、臨時職員を採用するかどうかを決定しているところでございます。決して無理に正規職員を減らすために臨時職員を採用しているわけではございません。

また、その割合につきましてはの数値目標について、何か根拠があるのかということでございますけれども、先ほど申し上げました理由によってそういった臨時職員を採用しておるわけでございますので、そういったものはございません。

○議長（萬里川美代子君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 一番のポイントのところをはっきりお答えいただきたいんですが、本来正職で対応すべきところを臨時職員で対応しているというような心配はないかどうかというところ、もう少しきちっと、ないのであればないとはっきり言い切っていただきたいと思います。そして、町のほうはそういう考え方だということをきちっと言っていたいただきたいと思います。

そして、いろいろ部長の答弁の中に、なぜそういうことをしているかということも述べられたわけなんですけれども、保育所あたりの保育士さんの割合につきましても、正職と臨職の割合がかなり僅差になってきているんですね、だんだんだんだん。そし

て、保育士さんの状況、こういうことで割合短い期間の間に正職と臨職の差がなくなってきたという中では、これは将来的に逆転ということが考えられるのかどうかということなんかも私は心配しているわけなんです。ですから、そういう意味で、割合などについてもきちんとした何か行政の内部での考え方があるのかどうかということなども聞いたかったわけなんですけれども、もう一度前段に私が言ったこと、そして後段の例として保育所の保育士さんの件なんかもございまして、ここらあたりの割合についての考え方、もう少しきちんと答弁をしていただきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど申し上げましたことと重複するかも知れませんが、決して正職をカバーするために臨時職員を採用しているということでございせん。先ほど申し上げましたが、将来的な事務の合理化を図るためにも民間委託というようになことも照準に合わせながら、そういったことで臨時職員を充てておるということもあります。例えば保育士の関係につきましても、お預かりさしていただく子どもの数といえますか、子どもさんの数につきましても年々変わることもあります。それとまた、将来的には民間委託というようになことも頭の中には入れておかねばならない。それも行政改革の中でも出てくるわけでございます。そうした関係等、いわゆるまた調理員の関係、ごみの関係につきましても、将来的にはそういったことも念頭に入れておかなきゃならない中で、そういったこともあわせまして臨時職員というものの採用ということも、我々としては対応しておるところでございます。

○議長（萬里川美代子君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） ちょっと答弁わかりにくいんですが、前段のそしたら私が聞いております、本来正職で対応すべきところを臨職で対応しているということはないのかということに対しては、ないというお答えやというふうに受け取っていいわけですね。

そして、割合などについては、そしたら一定の何の制限もなく、将来的な民間委託なども含めて考えてやっていると。何も割合についてとか、そういうのは何の考えもなしに町はやっているというふうに、今の答弁やったら受けとっていいということですか。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 例をとって申し上げますと、ごみの収集につきましてもいろいろなごみの業務があるわけでございます。そういった業務の一つ一つの中で、ある部門については委託ができないかという中で、それらが従来は正職によってやっておった

ものが、いわゆるそういったことの、何といたしますか、していく中で、当分の間は臨時職員で対応しなければ、正職になりますといわゆるその職員の処遇の関係についてもいろいろな問題も出てくるわけでございますので、そういったことを勘案して当分の間は臨職で補う中で、そういった部門につきましては民間委託というようなこと等の例を見てみましても、そういったことが出てくるわけでございます。そういったことを念頭に置きまして、だから割合がどうであるというわけではございません。そういった業務の内容によりまして、そういった関係につきましては臨時職員で、そういった採用していくということも我々として採用しておるというところでございます。

○議長（萬里川美代子君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今のじゃあ部長の答弁では、その部署によっては、割合など関係なく将来を見越して臨職対応になっていくと。それについては、正職との関係、責任の所在、そういったものも含めて臨時職員対応に切りかえていくんだと。それは、割合についてなども、部署によっては全く考えずにやっていくというふうに私は今受けとったわけなんですけれども、そういう考え方でいいわけですか。

○議長（萬里川美代子君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 里川議員の質問に対して総務部長が答えたわけでございますけれども、いずれにいたしましてもこの臨時職員は、セクションごとの補充といえますか、そういう短期間で採用することが主目的で採用しているわけです。したがって、里川議員おっしゃるように、将来すべて臨時職員で対応するセクションが出るかということなら、そうではない。やはり正規職員をもって町民サービスに従事するということが、行政の主目的でございますから、当然そういう格好で進めていきたいと思います。

ただ、我々考えておりますのは、現在の社会状況を見ますと、複雑多様化する住民ニーズが非常に多いわけです。そういう住民ニーズに、いわゆる住民需要に的確にこたえる能力を持たなければならない。ということは、あくまでも人数の増によって町民サービスを提供するというものではないのではないかと私は思っているわけです。

そういうことから、今後町の、今総務部長が申しましたように、定員適正化計画を持っておるわけです。それは常にやはり、現在の町行政の状況を見ながら、これは変えていかなければならない点も出てくると思います。でも、その中にもやはり基本的な考え方を持って進めるべきであろうと、このように思っております。したがって、里川議員がご心配していただいているような状況には将来ならないの違うかなと私は思いま

すし、そう臨時職員ばっかしで町行政を運営していくということは、これはもってのほかかと私は思ってます。

そういうことで、やはりこれからは、住民が全体の奉仕者として町民ニーズに的確にこたえる能力を持っていく。それは、2人の仕事を1人ですという意識を変えていく研修にも重ねていきたいなと、このように思っているわけです。あくまで人材育成で努力してまいりたいと、このように考えておりますので、その点理解してほしいと思います。

また、保育所、幼稚園の場合につきましては、これは少子化現象で、いろいろ子どもの状況が変化するわけですね。そういう中で、正規職員で対応するか臨時で対応するか、これは考えていかなければならない、このように思います。例えば子どもの数がだんだん少なくなってきた、正職員が余るといふ言い方は語弊かも知れませんが、そうなったときにはどのセクションに持っていくかということもいろいろ問題出てくるし、専門職でございますから、そういうことも十分見ながら採用を考えていく。臨時職員等、また正職員等も含めた採用を考えていきたい、このように考えておりますので、その点十分ご理解願いたいと、このように思います。

○議長（萬里川美代子君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、助役の答弁の中にありました、私自身も、やはり職員がきちっと意識を持って仕事をしていただく、そしてまた意欲的に仕事をしていただいて、健康管理なども気をつけていただいて、充実した仕事をしていただけるということが、やはりまず住民サービスにつながっていくのであるというふうに私自身も考えておりますので、やはり正職の方に無理がないのかとか、臨職に頼り過ぎているのではないかという、そこらあたりを私自身も心配をしているわけなんです。

それで、昨年の9月1日現在、臨時職員、そしてまた非常勤職員の雇用状況を人事担当者のほうでまとめていただいた資料があるんですけども、ここではこの資料で合計117の臨職、非常勤職員、斑鳩町にいるわけなんです。そして、昨年の県の統計で見ましたら、斑鳩町の正職が253と。253の正職に対して117の臨職ということになりますと、先ほども申しました広域7町、そして田原本町、広陵町、3万の人口のあるそういう町と比較検討をした場合に、やはり斑鳩町がこの割合についても、非常に臨時職員の割合が高いのではないかという、私自身そういうちょっと懸念がありましたので、今回この質問もさせていただいたわけなんです、助役の今の答弁にありました

ように、今後もやはり正職で対応しなければならない部署、臨職で対応してはいけない、こういうところはきちんと線を引いていただきまして、やはりきちっとした職員採用をやっていただきたい。そして、職員の研修もしていただきたい。けれども、職員が健康を害するような状況があってはやはり困るというふうなことも含めまして、この人事関係、1点目、2点目はさしていただいたわけなんです。

そして、さらに健康管理面とかそういった問題を考えますと、3点目に移っていくわけなんですけれども、以前からサービス残業についてなんですが、野呂議員なんかもこういった質問も以前にしたこともあったと思うんです。私自身、先ほどから言うように、何かもう常に職員が不足ぎみであるのかなあと。そういうことからこういったサービス残業というような状況が発生してきている傾向があるのかなというふうなことも感じていたので、定数関係やら臨職関係の質問もさしていただいたんですけれども、以前の質問に対して、サービス残業はないというふうな答弁を理事者はされているわけなんです。理事者側はサービス残業はないと言っておられましたけれども、ではタイムカードのチェックはされておられるのかというと、それはしていないということを以前の質問者への答弁であったと思うんです。けれども、サービス残業はないというふうなお答えだったわけなんですけれども、ところが、私自身ずっと見ておりますと、斑鳩町は非常にいろんな行事も多いことから、非常に職員の休日出勤が多いのではないかなと。それと、忙しい時期になると休みの日も出てきて仕事をしているような状況がうかがえるわけなんです。ですから、そのときに代休の振り替えというんですか、これをきちっとできているのかなと。ここの休日出勤なんかの代休の振り替えという部門でも、サービス残業が発生しているのではないかなというふうな、私自身はちょっと心配をしているわけです。

そういうことで、遅くまでやっている。そしてまた、休みの日出てきた。けれども、その代休もとれないという中で、それでちょっとここのところ職員の中でも健康を害して休みがちになったりとかいうような傾向が出てきたのではないかなという心配しているわけなんです。先ほども申し上げましたように、定員管理をしながら町の行政進めていく中で、私はやっぱり職員が意欲的に、そして健康管理ができた状態で仕事に取り組んでほしいという願いがあることから、そういう健康を害しているような職員が出てくるという状況が重なってくるというのは、ちょっと心配なんです。

そのことをとらまえてちょっとお聞きしたいわけなんですけれども、残業、いわゆる

残業という、一般的に言われる終業時間が過ぎてその後夜引き続いて仕事をやっているという状況の中でサービス残業はないというふうな、前、それもタイムカードのチェックをしておりますので、どこまでどうなんかなという私は疑問を持ちながらも、ないと理事者が答えたので、ふーん、そうかなと思っていたんですけども、けれどもこの代休の関係についてはどのような状況になっているのかというのがちょっと知りたいわけなんですけれども、例えば休日出勤をした場合、その休日出勤したときに町としてはどういうふうな措置を今とっておられるのか、代休に関しましてどういうふうな考え方で措置をしておられるのか、そしてそれはきちんと履行されているのかということです、ここのところをちょっと確認をしたいと思うんですが。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 休日に出勤を命じた場合につきましては、いわゆる代休を与えるということが原則でございます。そういったことで、前4週もしくはその後の8週の間そういったことを付与するというように規定されておるところでございます。

それと、祝日の出勤につきましては、いわゆる超過勤務を支払うか代休にするかは本人のいわゆる選択によって決まっていくものでございます。そういった中で、所属長は、そういった裁量を行使しとるわけでございます。

○議長（萬里川美代子君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 祝日に関しては、超勤手当を支払うか代休にするかという選択があるということですね。では、土日に関しては代休という形をとっているわけですね。この代休についてなんですけれども、この代休という制度、私もちょっといろいろ調べさせていただいたんですけども、前4週と今部長おっしゃいましたけれども、出勤したその週に代休をとるのと、翌週以降に代休をとるのとでは違いがあるはずですね。その違いがあるはずなんですけれども、その違いについて町は履行されておられますか。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 週40時間という勤務が定められておる中で、同一週内でありましたらいわゆるその上乗せはございませんけれども、それ以外に越えますと100分の25のプラスをするということで、そういった取り扱いになっておりまして、そういったことで支払いをさせていただいております。

○議長（萬里川美代子君） 8番、里川議員。

○ 8 番（里川宜志子君）　ということは、その週に代休をとった場合は何もつかないけれども、翌週以降に代休をとった場合は、今の説明、100分の25ですね、0.25の手当が支払われると、それは町は履行をしているというふうになるわけですね。

そして、この代休ですね、先ほどの部長の答弁の中にありました、8週ということがありましたね、前4週もしくはその後の4週ということは、言わば休日出勤が発生してから8週の間に代休をとらなければいけないわけですね。そして、その8週の間にとるという状況が、斑鳩町の中ではきちんと行われているのかどうか。そしてまた、8週以内にどうしても仕事の関係で代休をとれない場合はどういう措置をなさっているのか、ここはちょっと確認したいと思います。

○議長（萬里川美代子君）　植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君）　職員の健康管理、いろいろな面から考えますと、やはりそういった期間の間で代休を与えるのが本来の制度であるし、与えるべきだと考えております。そうした中で、どうしてもできない場合につきましては、いわゆる時間外勤務手当で補っているということです。これはあくまでも原則外でございます。本来は与えるべきだと考えております。

○議長（萬里川美代子君）　8番、里川議員。

○ 8 番（里川宜志子君）　8週以内に代休をとらない場合は、いわゆるその休日出勤が流れてしまうわけですね。流れて、もうそれは代休をとれなくなってしまうというふうになっているんですね。そして、その場合、どうしても8週の間にとれなければ、今部長が言ったように、超勤手当が支払われるわけなんですね。この超勤手当も、この代休がとれずに流してしまった場合の超勤手当というのは、また先ほどの割合と少し違うと思うんですけども、それもきちんと履行されているのかどうかというところを確認させていただきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君）　植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君）　そういった場合につきましては、100分の135という割合の中で支払いさせていただいております。

○ 8 番（里川宜志子君）　じゃ、履行されているというふうを考えていいわけですね。ということは、人事担当のほうとしては、代休の消化状況などについてきちんと把握しながら、そういう手当などについても支払いをされているというふうに私は理解しておいてよろしいのでしょうか。

○総務部長（植村哲男君） それは、それぞれの所属長のいわゆる裁量の中でやられておることでございますので、そういった中で我々といたしましては、十分に職員の管理の中でそういったことをするようにというようなことを申しておるところでございます。

○議長（萬里川美代子君） 8 番、里川議員。

○8 番（里川宜志子君） タイムカードの管理はされていないということを以前に聞いておりましたけれども、タイムカードの管理は非常に数も膨大で大変な状況になると思うんですけれども、この代休の消化状況については、人事担当が把握しようと思えば比較的把握しやすいのではないかというふうに私は思うんですけれども、その消化状況について、今部長の答弁では、各課でやっているような言い方だったと思うんですけれども、やはり人事担当としてその代休の消化状況なども、タイムカードに比べたらずっと把握しやすい状況にあると思うんですけれども、そこらあたりを把握していないのかどうか、全庁的なものをね。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当然そういった状況、職員の勤務状況、それらについては所属長が把握しなきゃならん問題でございまして、それは責任を持ってやっておるわけでございます。そういった中で、我々がやるとなりますと、二重の非効率的な業務をやるようなことになりますので、それはあくまでも所属長の判断の中でやらしておるというようにご理解賜りたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 8 番、里川議員。

○8 番（里川宜志子君） それでは、私お願いしておきたいと思うんですが、非常に私自身は見ている中で、この代休がうまくとれてないのではないかなという心配、私なんかも始終役場へ来ておりますので、職員の状況も見させてもらっているわけなんですけれども、ちょっと気になる場所なんですけれども、人事担当部局として所属長の判断に任せているということではなく、一遍こういうものがきちんと消化されているのかどうか、手当なんかも支払いがされているのか、代休がきちんととられているのかということについて、やはりちょっと調査をきちっとしていただきたいと思うんです。これだけ病気の職員が出てきたりしているのに、所属長に任せているというような、そういう考え方で私いいのかなと思うんですけれども、あくまでもそれでいかれるのか。やはり先ほどから私申し上げているように、職員が健康管理に気をつけながら意欲的に仕事に取り組めるような環境をつくっていくというのは、人事担当者なども非常にやっぱり気

をつけていただかないといけない問題ではないかなというふうに思うんです。

私、いろいろ調べさせていただいている中で、職員の総括安全衛生管理者というのが町にはいるはずなんですね。管理委員会というのをつくって、管理者というのがいらっしゃるんですよね。だから、その管理者というのは、この例規集を見ますと、総務課長というふうになっているん違うかと、それで、最終が助役ですか。ここのところで、やはりこういう問題について、今いろいろ出てきているという中では、やっぱりもうちょっと調査をきちんとしてもらわんとあかんの違うかなと。病気になった、勝手になってるわと違うと思うんですよね。それはやっぱり住民サービスにつながっていくことですから、職員が病気になって休んだ、そしたらまたほかの職員がカバーしなければいけないという中で、やはりそういうことが起こらないように気をつけていっていただきたいと思うんですけれども、ですから所属長に任せている、所属長の判断やで私は終わってほしくないと思うんですけれども、どうでしょうか、そのところは。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど申されておりますように、斑鳩町は職員安全衛生管理規則というものがございます。その中で安全委員会も開いております。そういった中で、第8条で所属長の職務ということで、所属長は、常に職場における所属職員の安全及び健康に留意し快適な職場環境の形成に努めなければならないということで、そういった中で、管理職としてそういった所属における常に職員の関係につきましては、いわゆる管理といたしますか、そういった把握に努めなければならないとなっております。

そういった中で、我々といたしましては、毎月課長会とか部長会をやっておるわけがございますけれども、そういった中で問題点があればそういったことに論議もさせていただいております。そういったことで、常にそういった関係について、職員のただいま申し上げました第8条に規定するような関係につきまして十分把握するようにというように、助役のほうからも常に申しとおるところでございます。そうした中で、職員の安全衛生について管理をやっていかなきゃならないと考えております。

○議長（萬里川美代子君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 時間がありませんので、今その程度にしておきたいと思いますが、今後も職員の健康管理とか、それと仕事に対する意欲というんですか、これがやっぱり本当に住民サービスにつながっていくものだと思っておりますので、人事担当のほうとしましても、その点は留意していただきたいと思います。

では、2点目に入ります。

介護保険についてなんですけれども、この介護保険につきまして、これまで私每議会ずっと質問をしてきた経過があるんですけれども、2月19日に県で町村会が開かれまして、県の10市の決定を追いかけまして、ホームヘルプサービスについては、新規利用者についても、生計者の所得税非課税世帯については3%にしていこうということを決定されたところなんですけれども、私としましては、利用料の問題だけではなくて保険料についてもやはり考えていかなければいけないのではないかという心配をしているわけなんです。これまでも、私、保険料につきましてもいろいろな問題点は指摘してきていると思います。障害者の方が障害年金しかもらってないのに、障害年金は収入とみなされてない、所得とみなされてないのに、そこから、それしかない人からでも取るやんかと、それはちょっとおかしいんじゃないかとか、いろんな介護保険に関しての問題点は私も指摘してきたところなんですけれども、担当者の方にはお世話をかけて申しわけなかったんですが、斑鳩町の11月の納期分ですね、特徴は年金からの天引きですので、特徴は滞納はないと思うんです。100%収納できていると思うんですけれども、普通徴収につきましては、納付書を発行して、そして支払いに来ていただく、それと銀行の口座からの引き落としをさせていただくということで斑鳩町も実施をしたところだと思うんですけれども、この普通徴収の中での滞納数ですね、滞納率を調査させていただきまして、やはり私自身一番心配していた階層、第2階層ですね、このところで13.3%という滞納率が斑鳩町でも出てきたわけなんですけれども、やはり他の階層よりもその第2階層のところで高くなっています。これにつきましても、介護保険は審査会も広域7町でやっておりますので、私のほうで7町の滞納状況も調べさせていただいている中で、やはりどこの町でもこの第2階層というところに、開きはありませんけれども第2階層というところでの滞納者率というのがやっぱり上がっているわけなんです。そして、ことし13年度になりますと保険料は、昨年の半年分1号被保険者の皆さん方に払っていただきました保険料ですね、今度13年度跳ね上がるわけなんです。このところで、今でも払うのがしんどいという人に対して、町は何か、どういうふうなことを考えておられるのかということですね。

それと、町村会で利用料について、そういうふうに10市も決めたし、町村会としても利用料、ホームヘルプサービスは3%にしようやないかということが決定される過程において、保険料問題については意見が出なかったのかどうか、保険料については町村

会で何ら意見が出なかったのかというところも私は知りたいところなので、そこも含めましてこの保険料問題、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、1点目の滞納の関係でございますけれども、一応委員が申されておられますように、普通徴収で11月末の納期になっております。その分に関しまして、今率的におっしゃっていただいておりますけれども、2月末現在までにそういう形で滞納をされておられる方々に対しまして、文書で催告したり電話で督促をする中でかなり徴収も上がってきておるといような状況にはなっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。今おっしゃっていただいております第2段階におきましても、2月末現在では10.4%ぐらいまでに落ちているということでご理解をいただきたいと思います。

それから、2月の2日に行われました市長会の関係でございますけれども、この中では、一応13年度の保険料につきまして一律減免は行わないと。ただし、ホームヘルプサービスの低所得者の利用者負担につきましては、一律7%減、一律3%の負担をしていただくということで、統一的に実施していくということで決められた経過がございます。それを受けまして、町村会におきましても、一応市長会が決定されたような形に準じて対応をしていくということでされておりますので、市長会におきましては、そういう形で保険料の一律の減免の関係も論議にはなったというようには聞いております。それを受けまして、町村会もそういう形で、それに準ずるとい形で論議をされておりますので、当然町村会におきましてもそういう話はあったんではないかと、このようには理解はいたしております。

それから、最後の、10月以降の特例措置がなくなって全額の負担という形になってまいります。そういうことになってまいりますと、当然納入の通知書を送付をさせていただきましますほかに、広報紙とかパンフレットなどによりまして周知啓発に今までどおり努めてまいりたいというふうに考えております。そして、被保険者の皆さんにご理解をいただくように努めてまいりたいと、このようにも考えております。また、これに係ります被保険者の方々からの問い合わせにつきまして、納付相談にも適切に対応をしてまいりたい、このようには考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（萬里川美代子君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 以前から言っておりますように、先ほど申し上げました障害者

の問題であるとか、本人が無収入であるとか、また年金をもらっておられても、年間 18 万あればその年金から天引きをされてしまうという状況、とても生活できるような年金をもらっておられなくても天引きをされているという状況、そんな中で 13 年度については徴収金額が上がると、今までの 2 分の 1 徴収が今度 4 分の 3 徴収になるわけですから、その点につきましても、今でも滞納状況の中で、本当に払えない、払うのがしんどいという方がいるんじゃないかなという私は心配をしているわけなんですね。

1 月 25 日現在の調査では、保険料の減免なり、そしてまた助成なりしている自治体はまだわずかですけど、3,251 の区市町村中 258 の自治体で実施されているわけです。保険料のみですね。利用料になるともっとやっている自治体多くなりますけど、258 の自治体でも保険料の減免助成やってます。そしてまた新たに 4 分の 3 徴収になることから、2001 年の 10 月から保険料の軽減措置を図ろうとしている自治体が数々出てきております。ここらあたりもぜひ調査をしていただきまして、生活保護基準家庭などこういった方の、第 2 階層の中でも特に保険料を支払うのが大変な状況にあるということも含めて調査をしながらもう少し考えていただきたいという要望をして、最後の質問に移らせていただきます。

サッカーくじ t o t o の販売が 3 月 3 日から始まりました。これにつきましては、現助役が教育長のときにも、私はこの問題についても一般質問をさせていただいた経過もあります。これ、静岡県で昨秋テスト販売されたわけなんですけれども、そのとき静岡県でも非常に問題が出てきたと。そして、静岡県議会が、この t o t o の販売に対しての決議を上げているわけなんですね。こういったテスト販売をした地元で議会が決議を上げているという状況なども踏まえまして、やはりこれは気をつけていかなければならない問題点がいろいろ含まれているのではないかと思うんですけれども、時間がないので、教育長の考え方、これからの留意点についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、質問者のおっしゃっていただいておりますように、3 月 3 日からこの t o t o の販売をされたわけでございます。静岡県のほうで昨秋実施されて、その中でやっぱり販売と払い戻しについて、青少年に対する確認というものが非常に問題になったというふうに思います。そうしたことから、年齢確認のために身分証明書を提示して、そしてそれを求めて、そして確認をして販売あるいは払い戻しをする

と、こういうようなことを実施されるわけでございます。そのために、販売する店、あるいは払い戻しする店の職員の研修というものを十分していきたいというふうなことでございます。そうした確認が十分されるならば、徹底してやっていただくことがやっぱり大事だろうというふうに考えておりまして、そういう年齢確認もされるというふうに聞いております。そうしたことから、現在のところ、このまま確認が十分できた場合については、そう問題は起こらないのではないかなというふうに考えております。

ただ、本町といたしましては、やはり以前からも多くの議員の皆さん方からご心配をいただいているわけでございますが、そういったサッカーくじの趣旨というものを十分周知しながら的確に対応するように学校のほうにも通知をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（萬里川美代子君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） これにつきましては、テスト販売の後も、チラシに19歳未満の販売はできませんということが明確になっていなかったり、いろんなCMが流れても、それがきちっとうたわれてない場合とかもあります。そして、当初160万分の1と言われていた当選確率も、非常に低い当選確率、2回のテスト販売で25万分の1、そして何と2回目には1万分の1まで下がったわけなんですね。非常に購入者の射幸心をあおるようなギャンブル性の高いものとなっているわけなんです。

それで、サッカーという青少年にも非常に興味のあるスポーツに対しましてこういうことになってきまして、そして県内でも43の販売所、そして16の払戻所があるわけなんです。払戻所になるところは、斑鳩町にも含まれているのではないかなと思うんです。販売所につきましては、斑鳩町にはございません。けれども、近隣にはございます。そして、日常生活の中で出入りするような店舗での販売も行われるということ、私は県下43の店舗全部調べましたので、どこで販売されているかということを私自身も知っておりますけれども、これらの点につきましても、やはりギャンブル性の高いものであるということなども含めまして、そしてイタリアでもこのサッカーくじが始まって、ことしもう4種類目のサッカーくじが出たわけなんです。

ですから、今後、そういう非常にギャンブル性が高い、それからまた次これもこれもというような展開になって青少年が巻き込まれるような心配がないように、やはり当町の教育委員会としても一定の考えを持って今後もこのサッカーくじの販売、払い戻しについても留意をしていっていただきたいということをお願いさせていただきまして、私

の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（萬里川美代子君） 以上で、8番、里川議員の一般質問は終わりました。

続いて、4番、山本議員の一般質問をお受けいたします。4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を通告に従いましてさせていただきますと思います。

私の一般質問の1点目でございますが、「母子家庭対策の現状と対策について」ということでお伺いをさせていただきたいと思います。

3月3日付の毎日新聞にこんな記事が載っていました。母子家庭が5年で2割増になったという記事でございます。内容をかいつまんで申し上げますと、厚生労働省が3月の2日に発表された内容でございまして、1998年に全国の母子世帯、父子世帯などを対象に行いました実態調査の結果でございます。

それによりますと、母子世帯数は、全国で95万4,900世帯で、93年度の調査よりも20.9%ふえたという記事でございました。それはなぜかということも分析をされておられるわけですが、厚生労働省の見解は、離婚の増加が大きな原因になっているのではないかというふうに結論づけておられるようでございます。

そこでお尋ねをさせていただきたいわけですが、私どもの斑鳩町の母子家庭に対する対策、またその現状についてをお伺いをさせていただきたい、こんなふうに考えています。

斑鳩町が既に提案をされております第3次斑鳩町の総合計画基本構想案並びに基本計画案の中を見させていただきましても、まだ細かい意味での実施計画が定められておりませんので無理もないことなのかなという点もあるのはわかるんですが、その中に母子家庭に対する配慮ということについては、なかなか見出しにくいというのが実態であります。触れられているのは、母子家庭に対する医療面での援助ということのみのかなと、私ざっと目を通しただけですので、そうでないということであれば、そのこともあわせておっしゃっていただいたらというふうに思うわけですが、ざっと目を通しましたところ、基本計画並びに基本構想の中では、母子家庭に対する総合的な施策ということについては、どうも書かれていないのではないかと、こんなふうに思っています。

私の見解は後で申し上げることにいたしまして、私どもの斑鳩町が現在行っております母子家庭対策について、総合的な意味で現在何をされておられるのかをお尋ねをさせていただきたい、こんなふうに思いますので、総合的な観点から斑鳩町が行っている母

子家庭対策について、まず全般お答えをいただきたい、こんなふうに思います。

○議長（萬里川美代子君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 議員からご質問ありました現状と対策ということでございますけれども、母子家庭の対応やニーズは多様であると、このように認識をしております。個々の母子家庭に応じて就労支援や経済的な支援、子育てと就労の両立支援、相談援助などの施策を適切に講じていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

また、母子家庭施策の主なものとしたしましては、児童扶養手当の支給とか母子・寡婦福祉年金の貸し付け事業、これは奈良県と県社会協議会が行っておる事業でございます。激励事業、遺児福祉年金支給事業、一日里親会事業とか子育て支援事業、そして今議員も申されました母子医療助成事業とか、これはそのほか全般的なことに関係してきますけれども、母子家庭に特定するんじゃないし全体的なことで取り組んでおりますけれども、母子保健事業というような事業に取り組んでいるところでございます。

一般的には、母子家庭は経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれがちであると。その家庭の子どもの健全育成のためには、必要な保護指導、助成などが行われると同時に、母親に対しまして、みずから健康で文化的な生活を営みつつその養育責任を遂行できるように相談指導や自立のためのさまざまな援助を行っていかなければならない、諸制度の活用や関係機関との連携を密にとりながら適切な対応、施策の推進に努めていかなければならない、このように考えて取り組んでいるところでございます。

○議長（萬里川美代子君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ただいま部長のほうから、当斑鳩町にかかわる母子家庭に対する施策について全般お伺いをさせていただきました。当斑鳩町にかかわるというよりは、県並びに国の事業とタイアップする中で、斑鳩町が今現在行っている施策というふうに理解をしたほうがいいのかなと、こんなふうに今思いました。

そこでお尋ねをさせていただきたいわけですが、私どもの斑鳩町の母子家庭にかかわって、その実態を知るところからしか、援助、それから施策の方向というのは定まってこないというふうに私は思っているわけです。そういう意味で、少し実態についてお伺いをしていきたいというふうに思っています。

まず、斑鳩町の母子世帯数が現在どの程度あるのか、そしてここ数年の増減はどうか、ということについてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（萬里川美代子君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現在の関係につきましては、13年の2月1日現在でということをお答えをさせていただきます。2月1日現在で、175世帯となっております。

ここ数年の増減ということでございますけれども、各年の6月現在での比較ということでご理解をいただきたいと思います。平成8年度が159世帯、平成9年度が161世帯、平成10年度が171世帯、平成11年度が185世帯と、年々増加している傾向にありますけれども、本年度の2月1日現在では、一応前年度と比較して少し減少しているというような状況となっております。

○議長（萬里川美代子君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、当斑鳩町にかかわりまして、母子世帯の数、そしてここ数年の増減についてお答えをいただきました。

そこで、その数字を出される際の認識でございますが、母子世帯の定義について、ではどのようにお考えになっておられるのかということと、今お示しをいただきました数字はそれに基づいているのかどうかについて確認をさせていただきたいと思っています。

○議長（萬里川美代子君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 母子世帯の数といたしましては、母子世帯の状況にあります家庭をすべて把握することは困難な状況であるということをご理解をいただきたいと思います。先ほどお答えをさせていただきました母子世帯数につきましては、児童扶養手当の認定者のほか、児童福祉年金、病没家庭等児童激励金、交通遺児等援護会激励金などの各種制度の申請者とか利用者などについて実態として把握している数字ということで、20歳未満の児童のいる世帯ということで把握をさせていただいているということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、母子家庭の定義についてお伺いをさせていただきました。と同時に、今斑鳩町の母子世帯数がどのくらいあるのかということをはじいていただくについて、それがどういうふうに使われているのかということについて確認をさせていただいたわけです。

それでは、もう1点お尋ねをさせていただきたいと思いますが、斑鳩町の母子世帯に

については先ほどの数字をいただきましたが、それは全世帯数のどれだけの割合になるのか、何%になるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 1月末現在の斑鳩町の全世帯数ということで、それから割合を出させていただいたということでご理解をいただきたいと思います。1月31日現在の斑鳩町の世帯数ですけれども、9,967世帯ございます。そのうち、先ほどお答えをさせていただきましたように、175世帯の方を実態として福祉世帯としてつかんでおりますので、全世帯に占める割合として約1.8%が母子世帯ということで、その1.8%の率ということになっている状況でございます。

○議長（萬里川美代子君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、1.8%になるというふうにご答弁をいただきました。

まず、母子家庭の定義でございますが、先ほども部長のほうからご答弁がありました。が、なかなかこの定義については、私も勉強をさせていただきましたが、難しいようでございます。

まず、広辞苑によりますと、母子家庭といいますのは、一般的に母と未成年の子とで構成されている家庭ということで広辞苑のほうには記載がされています。正確には、1人親家庭の一形態としての母子家族のことだというふうに理解をすればいいのかなというふうに思っています。現在は厚生労働省でございますが、厚生省の管轄で母子世帯あるいは母子家庭というふうな表現の仕方がされているわけですが、母子世帯という言い方は、どうも統計上の用語であるようでございます。配偶者のいない、もしくは配偶者が長期間生死が不明の場合も含んでいるようでありますが、配偶者のいない20歳以上60歳未満の女性が満20歳未満の未婚の子どもさんを養育している世帯ということになるのかなというふうに思います。これは、厚生労働省の国民生活基礎調査という中で使われている用語なのかなというふうに思いますが、もう一つ定義があるようございまして、それは全国母子世帯調査とは別に、国民生活基礎調査という形で使われているのと2つあるようです。それぞれ若干違うみたいで、お母さんの年齢に制限があるのとないのと、あるいはほかの親族と同居をされているのかされていないのかなどによって、若干その数字がどうも変わってきているようでございます。

それはともかくといたしまして、斑鳩町の母子世帯数が、現在おつかみになっている範囲の中で全世帯数の1.8%であるというご答弁をいただきました。これは、199

5年のデータでございますが、当時の厚生省の全国母子世帯等の実態調査によりますと、1.9%を母子世帯が占めている。また、国民生活基礎調査のほうでは、1.2%を占めているというデータがございます。

そういう意味から考えますと、私どもの斑鳩町の全世帯数に占める母子家庭の割合というのは、比較的高い数字であるというふうに認識をするのが妥当なのかなと、こんなふうに思っています。特に先ほど部長のほうからご答弁がありましたが、正確な数字をつかむのが難しいというのを理解した上で、つかんでいる数字が1.8%であるというご答弁をいただいているわけですから、どこまで正確な調査ができるかどうかは別にして、全国の全世帯数の割合から考えても、斑鳩町の母子世帯の割合は、定かではありませんが、今この場で言えることは、1.8%という割合を考えても、比較的高い数字なのかなと、こんなふうに思っています。

もう1つお尋ねをさせていただきたいわけでございますが、母子世帯になった理由別構成割合を町のほうでおつかみになっているのかどうか、もしつかんでおられるのであれば、その構成別割合がどのようなことになっているのか、お示しをいただきたいと思っています。

○議長（萬里川美代子君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 175世帯のうちの理由となった構成割合でございますけれども、最も多いのが離婚によります分でございますして、これが131世帯で約74.9%となっております。死別が25世帯で14.3、未婚の方にかかります分が7世帯で4%、そして遺棄にかかりますものが5世帯で2.9%、その他というのは、分類が不能というような形になりますけれども、7世帯で3.9%の割合という形で、一応175世帯の方に対しましての分析はそうようになっております。

○議長（萬里川美代子君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、母子世帯になりました理由別の構成割合を聞かせていただきました。これも全国調査の中にあるわけですが、全国の調査の中では、これまでは母子世帯というのは、死別が非常に多い傾向であったようです。それが1978年に逆転をいたしまして、離別が死別を上回ったというデータがあります。多分斑鳩町の今お示しをいただいた数字から考えましても、現在斑鳩町の母子世帯になりました理由別の割合が、175世帯のうち離別ということが多いという理由というのは、全国的な傾向の中で見られるのと同様の趣旨なのかなというふうに、こんなふうに思います。

そうして考えてまいりますと、これまで国や県で行われてきましたいわゆる母子家庭に対する援助というものの趣旨と、今実態的に数字で出されている離別が死別を上回ってくるという状況の中で、やはり法律が仮にそのままであったにしても、考えなければならないところというのは出てくるのかなと、こんなふうに思っています。

また、これは最近の傾向でございますが、未婚を選ばれる方、あるいはシングルで生きていかれることを選ばれる方、それぞれ女性の生き方の幅が広がってまいりました。これまでは、母子家庭といいますと、夫婦ともに子どもを育てるという家庭が健全であって、そうでないご家庭については、いわゆる言い方は悪いですが、そうでない家庭ということで差別をされてきた経過がありました。そういう中で行われてきている援助の仕方と、今現実に女性の生き方が変わってきて、選択肢が広がってきて、そしてそういうどのような生き方をしてもひとしく幸福を追求する権利があるという考え方からすれば、当然援助の仕方というのが変わってくるのではないかなと、こんなふうに私は思っています。

ただ、そのあたりで言えば、国や県の動向と切り離して考えるということについては若干難しい面があるということについても理解はしているわけですので、斑鳩町の施策を考えていく上で、これから総合計画の実施計画なども定められていくわけですので、そういう中で、どうか私が今申し上げましたような観点を十分に配慮をしていただいて実施計画をつくっていただきたい、こんなふうに思っています。

もう1点お聞かせをいただきたいというふうに思いますが、生活保護との関係で、生活保護を受けている世帯数を、高齢者世帯、それから母子世帯、傷病障害世帯、あるいはその他というふうに分類をさせていただきますと、斑鳩町の場合はどのような順序になるのかということが1点、そしてもう1つは、またそれぞれの世帯の累計別で見ると、それはどんな割合になるのかというのが1点、合計2点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 生活保護との関係でご質問いただいておりますけれども、2月1日現在の保護世帯数としては46世帯となっております。それから、その中で高齢者の世帯が最も多く、次いで傷病障害世帯、そして母子世帯、そしてその他の世帯の順になっているところでございます。

生活保護世帯の累計別の割合としましては、高齢者世帯が17世帯で37%、傷病障

害の世帯で16世帯、34.8%、母子世帯が7世帯で15.2%、その他の世帯が6世帯で13%という状況になっております。

○議長（萬里川美代子君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、お答えをいただいたわけですが、厚生省の調査によりますと、生活保護を受けている世帯数は、順序で並べますと、高齢者世帯、母子世帯、傷病障害世帯というふうな、全国的にはそういう順序になっているようです。そして、累計別で見えてまいりますと、母子世帯で生活保護を受けておられる割合は、全母子世帯の10.3%というふうになっているようでございます。これも、斑鳩町の場合と単純比較をすることについては若干危険な面があるかというふうに思いますが、これらも参考にしながら実施計画を定めていただきたいというふうに思っています。

実は、今実態を聞かせていただきました。1つは、斑鳩町が現在持っておられる母子世帯にかかわっての施策の実態。そしてもう1つは、母子世帯にかかわる生データ、実態について聞かせていただきました。先ほども申し上げましたが、私は現在の状況を知る中でしかこれからの施策の方向性というのは見えてこないというふうに思っていましたので、こういう形で聞かせていただきました。

全国の母子世帯の調査によりますと、母子世帯のかなりの方々が、非常に生活が苦しいということを訴えておられます。それは、先ほど出てまいりました、高齢者世帯や疾病障害家庭のご家庭よりも生活が苦しいというふうに訴えられているというのが実態だというふうに出てきています。

その理由は、もう申し上げるまでもなく、女性が一人で生計を支えているわけですから、今の社会的な状況の中で、女性が働いても得られる収入がほかのご家庭と比べて大変低いというのは、これは調査結果を待たずとも理解ができるというふうに思います。そういう中で、子どもをかかえられて生活をしていく中で、母子世帯がやはり生活が苦しいというふうに訴えられるというのは十分理解ができる、こんなふうに思っています。

特に生活が苦しいというふうに訴えられている中で、2つのことを調査の結果から読み取ることが私はできました。1つは、住宅事情が非常に悪いというふうな調査結果が出ています。そしてもう1つは、先ほど部長がご答弁をいただきました貸し付け制度を利用されているご家庭が大変多いわけですが、その貸し付けを受けられる際の理由の最も多いのが、修学資金でございます。子どもさんたちにかかわる、学校にかかわ

る資金でございます。数字で言いますと、貸し付けの73%が修学資金で占められているという実態があるようでございます。

そこで、私どもの斑鳩町にかかわってお尋ねをさせていただきたいわけでございますが、全国的な調査の中と多分同じだと私は思います。斑鳩町の母子世帯の皆さんも、生活が苦しいというふうに訴えられておられると思いますし、その中でも住宅事情について、そして子どもさんたちの修学資金について、特に心を痛められているというふうに思っています。

そこで、お尋ねをさせていただきたいわけでございますが、私どもの斑鳩町が持っております町営住宅の申し込みにかかわってでございますが、町営住宅の申し込みについても、私の感触でございますが、母子世帯の申し込みの割合というのは、大変高くなっているというふうに思っています。しかし、それが入居に当たってはなかなか反映をされていないというのも、またこれも実態なのだろうというふうに私は思っています。

私どもの持っております条例によりますと、斑鳩町営住宅条例の中に、「第9条、入居の申し込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、各号のそれぞれに該当する者のうちから行う」ということでずっと記載がありまして、そのうちの5項だと思いますが、9条の第1項の5になるんだと思いますが、「町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引き上げ者、炭鉱離職者、老人、心身障害者、または生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で、町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で、速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割り当てをした町営住宅に優先的に先行して入居させることができる」という項目があります。これは、この条例の定めによりますと、「町長はさせることができる」ということでございますから、必ずしもさせなければならないということではないわけで、これまでは、そういう意味から言えば優劣がつけがたいという中で公開抽選をされてきた経緯が多かったんだろうというふうに理解をしているところであります。

そこでお尋ねをさせていただきたいわけでございますが、今読ませていただきました1項の5を使いまして入居者を選考されてきた経過が過去にあったのかどうかについてお伺いをさせていただきたいと思います。これは、特に20歳未満の子を扶養している寡婦ということで、そういうことをされてきた経過がこれまでにあるのかどうかについ

てお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 申しわけございません。過去に実施してきたかというものにつきましては、今私としては把握しておりません。ここ数年におきましては、ないのは確認しております。再度確認させていただきます。

○議長（萬里川美代子君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 過去の経緯については、特に今数字を持っておられないけれども、ここ数年についてはそういうことはなかったというご答弁だというふうに思います。

私も、実は、どんなふうに考えたらいいのかなということについて、随分ちょっと難渋をした経過があります。ただ、ここに5項を設けられているということは、やはりそれなりの意味があるのだろうというふうに理解をするべきだろうというふうに思っています。そういう意味から考えると、町営住宅に母子世帯枠を設けられるということについて、そろそろお考えをいただくべき時期に来ているのではないかなというふうに思っています。県営住宅の申し込みなどにつきましても、母子世帯枠というものはあるわけでございますので、私どもの持っております町営住宅の申し込みなどにつきましても、母子世帯枠というのをあらかじめ定められて、それで申し込みを受けられるという方法も考えられてもいいのかなというふうに思っています。あるいは、この条例をもう少し読み変えるといいますか、きちんと条例に沿った形で運用をするということについても考えられるのかなというふうにも思うわけですが、このあたりの考え方について、担当部長に見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） ただいま議員がお述べのとおり、さきにもおっしゃってましたですけど、本町といたしましては確かに困窮、困難な方が多いということで、高齢者の方もおられたり母子世帯の方もおられたりということで、抽選によって決定してきたのはそのとおりでございます。その原因としましては、やはり空き屋募集が非常に少ないということで、1つ、2つというところがほとんどでございます。そういった中で、やむを得ず選定するというところまでいかずに抽選ということでございます。そういった中で、現状の空き屋戸数の状況を見る中では、やはり難しいというふうに考えております。

しかしながら、今後これから住宅建設をしていくわけでございますが、その中でやは

、その子どもさんの権利を守っていることにならないのではないか、こんなふうに思っています。

そこでお尋ねをさせていただきたいわけですが、教育委員会のほうにお尋ねをさせていただきたいと思います。修学資金につきまして、どのような援助が可能なのかということについて、まずお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 義務教育については、今山本議員さんがおっしゃったように、要保護、準要保護の中で、学用品、あるいは学校給食の費用、修学旅行費用、あるいは医療費等について対応させていただいております。

今おっしゃっております中学卒業後高校進学する場合のその援助ということでございますが、斑鳩町としては現在そうした制度は設けておりません。最近、近隣町村で、若干そうしたことについての援助ということをやっておられる町村もございます。そうしたことも十分私たちのほうも研究をしていく必要はあるだろうというふうに考えております。

○議長（萬里川美代子君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、教育長のほうからご答弁をいただきました内容にかかわってなんですが、河合町さんのほうでそういうものをお持ちだというふうに若干聞かせてもらった経過がございます。もしお手元にございましたら、どのような形で運営がされているのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 要綱を持っているわけなんです、全部朗読するのは大変でございますので、要約をさせていただきたいと思います。

この目的につきましては、経済的理由によりまして高校等に進学することが困難な者に対して援助をしていこうというのが目的でございます。この定義の中では、高等学校等というふうに書いてございまして、これは学校教育法による高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校と、こういった学校に行く場合に対応をしていこうということでございます。

進学支度金の給付対象者ということでございますが、これは生活保護法による保護を受けている者、あるいは保護者が児童扶養手当の支給を受けている者、それから給付申請した年度に高等学校に進学した者、あるいは河合町立の中学校を卒業した者、それか

ら河合町の進学奨励資金及び就学支度金給付要綱による就学支度金の給付を受けていない者、過去に重複して受けてない者ということでございます。過去において要綱による進学支度金の給付を受けていない者と、こういった条件がございます。

そして、給付額につきましては、5万円ということでございます。

あと、申請手続等ございますけれども、そういった内容でございます。

○議長（萬里川美代子君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、河合町さんのことについてご答弁を聞かせていただきました。斑鳩町も、今私が申し上げたような状況等を踏まえられましてご検討をいただきたい、こんなふうに思っています。

この母子家庭の実態と施策にかかわって、最後にもう1点だけお尋ねをさせていただきたいわけですが、この先ほど読ませていただいた条例の中で、20歳未満の子を扶養している寡婦というふうに書いているんですけれども、この「寡婦」という理解というか読み方は、どういう理解をしたらいいのかについて、これだけ最後に確認をさせていただきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私のほうからお答えいたします。

母子及び寡婦福祉法というのがございまして、そこに規定されております寡婦ということで定義がなされております。この法律における寡婦という見解でお答えをさせていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。

「この法律において『寡婦』とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう」という定義がなされているということで、今議員が申されてます多分町営住宅の条例の中の解釈ということになろうかと思うんですけれども、今私のほうからお答えさせてもらったのは、母子及び寡婦福祉法に基づいての定義ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） もっと平たく言うたら、離別、死別ということについては、どういう理解をすればいいんですか。

○議長（萬里川美代子君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 寡婦の条件になりますのは、一応離別であろうと死別で

あろうとそれは関係のないことで、同じ条件になろうかと、このように思っております。

○議長（萬里川美代子君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ありがとうございます。

それでは、私の質問にかかわって2点目に移らせていただきたいと思います。

子どもへの虐待についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

実は、この子どもへの虐待にかかわっても、私どもの持っておりますこの総合計画の基本計画、あるいは基本構想の中できちんと書かれているところがなかなか少ないんですが、基本計画の中の生涯福祉の充実の中の児童福祉の中に児童虐待というのが書かれています。これが、書かれているところと言えば唯一のところというふうに理解をするというふうにすれば、この子どもへの虐待にかかわってお答えをいただける担当部局というのは、児童福祉にかかわるところなのかなというふうに思います。それで、そちらでお答えをいただきたいというふうに思うわけですが、まず最近の子どもたちへの虐待のニュースがかなり頻繁に報道をされているという背景の中で、まずそういうことについてどういう感想を持っておられるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。そして、そのことにかかわりまして、私どもの斑鳩町で具体的な施策をお持ちなのかどうか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、総計のほうでは生涯福祉のほうでということでございますが、私のほうからご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、感想ということでございますが、大変最近の実態を見てみますと、やはり、全国で11年度では1万1,631件という多くの件数が児童相談所等に寄せられています。ただ、これは届けられた部分だけであって、それ以外にまだまだひそんでいるものがあるのではないかとということも推測されるわけでございますが、非常に多くなっているというのが事実でございます。そしてまた、奈良県下でも135件ということで、最近非常に多くなっているという実態もございます。そうしたことが、やはりこれから少子高齢化の中で、子どもたちをやっぱり健全に育てていくということが私たち大人の役割だろうというふうに、両親はじめ地域の大人たちが育てていく必要があるだろうというふうには考えております。

そうした意味で、こうした子どもの虐待によって命を落とす子ども、またそれがもと

で神経的な障害を持つ子ども、そういったことも後遺症として出てくるわけですので、大変私としてはやはりこうしたことが早くなくなるように、やはり子どもたちの健全育成に、大人たちみんながそれにかかわっていく必要があるだろうというふうに考えております。

○議長（萬里川美代子君） 4 番、山本議員。

○4 番（山本直子君） 今、教育長がかわってご答弁をいただいたわけですが、前段の部分はそれで理解をさせていただきました。後段の、私どもの取り組みといたしますか、町が持っている取り組みについて聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（萬里川美代子君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 大変申しわけございません。

斑鳩町としてこうした虐待についての早期発見に努めると、こういうことから会議を構成いたしております。そのメンバーにつきましては、児童相談所あるいは福祉事務所主任児童委員、保育所、療育教室の指導員、それと福祉課、保健センターの職員で構成いたしまして、そうしたことについて即対応できるようにということで、定期的に会議も持ちながらその対策に当たっているというのが現状でございます。

あと、国におきましても、この虐待については非常に苦慮されておまして、早期発見早期対応ということが言われているわけございまして、そうしたことから法律も、平成12年11月20日に、児童虐待の防止等に関する法律が施行されたところでございます。

当町としては、今申し上げましたような会議、あるいは「子育てネットワーク斑鳩」の名称で、先ほど申し上げました3回の会議を設けているわけでございます。そして、幼稚園あるいは保育所で実施しております家庭教育支援講座、あるいは子育て相談、あるいは子育て支援、そうしたことを実施いたしながら、子どもの虐待の予防といたしますか、早期発見、予防に努めているところでございます。ほかにまだ学童保育等も実施しているわけでございますし、そうしたことも一つの発見の場所ということで実施いたしております。

それとあわせまして、教育現場での対応ということで、この施行されました法律に基づきまして、学校の教職員については、やはり職務上虐待等を受けている児童を発見しやすい立場にあるのではないかと、こういうことから、学校におきましても、校長のリーダーシップのもとに全教職員が一致協力しながら、それぞれの教職員一人一人が自覚と

責任を持って日ごろから幼児、児童、生徒の状況の把握に努めているところでございます。そして、児童生徒がいつでも相談できる雰囲気づくりをすることによりまして、児童虐待の早期発見というふうに努めることができるのではないかとこのように考えております。

こうした虐待につきましては、学校でもよく言われておりますいじめというような問題等も出てくるわけでございますが、そうした問題についても、早期発見と早期治療というようなことも言われておりますし、早期対応というようなことも大事でございますので、学校に配置しておりますスクールカウンセラー、あるいは心の相談員、それからふれあいフレンドと、こういった相談員等を配置いたしながら、虐待あるいはいじめ等についての早期発見しながら対応していきたいというふうに考えております。もし発見された場合については、関係機関とすぐ協議を、連絡調整しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（萬里川美代子君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、教育長のほうから、当斑鳩町が持っている取り組みについてご答弁をいただきました。そのことについては、十分理解をさせていただくつもりでございます。ただ、最後に一言だけ申し上げたいというふうに思っています。

子どもたちへの虐待にかかわっては、絶対的な権力というか、力を持っている大人が、物が言えない子どもたちに対して行われている暴力だというふうに私は思っています。そういう意味で言えば、力づくで行われる暴力はもちろんでありますが、無視をされたり、それから子どもたちが何をしているかについて何も関心を示さないことであるとか、あるいは日常的な育児を放棄をしたりとか、形はさまざまあろうかというふうに思います。

私は、今教育長がお答えになりました、早期に発見をして、そしてその子どもたちを保護していくというルートについては、十分理解を示すつもりであります。しかし、ここで求められなければならないのは、私たち大人が日常的に子どもたちに対して向き合っていくときに、大人であるということだけで子どもたちに絶対的な権力を固持しているということについて、あるいはそういう生き方しか示せないということについて、やはり私たち大人の側が考えていかなければならないというふうに思っています。そういう意味で言えば、子どもたちにとっては、大人であるというだけで1つは恐怖であり、あるいはその大人の援助を受けない限り食べていくことすらできないという状況の中に

あつて物が言えないという状況を私たちがいかに理解をしていくのかという、私たちの側の訓練といいますか研修といいますか、そういうものをだれもが積みなければならないというふうに私は思っています。そういう意味で、専門的な立場にあるお方だけがそういう研修を積むというのではなくて、もう一度私たちの側にとらえ直して考えなければならない要素を十分含んでいるということ、これは私自身ももう一度肝に命じながら、そんなことを考えているということについて申し上げながら、私の一般質問を終えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（萬里川美代子君） 以上で、4番、山本議員の一般質問は終わりました。

午前11時10分まで休憩いたします。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（萬里川美代子君） 再開いたします。

次に、3番、村中議員の一般質問をお受けいたします。3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） 事前に通告させていただいております件について質問させていただきます。また、ちょっとのどをこわしまして、皆様にいろいろとご迷惑をおかけいたしましたことをこの場でおわび申し上げます。

さて、新聞紙上は、KSDの問題や、あるいはまたえひめ丸事件に対し、総理は事件を知っていながらゴルフプレーをしていた。国に一たん緩急があれば、総理はどのような責任をとるつもりなのか疑わしい、私は思っておるところでございます。また、対外的には、先進国中これほど外国に弱い国はほかにはないと言われているように聞いております。

戦後、日本の経済成長に伴い、私たちの生活は日々夢のようによくなったこともまた事実でございます。しかし一方、汚点も残したことは事実でございます。その最も大きなものとして、私は考えておる中の1つとして、自己中心主義が蔓延してきた。あるいは2つとして、無責任な発言も、表現の自由という名のもとに消されてしまっておる現状にあるのではなかろうかと思ひます。3つとして、他人に対する思いやりがすこぶるなくなってきた。4つとして、表向きの友人はたくさんおられるが、真の友人を持つ者は少なくなってきた。このように私は考えておるところでございます。

今、最も世間で問題となっているのは、表現の自由のもとに、事実無根のことがさも本当にあったかのように、まるで記者は陶醉しているかのようになぞを並び立て、本当にあったかのように書いておられると、私自身は全く卑怯きわまりないものではないかと

、このように考えます。善良な住民を惑わす。文は人を生かし、あるいはまた殺しもする。日本人は特に報道に弱いと聞いております。

そこで、本題に移りますが、西谷議員の広報によりますと、政治倫理条例は憲法違反と言っておられるわけでございます。住民皆さんを惑わし錯乱することは、議員としていかなるものかと私は思っております。

また、西谷議員は、村中議員が住民から出てきた大切な請願書を取り下げてほしいと言ったとも言っておられるわけですね。全くこれもうそでございます。

ちょっとそのときの議事録を読まさせていただきますけれども、これは議会運営委員会のときの議事録でございます。これは私が言っていることです。「私の家のほうにも、10人余りの方からこの請願について電話があった。なぜこのような、いずれも憲法違反というような請願が出されているのですか」ということで、こうした面をはっきりしてもらいたいと問い合わせをしてこれらの方にはちゃんとした返事をしないといけない。そうした面で、紹介議員をおりていただかないと審議はできないではないか」ということを私は申し上げたわけなんで、決して請願書を取り下げてくださいというようなことは言っておりません。これは、請願書を取り下げてくれというようなことを書いておられるように私は記憶いたしておったし、あるいはまた、昨年12月の議会でもそのようにおっしゃったように私は記憶いたしております。事実、根も葉もないことを、請願書を取り下げよと私が言ったというが、表現の自由とは何ぞやと、私はそのように考えるわけでございます。倫理条例は、時代とともに必要性に応じて今後改正することもあるかと思えます。もうそろそろ倫理条例は、これでおしまいにしていきたい。今後さらには検討をする中においても、一応はおしまいにしていってはどうかというように考えております。

そこで、理事者にお伺いするわけなんですけれども、「今、斑鳩町で最も早く事業を遂行しなければならないものは何か」と、こういうことでお伺いしたいと思います。

それと、もう一緒に2番目に、「倫理条例について、いつまでも時間をかけていると思われませんか」ということでお伺いしたいと思います。

それから、「議会民主主義とはどういうことか」ということについてお伺いしたい。

4つ目として、「表現の自由とは、どの範囲までか。うそも表現の自由か」ということ。

5番目として、「今、5号議案で成立した倫理条例は憲法違反と思われるか」、これに

ついて理事者にお伺いしたいと思いますので、よろしくご回答お願いいたします。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 5点のご質問がございました。まず1点目の、斑鳩町で最も早く事業を遂行しなければならないものは何ですかというご質問でございます。

町長が初日に施政方針でも申し上げておりましたが、本町の財政も、国・地方財政と同様、財政の健全化が最重要課題でございます。今後、都市基盤の整備、地域福祉の充実等重要政策課題の推進に多額の財源を必要とすることから、引き続き徹底した行財政改革を推進し、その実現に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えておるところでございます。そういった中で、特に住民生活の視点に立った、増大する児童、高齢者や障害者等の扶助に対応し、都市計画道路法隆寺線や法隆寺藤ノ木線並びに主要な町道の整備などに対応してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2点目の倫理条例にいつまでも時間をかけていると思われませんかということでございますが、この斑鳩町政治倫理条例につきましては、これまで議会運営委員会においても慎重に審議されてきた経緯がございます。そういった中で、昨年12月に議会において議員提案で議決をされました。平成13年4月1日施行となっておるところでございます。我々といしましては、この施行に向けまして、現在関係規則等の整備を進めているところでございます。

それと、3点目の議会制民主主義とは何かということでございます。

ご承知のとおり、議会制民主主義とは、国会においては国民が、地方議会においてはその地域の住民が、公選された議員を通じて間接的に政治に参加することにより、主権者としての基本的な人権を平等に約束されている制度でございます。そういったこととの理解でございます。

次に、4点目の表現の自由はどの範囲までかということでございますが、憲法第21条の表現の自由についてのご質問ということで、その中で通説としての解釈で申し上げたいと思います。

「表現の自由とは、人の内心における精神作用を外部に表明する精神活動の自由である。表現の自由はしばしば思想発表の自由として語られるが、その場合にも、必ずしも厳密な意味での思想に限られることなく、意見・主張や、思うこと、感じることのほか、事実の伝達行為をも含むとされる」と解説されております。また、「表現の自由は、常に絶対的な保障を受けるというものでもなく、それ自体に内在する制約の存在は承認

されなければならない」ということもございます。

このことから、1つとしては、他人の生命、健康を害するような態様、方法によるものであってはならないこと。2つ目には、他人の人間としての尊厳を傷つけるようなものであってはならないこと。3つ目には、人権というものがすべての人に平等に保障されるべきものである以上、他人の人権を侵害してまでみずからの人権の絶対的保障を主張することではないということでございます。そういったことでございます。

それと、最後の5点目で、今、5号議案で成立した倫理条例は憲法違反と思われますかということでございますが、この条例につきましては、憲法違反ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（萬里川美代子君） 3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） ただいま総務部長のほうから、正確なご回答をいただきましてまことにありがとうございます。

1番の最も早く事業を遂行しなければならないものは何かという中で、部長もお答えいただいたわけなんです、幹線道路を一日も早く施行していただくように改めて要望をさせていただきます。

次に、施政方針についてお伺いいたします。

町長は現在不在でございますが、助役さんおいでですので、かわって答えていただけたらありがたいかと思っておりますけれども、町長は施政方針の中で、交流人口の増加を図り、雇用の増大を誘発し、地域の活性化を実現させるための施策を展開していくことあります。そのためには、自然や歴史などの「交流資源」を創造的に活用するとともに、道路、鉄道等の交流基盤を整備し、希望を持てる町を築き上げたい、このように言っておられるわけでございます。

そこでちょっとお尋ねするわけなんですけれども、施政方針の中ですばらしいことを述べておられるわけですが、こういったことについては、私、まことにありがたいと感謝いたしておるところでございます。

そこで、1点目の雇用の増大を誘発していきたいということで書いておられるわけなんですけれども、どのように誘発していこうとお考えなさっておられるのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 町長が出張し欠席をしておりますので、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

町長が施政方針で述べられております雇用増大の誘発とは、本町に大きな企業を誘致することにより雇用の創出を図ることを目指しているのではないと思います。大多数の住民の方々も、大きな企業の誘致を望んでおられるとは考えておりません。施政方針で町長が述べておりますように、緑や自然や歴史などの交流資源を創造的に活用し、道路等の交通基盤を整備し、教育、文化、芸術、観光、レクリエーション等の交流拠点を充実することにより、交流の魅力を持つ町にしていくことが必要だと言っておられるわけでございます。

その結果といたしまして、人と人の交流が促進され、物が流通し、情報が流れることによりにぎわいが生み出され、町の活性化が図られることにより雇用の誘発も生まれていくのではないかというイメージを施政方針の中で述べられたところであります。

以上です。

○議長（萬里川美代子君） 3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） ただいま助役さんのほうから回答をいただきまして、できるだけ早急にそのような形をとっていただきたいわけなんですけれども、2番目、幸いにして斑鳩町にはすばらしい自然、そして文化的、歴史的な、例えば法隆寺なりいろいろと、あるいはまた自然には竜田川、あるいは矢田丘陵等々があるわけなんですけれども、こうしたものについて創造的にどのように活用されていこうとされているのか、具体的にどのようにされていこうとしているのか。法隆寺については、駐車場も現在あのような形になっておるわけでございますし、また竜田川についても、県はかなり力を入れていただいておりますけれども、交流の拠点というところまではまだいってないように私は考えておるところでございます。大きく今後考えていかなきゃならないのは、また矢田丘陵のこの辺の自然をどのような形で生かしていくのかということに視点を当てなければならぬんじゃないかなと、私はこのように考えております。

そうした中で、ここで書いていただいておりますように、道路、鉄道等の交流基盤を整備し、教育、文化、芸術、こうしたものを図っていきたいということを町長は述べられておるんですけれども、自然や歴史を創造的に活用していくということについて、もう少し具体的に述べていただきたいなと、このように考えております。

○議長（萬里川美代子君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 町長が述べられております創造的な活用ということでございますけれども、今も質問者がおっしゃいましたように、本町・斑鳩には、すばらしい歴史的資源を初め古い町並みが残っておるわけでございます。そういう自然環境がこれからの斑鳩らしさを創出する重要な要素であるのではないかと、このように思います。このような重要な素材を大切にいたしまして、それを保存し継承するとともに、斑鳩らしさの香りあるまちの素材として活用していくことであろうと、このように思っております。そういう考えを持ちながら進めていこうと、このようなことでございます。

また、先ほども質問者がおっしゃいましたように、こうした斑鳩の自然、歴史の中で、他の住民等含め交流の拠点になってないかと、こういうことでございますけれども、法隆寺へ来られる方、また竜田川へ来られる方、また斑鳩町を散策される方、ここの方は斑鳩町住民との交流を図られているのではないかと、このように思います。春、秋になれば、非常に多くの方が斑鳩町内を散策されるわけございまして、そういう中で、それに接道した住民がその人たちと語り合うという光景を私も見ているわけでございます。そういうことが交流の拠点になっているのではないかと、これは私・助役の考えでございますけれども、そうなっているように思っておるところでございます。

そして、町長はこれからの具体的な取り組みといたしましては、緑の計画的な配置等緑の基本計画の策定によって行い、それに基づいた公園や歴史の整備に取り組んでまいりたいと考えておられるわけでございます。

また、西里、東里に代表されます三塔周辺の歴史環境につきましては、新年度より実施いたします、予定をしております歴史的地区環境整備街路事業として、道路の舗装、これは特色ある歴史的に似合う舗装をしないと、このようにも思っております。そして、電線類の地中化等を図って、地域の歴史的なまち並みの保存に努め、地域の住民の方々、そして多く訪れられる観光客の方々にも心地のよい斑鳩の環境を進めてまいりたいと、このように思っています。日本のふるさととして、多くの方が斑鳩を訪れるような斑鳩の環境整備をこれから図っていきたいというのが町長の意向でございます。

○議長（萬里川美代子君） 3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） ただいま助役さんのほうから適切な答弁をいただきましたわけでございますけれども、その中で、助役さんの今の答弁の中で、気持ちのいい斑鳩町をつくっていききたい。これは、確かにそうですね、そのとおりだと思うんですけど、そのためには一番何が必要かということになってきますと、私の思うのは、やはり交通網の

整備、これが図られなければ、法隆寺にしても、あるいは竜田川にしても、あるいはまた今後矢田丘陵をどのように開発されるのか。これは、県の、あるいは今後の問題にかかわってくるわけなんですけれども、道路網の整備をされない限り、法隆寺にしろ何にしろ、何を持ってこようと、これは、斑鳩町の住民そのものの交流の拠点という形を考えればそういうことになってくるかもしれませんが、やはり町外の方々も来ていただくまちづくりと、あるいはまた法隆寺を見ていただくという中では、一日も早くそうした交通網の基盤整備を整えていただきたい、そのように考えております。よろしくその辺を再度伺いしたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 当然村中議員のおっしゃるとおりでございまして、やはり斑鳩町に多くの方が日本のふるさととして訪れていただくには、土地基盤整備、道路網の整備が必要だと、このように考えるわけでございます。当然、先ほども部長が申し上げましたように、まず何の事業を早く執行しなければならないかという中にも申し上げましたとおり、土地基盤整備もこの中に入っておるわけでございまして、そういうことに取り組みながら積極的なまちづくりを進めていくというのは当然でございます。

以上です。

○議長（萬里川美代子君） 3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） それでは、次に移らせていただきます。

施政方針の中で、土地開発基金で保有している第2浄水場跡地に町営住宅を計画しているということで書いておられるわけなんです、この第2浄水場の北側は、確か興留8丁目、民家が立ち並んでおるところでございまして。そうした中で、建て方によっては、その周辺の方からいろいろ苦情が出てくる可能性もあるんじゃないかなと、私はこのように考えておるわけなんです、どうしてこの場所に町営住宅を建てなければならないのか、その必要性がどこにあるのか。あるいはまた、民営のアパートでは、最近はかなり安くなって、家賃が2～3万程度で入れるところもたくさんあるように私は承っておるわけでございます。そうした現在の状況から考える中で、高層と思われますそうした町営住宅をなぜ必要とするのか。あるいはまた、この場所でなぜ必要とするのか、建てるのであればもっと広い場所があるんじゃないか。南側に建てられると北側が太陽が当たらない、あるいは通風権の問題等々が出てくる、こうした中でなぜつくられるのか、私はこう考えておるわけなんですけれども、そこで質問させていただくわけでござい

す。

興留8丁目で町営住宅をつくられることが、町としては最適と考えているのか、その辺について明確な説明をお願いしたいと思っております。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 今、興留8丁目で、隣接する第2浄水場跡地にどうして建設するのか、こういった選定理由かということも含めまして、また民間のほうでもたくさんあるんじゃないかということでございます。

まず、町営住宅につきましては、公営住宅法の中で、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備して、そして住宅に困窮する低額所得者に対しまして低廉な家賃で賃貸することによりまして、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することが目的でありますことから、本町におきましても対象者の方々に入居していただいております。したがって、民間アパートとは違った住宅の供給をさしていただいております。町営住宅があいたときには、多くの町民の方々が応募されているのが現状でございます。

今回整備の町営住宅につきましては、昭和29年から30年代にかけまして建設されました五百井と興留団地の建て替えを対象としたものでございます。これらの団地につきましては、老朽化が進んでいる現状から、早期に整備を進めていく必要がございます。それぞれ現地での建て替えができれば一番よいのですが、五百井団地では建築の制限が課されておりまして、市街化調整区域にありますことから建て替えが難しいと。また、興留団地につきましては、敷地面積が狭い。また、いかるがパークウェイの計画もございまして、敷地面積がさらに減少することが想定されます。また、建築可能戸数も少ない等も問題点がございます。

このことから、新たに建築条件のよい場所で用地を求めて住宅を建設していくほうが土地の有効利用ができるものと考えておりますので、ある程度の規模の用地確保が容易で、五百井や興留団地の入居者の方々の生活圏が現状と余り変わらない場所として選定いたしましたところ、土地開発基金所有地であります第2浄水場跡地が建設用地として適切であると判断いたしましたところでございます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（萬里川美代子君） 3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） ただいま部長のほうから説明をいただいたわけですがけれども、時代の趨勢によってそれは当然町営住宅の必要性も変わってくるわけでございます。部長

は、まだまだ町営住宅が必要であるという判断をされているように承るわけでございます。そうしたところから、仮にそうであるとしたしましても、第2浄水場の跡地が最適であるというようには私は考えていないわけなんです。

あるいはまた、先ほど部長がおっしゃった五百井、興留団地の入居者の方の生活圏が現在と余り変わらないという説明もあったわけなんですけれども、なるほど地域的なところから見ますと、生活圏は余り変わるようには思っておりません。病院、あるいはまた官公庁等の距離的なものから考えても余り変わらないということはよくわかるわけなんですけれども、現在五百井に入居されている方、あるいはまた興留に入居されている方の大部分の方は、高齢化されておるわけでございます。そうした方が、今後そうした階層住宅を町が建てて、そこへ当然優先的に入られると考えるわけなんですけど、そうしたときに、環境面ですね、今まで1戸住宅で入っておられた、それが集団住宅のような形の中へ入ってこられることによって、環境面、精神的な面でかなり状況が変わってくるんじゃないか、この辺について私は心配する面もあるわけなんです。

それと、私も町営住宅のほうは時々どきに行くわけなんですけれども、高齢化されたお年寄りの方は、高いアパートに入って——高いというのは高層住宅ですね、家賃が高いとかじゃなくて、高いところへ入って、それよりも古くても1軒のこの家で最後までおくりたいんやという方がかなりおいでのように私は聞いておるわけなんです。その辺についても、やはり今後検討していく必要はあるんじゃないか。

そしてまた、既に建てられた長田町の町営住宅、これは私の家からほんそばなんですけれども、よくこれについても苦情を聞くわけなんですけれども、今までのように一戸住宅で隣近所仲良くやっていたやつが、もうドア1枚になってしまって隣近所がうまくいかないんだと。あるいはまた、上のほうでドタンバタンと聞こえるので、夜も寝られないんだというような苦情をよく聞くわけなんですよね。

この辺についても、やはり町としては、今後一戸建て住宅ということについて、私は考え方が古いかしれませんけれども、やはり一戸建て住宅というものが必要じゃないか、このように考えております。この辺について、再度お伺いしたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 確かに一戸建て住宅の家に住むということにつきましては、土にもなじみ、高齢者の方が上に上ることの大変さもあるかとは思いますが、確かにこれは、議員のおっしゃるとおりだと思います。

しかしながら、町営住宅を計画をする過程におきましては、やはり基本的には財政のことも考えながら、事業費のことも考えながら、有効的に一番活用できる方法を考えていきたいと、そういうふうに思います。それは、今住宅を待っておられる希望者の方がやはり多くおられるということがございます。ですので、今の段階では、おっしゃることは私もよく理解はしておりますが、やはり少しでも多く提供していきたいというのが私の考えでございます。

また、やはり2階、3階という話では、上がやかましいとか、高齢の方が上に上るのはしんどいとかいうことはあるかと思えます。これにつきましては、その整備の中でいろいろ検討することは可能でありますので、例えば当然高齢者に配慮した手すりとかスロープとか階段のない形でも検討できますし、また今おっしゃいましたように、2階の音がやかましいということであれば、壁の中にまた構造面での施工方法についても検討できるかと思えます。また、高齢者の方については、エレベーター等というものも検討をしていけるかと思えますので、そういった意味でご理解できたらと思えます。

○議長（萬里川美代子君） 3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） 決して部長の揚げ足をとったような物の言い方をしているわけではないんですけれども、経済的な面から考えて町営住宅を建て替えたいということでございます。経済的な面から考えてということについては、それは高層住宅にすると、少ない面積でたくさんの入居者が入っていただけるということは、当然そういうことになるわけなんですけれども、じゃ経済的ということについてのみを考えてみますと、その第2浄水場——目安地区になってくると思うんですけれども、この辺については、やはりかなりの坪当たり単価も高いように思います。そうしたところから、ただ経済的というところから見ますと、もっと坪当たり単価が安いところがあるんじゃないかな。あるいはまた、周辺に民家のないところで、余り周辺住民に迷惑のかけないところを再検討する必要があるんじゃないか、私はこのように考えるわけなんですけど、再度その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 確かに、突き詰めていったらその場所が100%かということになるかもわかりませんが、やはり現在町として基金で持っておる公有地という利用も考えた中で、また14年度までであれば、国のほうからもその土地購入に関して2分の1の補助がつけていただけるということもございます。そういった意味から、今

回第2浄水場跡地というところを選定したものでございます。

○議長（萬里川美代子君） 3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） 基金というような形の中で説明していただいたわけなんですけれども、ただその基金だけということだけじゃなくて、もう少し今後広い視野から考えていただきたいなということも私は要望いたしておきます。

次に、本町で、先ほども部長のほうからも答弁はあったように思うわけなんですけれども、本町で町営住宅を新たに希望しておられる方は何人おられるのかということ。申込者の中で、入居資格で抽選に外れてしまった方、ここで私はねられたというような言葉の使い方をしておりますけど、外れた方は何人おられるのか。

それから、現在の階層アパートは、隣接入居者のプライバシーが聞こえるので困っておられるということもよく聞くわけなんですよね。このプライバシーが侵害されるというのは、何も町営住宅に入っておられる方同士のプライバシーだけではなく、その周辺に住んでおられる住民の方のプライバシーも侵害されておると。いわゆる一般の家は低い、1階建て、あるいは2階建てですね。ところが、町営住宅になりますと、3階建て、4階建てという形になって、上から下を見下ろされてしまっておると。こうした中でプライバシーが侵害されておるので困っておるという状況も聞いておるわけなんです。最近におきましては、こうした公の町営住宅のみならず一般業者であっても、こうした高層住宅についてはかなり気を遣いながら、目隠しをつくってみたり、あるいは上から下は見えないような状況の施設をつくったり、いろいろな形をしながら考えている状況の中で、斑鳩町自身がそうした形で余り人のプライバシーそのものを検討をしないでやっているんじゃないかなという、私はこういう気持ちがあるわけなんです。といいますのは、人口集中地帯においてそういうような形を持っていこうとされていることについて、余りプライバシーそのものを考えていないんじゃないかなと、このように考えておるわけなんです。この件について、再度お答え願いたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） まず、1点目に、希望者が今どれぐらいおられるかということでございます。

募集を今行っておりませんので、今現在の希望者というのは把握しておりません。しかしながら、今までの実施いたしました、平成7年から12年にかけて空き家募集を4回やっております。その中で、募集戸数につきましては、1戸から5戸実施してお

ります。また、これに対する応募者、4年間で延べ116人で、競争倍率につきましては5倍から19倍となっている状況であります。そうしたことから、今後におきまして、同戸数の申し込みはあるのではないかなと考えております。

2点目に、抽選で漏れた方がおられるのはどれぐらいかということでございますが、ただいま述べましたように、平成7年から12年にかけて4回行っております。そして、その方々は、延べ105人ということでございます。

そして、プライバシーの問題でございます。さきにも申し上げましたが、現在あります、先ほど議員がお述べになりました長田団地でも、確かにそういった苦情が町のほうにもご相談がございました。そういった中で、階をかわっていただくとかという調整も行ったところでございます。

そういった中で、今後建設する場合には、当然、先ほども申し上げましたが、そういった構造上の検討を十分するということが1つであると思います。そしてまた、建設する場合に、周辺の住民の皆様方にも、騒音等もありますでしょうし、そういったことも含めながら、なるべくプライバシーということについて相談しながら、工事方法とか、また隣地との距離とかいうことについて、十分話し合いをしながら、またご報告を申し上げながら検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（萬里川美代子君） 3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） いろいろと工法については検討をするということですが、当然建てる場合はそういうことになってくると思うんですけれども、やはり経済的な面から見て、もう少し他所を検討する必要があるんじゃないかと、私はこれを再度要望いたしておきます。

それと、ここでは書いておりませんが、先ほど5倍ぐらいになっておるということを知っておるわけなんですけれども、116人ですね。そうした中で、いわゆる高額所得者、本来なら高額のために出ていただかなきゃならないという形の方がおいでじゃないかなという懸念もするわけなんです。そうした方については、現在住宅法が変わっているのかもしれませんが、そうした方がおいでなのかどうか、あるとすればどのような形の措置をとっておられるのか、この辺についてお伺いしたいのと、それと滞納者がおられるのかどうか、滞納者がおられた場合については、どのような措置をとっておられるのか、この辺についてお聞かせ願いたいと思います。そうしないと、滞納者がおられるということになって、また新しく建てていく、あるいはまた、高額者が

入っておられるのにまた町営住宅を建てていくということになってくると、本来の公平さを損なわれるおそれがあるんじゃないか、私はこのように考えますので、その辺について再度お伺いしたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 高額所得者ということではございません。今、高額所得者という形ではございませんで、収入超過という形をとらしてもらっております。その中では、実際おられます。

そして、滞納についてでございますけど、これにつきましては、11年度につきまして、100万近く滞納がございました。これにつきましては、先月でございますが、ほぼ完納をしていただきました。住宅家賃としては、すべて完納しております。駐車場で2台分ほど残っております。12年度につきましては、同じく早期納入ということで、各長期間にまたがる滞納者の方々に、職員が行きましてその旨を、納入するようお願いしているところでございます。当然、今後におきましても、早く完納できるように引き続き滞納整理をしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（萬里川美代子君） 3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） 滞納者もおられる。最近では高額所得者でなくて超過所得者ですか、そういう呼び方になっておるらしいんですけども、そういう方もおられるということに賜ったわけなんですけれども、そうした方についての措置を一日も早くとっていただいて、そして低額者に入っていただくというような形をとっていけば、改めてこういう町営住宅をたくさん建てる必要がないんじゃないかなと、私はこのように考えるんですけど、その辺について、今後十分に検討をしていただきたい。次の議会にも一般質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、本日これをもって私の一般質問を終わらせていただきます。どうもいろいろとありがとうございました。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 訂正させていただきます。高額所得者の方については、現在おられないということでお願いたします。収入超過の方はおられると。

○議長（萬里川美代子君） 3番、村中議員。

○3番（村中政昭君） すみません、私のほうの聞き間違いです。申しわけございません。

これをもって私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（萬里川美代子君） 以上で、3番、村中議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（萬里川美代子君） 再開いたします。

続いて、9番、松村議員の一般質問をお受けいたします。9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 私の一般質問をやらせていただきます。

去る2月の上旬、私は議会だよりを町内に配布いたしました。その配布した日の朝電話が入りました。名前は出してくれるなということで出せませんが、阿波地区のお百姓をやっておられる奥さんからでございました。きょう、あなたの議会だよりを読みました。その中で特に、景観を守ろうという文章とバイパスにこだわる姿勢を改めよという記事について、非常に感銘しました。私は、毎朝法隆寺の西円堂に行って、夢の薬師と呼ばれているんですね、薬師信仰の方であります。そこへ毎日行っております。朝、非常に清々しい気分になって帰ってきます。帰ってきますと、斑鳩の広がる田園とか畑、そういうところを通して、こののどかさはやっぱり斑鳩でないと味わえないのどかさだなということで、いつもいいとこだなあと思っております。そういうところのど真ん中に大きな道路がつくのは、私も非常に嫌ですと。私ら仲間が集まって話すると、いつも言うのは、こんなところに大きな道路をつけるのはおかしいなあと、長年続いた斑鳩ののどかさが、だんだんとそれをきっかけになくなってしまうのは非常に残念だなあと話し合っております。私らの声は表に出ていませんが、そういう方も非常に多いということを経ひ伝えたいと思って電話をいたしました。とにかく頑張ってくださいという電話が入りました。印刷物を配ると何か反応はあるものですが、このときの反応は、非常に感情が高ぶって、ある意味で感激してかかってきた電話であるということが、言葉の調子でよく伝わりました。こういう方も町内にはたくさんおられるということを、私は感じております。ぜひ、町長初め皆さん方も、そういう方が多いんだと、そういう声もあるんだということを、まず知っていただきたいと思います。そういうことを知っていた上で、ご理解していただいた上できょうの質問に入りたいと思います。

前回の一般質問及び特別委員会で議論がいろいろなされました中で、このバイパス計画が直轄事業となった時期はいつかということで、非常にもめました。私は、当然1972年、昭和47年に建設省が斑鳩に斑鳩バイパスをつくると、それはルートは、斑鳩で都市計画で決めてある中央線にするつもりですということを表明された1972年が

直轄事業となった時期だと、当然のこととしてそういうふうには受け取っておりましたが、町の方は、特に清水部長がそのときは発言されましたが、直轄事業となったのは、建設省が土地を買収した——買収したというか、町から買い上げた、3月補正予算のときに議論しました件ですね、その買い上げてくれた時点が直轄事業となった時点だということを何度も強く言われました。

それで、1972年、昭和47年の経緯なりを町のほうでも調べてください、私も調べてみますということを申し上げましたが、町のほうで調べられた結果を教えてくださいたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 前回議会で議員のほうから、今おっしゃったように、町でも一度調べてほしいということがございました。それで、前回も議員のほうから官報に載っているんじゃないかということでもございましたけれども、調べた結果としては、載ってはいませんでした。

以上です。

○議長（萬里川美代子君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 私も、官報に載っているんじゃないかなという記憶があったもので調べましたが、確かに載っておりません。しかし、建設省が表明されたのは事実であります。その点は、調査の結果わかりましたでしょうか。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 当時、奈良国道工事事務所のほうから町のほうに連絡が入ったということでございます。

○議長（萬里川美代子君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 奈良の国道工事事務所といえば、当然建設省ですが、建設省から電話が入ったということは、それで決まったと、建設省が決めたということに当然なりますが、そういうふうに理解してよろしいんですね。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 事業化する旨の連絡が入ったということです、表明することについては。

○議長（萬里川美代子君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） それでは、今の答弁ですと、直轄事業になったということを認め

られないわけですね。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 直轄事業となったということにつきましては、12月議会でもご答弁させていただいたと思いますけども、同じ回答になると思います。

なお、私としても、その事業についての携わってきた中での考え方も持っておりますけども、通常現況測量等の事前調査をして、そしてそれについて検討をなされて、そしてその結果を踏まえこれから事業を起こそうというときに初めて用地費、そしてまた補償費、そして工事請負ということで事業の予算を確保されて、そして年度計画によって実施すると、これのときが事業ということに認識しております。

そういった意味から、以前も、これも同じ答弁になるかと思いますが、47年に事業化を表明するということをおっしゃった中で、10年度まで約30年間何も動いていないという状況でございましたので、初めて動いたのが、平成10年度の用地買収をされたときに初めて明らかになったということで、前回と同じ答弁でございます。

○議長（萬里川美代子君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） それは非常におかしいように思うんですね。事実関係、事実、は、買い上げたのはそういうことは言えますが、この道路の性格といいますか、その道路の建設主体がどこであって、どこが責任を持って管理し、計画し、工事を進めるかという、その道の性格を決めた言葉が直轄事業という言葉だと思えます。逆に言えば、直轄事業になったということは、建設省がやるということになったということでもあります。当たり前のことであります。

そもそも、これは幾つかいろいろな人が同じことを言っておりますが、私どもがバイパス反対運動を始めましたころのことをちょっと申し上げますと、昭和47年の秋ぐらいに、三室の奥さん方の何人かが、ここに大きなバイパスをつくると、建設省がそういう計画をしているということが耳に入りまして、慌てて建設省の一番の出先である奈国道——奈良国道工事事務所へ聞きに行かれた。そうしたところ、奈良国道工事事務所の方は、斑鳩バイパスは建設省——私たちがやる道路ですということで地図を見せられて、それは航空写真で、その航空写真に線が引いてあって、ここだと、このルートです。来年から着工する予定ですよ。来年ということは、昭和48年ということと言われて、それで驚いて帰ってこられて、家で話題にして、それがぱっと広がって、その後しばらく、その日であったか翌日であったか、4～5人、私も含めて4～5人がある人の家へ

集まりました。そして、えらいことになつとるぞということで、臨時総会を徴集してもらって、そこでその事実を報告し、それで自治会として反対を決議し、そのための組織をつくって運動を始めました。そういう経緯は、三室だけではなくて、ほかの地域もほぼ同様であります。それ以来反対運動は現在まで続いているということでありまして、この経緯から、私どもが運動を始めた経緯から見ましても、４７年に建設省がやると言ったことが、表明されたことが、運動の始まったことにつながったわけです。

同時に、いろんな文書を出しております。町議会へも請願書を出しております。各地区の自治会から、６つか７つ請願書は出しました。

それで、一方で文化人の方が、斑鳩というところは非常に大事なところであると、法隆寺を博物館のごとく守るんじゃなくて、面としてのどかな風景も含めて守っていくと、あるいはできるだけ守るようにするということが必要だということで、文化人の方も黙ってはいかんということで、それなりに調べられたようです。そのとき中心になられたのは、榑松静江先生という、当時奈良女子大学の地理学の教授でありました。三室に住んでおられました。その榑松先生が調べた上で、斑鳩に関係の深い人、関心の深い人、あるいは見識の非常にある方、そういうことに関心のある方に呼びかけられて、それで６３名の方の文化人の名前で声明を発表され、知事に陳情されました。

そのときの資料を持っておりますが、代表は小清水卓二さんという帝塚山大学教授、それから門脇禎二さん、それから榑松静江さん、それと直木孝次郎さん、この４名が代表になられまして、全部で６３名の声明書が出されまして、要望書の形で建設大臣にお送りしております。それが４８年の春であります。そういう学者の方も、当然この建設主体は斑鳩町ではなくて、あるいは県ではなくて、建設省がやるんだということで声明を発表されておりました、その要望書においても、「建設省は斑鳩の里に」という出だしになっております。斑鳩の里にこうこうこうの計画をしておりますと、それに対して私どもは次のような問題点があつて反対しますと。その内容は、今ここで省略しますが、建設大臣あてに要望書をお送りしているということがありまして、それは建設省が直轄事業としてやるということが当然なことでありましたんで、そういうこともあります。そういう動きを見ましても、これは建設省が直轄でやるということは非常にはっきりしております。その点どう考えられますか。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） ただいま議員がおっしゃいましたように、事業化する旨

を表明されて、その後奈国の国のほうへ行かれて、そしてそういう内容をお聞きになったということでございますが、そのときの事業化する旨の表明をされた後に、先ほども申し上げまして、通常事業を実施をするという場合は、事業化したときから年次計画で実施されるのが通常でございます。そういった意味で、現在まで――現在といいますか、買収まで実施されてないということは、表明されたまま継続として国のほうで――継続というのは、表明した中で事業化することができないということでそのまま継続してきたんではないかと思っております。

○議長（萬里川美代子君） 9 番、松村議員。

○9 番（松村健一君） どうもそこのところがおかしいんですね。常識的ではないと思うんですよ。この道路はどこがやるかと、今事業をやっているからじゃなくて、いずれになるかもしれません、それは。いろんな状況で、来年と言っているけれども再来年になるかもしれない。そういうことはあるにしろ、どこがやるかということを決めるのは、道路の性格であります。だから、事業が、実際に土地を買ったとかブルドーザーが入ったとかいうことと関係なしに、その道路の建設主体というのはあるわけです。あって当然であるわけで、それが47年に一つの転換期があって、都市計画と同じ中央線ルートに建設省がやると言ったのでありますから、これは、常識的にもう建設省の直轄事業であるということは、だれにでもわかることだと思います。町のおっしゃるのは、非常に強弁といいますか、無理をされてそれを繰り返しておられますが、もう私が知る限り、町の方がこの議場で言われた以外、あれは、斑鳩バイパスは建設省の直轄であるということ进行否定する人は、私は今まで聞いたこともありません。

ちなみに、県のほうで言いますと、県の土木部長が、これは1999年ですから2年前、地元の上田議員の質問に答えて、その上田議員自身も質問のときに、「建設省の直轄事業になっておるが」という発言をしておりますが、その土木部長も答弁をしております、「建設省直轄事業として実施されているところでございます」ということを言っております。これは、1999年の6月25日の答弁であります。それ以外にももう一度、2000年の3月8日にも、同じ答弁を県の土木部長が答えております。「昭和47年に建設省が直轄事業として事業化する旨を表明されて以来」というような言い方で、これは当然のこととして言っております。それを、なぜそんなにこだわって、町だけがそうではないとおっしゃるのはよくわからないんですが、何かほかの理由というか、困ることがあるんでしょう。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） こだわっているということではございませんが、先ほども申し上げてますように、事業というのは――事業化をする旨を表明されたのは、国がたしか47年にする旨について表明されております。だけど、現実には事業が実施されない中で、それを国がするのかまた県がするのかということも変わり得ることもあります。その中で、動かない中で、町が、都市計画道路でありますことから、そういった地元へ規制をかけてきた中で対応をしてきたわけでございます。ですので、現実には30年近いような事業を実施しないようなものについて、事業というのは基本的にはないと私は思っております。

○議長（萬里川美代子君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） これは、それだけこだわられるんでしたら幾ら言っても水掛け論ではありますが、本当は、おそらく町が思っておられるのは、建設省の直轄事業と町として認めてしまうと、今まで町がやってきたことの中で、法律にもとるところが出てくるという心配があるからそう言っておられるんじゃないですか。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） また同じ答弁になりますが、先ほどと同じ形になります。町としても今までの、47年以降議会の中でそれぞれその経緯があるあるわけでございます。国が事業化する旨の表明があった後に反対運動が起こり、そして事業が進まない、事業化ができないというような状態がずっと続いてきたわけですね。その中で、議会の特別委員会にも相談する中で、やはり住民に規制してきた思いもありますし、そういった方に対応していくと、町でやはり都市計画道路である以上当然進めていくべきという判断がされてきたわけです。そういった経緯を踏まえての答弁をさせていただいているわけでございます。

○議長（萬里川美代子君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 何度言っても同じご回答なんですけど、恐らくこうじゃないですか。もし国の直轄事業ということを認めますと、地方自治法第2条に決まっている文言に違反するおそれがあると。地方自治法第2条1項は、「普通地方公共団体は」、途中飛ばしますが、「普通地方公共団体に属するものの外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する」ということをはっきり決めているわけです。要するに、国の事業であったならば、市町村はその計画の行政事務をやってはいけない

ということが書かれているわけです。これは、地方自治法第2条、非常に大事な基本的な規定だと思います。

同様に、地方財政法にも、これも第2条に、「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め」云々と書かれておって、「その自主性を損ない、または地方公共団体に負担を転嫁するような事業を行ってはならない」。要するに、これは金の面から、国の直轄事業に対して町は金を出してはいけないということがはっきり決められておるわけです。これは、地方自治体と国との関係についての原則というか、基礎的な条文だと私は思います。これは、地方財政法27条2にも書かれておりまして、この場合は、都府県、ここと言えば県ですね、「県が負担するものとされているものの全部または一部を市町村に負担させてはならない」ということが決められております。

町は、3月の議会において、補正予算を組んで建設省に土地を、今まで買った事業地を買い上げてもらいました。そのとき以来が直轄とこの前らかおっしゃっておられるわけですが、そうしないと法律上のつじつまが合ってこないというところが一番気になっているのと違いますか。何かほかに、そうじゃない、こういうことがあるんだということでもあるんですか。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 先ほども答弁させていただきましたとおりでございます。それ以外に何か気になるところが、都市計画道路以外で何か気になるところがあるのかということですが、そういったことは別にございません。

○議長（萬里川美代子君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） これも水掛け論になりますが、私は世の中の法律的常識から言えば、この水掛け論は私のほうに利ありと、分ありと、そんな言い方をしなくても当たり前だというふうに思います。町の言っておられることは、非常に無理があつて、だれが聞いても、そういう知識を持っておられる方が聞けば、何かのために主張されているなということを認めることになると思います。その点を、水掛け論で時間をつぶしてばかりおれませんから、その議論はここまでにしておきたいと思いますが、とにかく町の言い方——言い方というか町の解釈は非常に無理があるということだけを再度強く言っておきたいと思います。これは、法的な決着がつくときもあると思います。

それで、一方、今は法律の内容の面で言いましたが、事実の関係で言えば、直轄事業である場合については、通達が出ておりますね。51年通達というのが出ております。

これは前にも取り上げたと思いますが、直轄事業の場合は、今度の例で言えば、近畿地建と奈良県知事と奈良県の開発公社が契約ないし協定を結んで、それで期間であるとか区間であるとか金額であるとかまでを織り込んだ協定書を結んで作業を始めるということが51年の通達、建設省事務次官の通達であったと思いますが、そういう通達が出ているのは、ご存じですね。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 先に、先ほど国が事業化する旨の表明の話の中で、事業化する場合に、道路法の中で、道路管理者が、国が事業する場合には、道路について路線指定、そして路線の変更をするとともに、その区域決定をされていくというのが必要となっておりまして。しかし、その行為は国はとっておられません。そういった意味で、町の都市計画道路ということで我々は過去から、諸先輩方とともに実施をしてきたのが経緯でございます。

それと、今債務負担の51年の通達でございますけど、これも以前ご質問いただいておりますので、十分それは承知しております。

○議長（萬里川美代子君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 今言われましたのは、恐らく道路法の18条に関連することだと思いますが、直轄事業で今の場合道路を建設する場合、「遅滞なく、道路の区域を決定して、建設省令に定めるところにより、これを公示し、且つ、これを表示した図面等を縦覧に供しなければならない」という条文がある、これを指しておられるんだと思います。これは、直轄事業であれば、調査をして固まれば建設省が実施することです。ただ、それがなされていないから建設省の直轄でないとは言えないわけで、直轄事業としてやるかやらんかということは、まず建設省がその意思を固めるということがまずあって、今言いましたそれをいつやるかは、その計画をめぐる周辺の事情等にも影響をして変わってくると、おくれるということとは当然あり得ると思います。

いずれにしても、そういうことで、私は町が言っていることはいずれ破綻がくると、あるいは抜き差しならぬ段階になって法的に困ったことになるというふうに思いますので、町民の一人としても、そういう点をもう一度よく詳しい方にご相談いただいて検討をし直していただきたいというふうに思います。この場所では、それをとにかく強く要望しておきます。何かございましたら、ご発言をお願いいたします。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 今、道路法１８条の中でご回答させていただいて、議員のほうから、それはすぐにしなくてもいいようなことをおっしゃってましたですけど、やはり明らかにしていく行為があつてこそ事業と、事業を表明した後に、今おっしゃったように、そういう手続をきちっとしたものがやっぱり事業実施ということには私は理解しておりますけども、おそおそしてもいいというようなことについては、私もちょっと理解できないところがございます。

○議長（萬里川美代子君） ９番、松村議員。

○９番（松村健一君） 今の点も、これは水掛け論になります。したがって、これについては、私も引き続き関心を持って勉強していきますが、町のほうもぜひ専門家に一回聞いていただきたいと。そして、誤りであれば、率直に早く誤りを認めて正常なところへかえしてもらう必要があると思います。ただ、法的な面で何か具体的に義務を課せられたら、それはそれに従わざるを得ないというふうに思いますし、そういうことになってくるのではないかというふうに私は思います。むしろ、住民としては危惧しております。それは、町にとって非常に負担になることですし、権威も失墜することになると思いますから。しかし、もし法に合わないままやっていくこととなれば、かえってその町の権威の失墜は大きいし、住民のこうむる精神的、物質的な損害も大きいということになると思います。

今の点はそこまでしておいて、バイパスに関してであります、町は代替地の確保に非常に今努力しております。それから、地権者とにかく了解を得て買収することに力を入れてこられました。これからは建設省がやるんだということですが、今まではそれに力を入れてこられましたし、恐らく建設省がやるといっても、町は現実には協力していくことになると思います。

そこで、それはそれとして、問題はむしろ付近の住民、直接道路に面するところを中心とした付近の住民の合意が必要だと思いますんですが、その点をどうも手を抜いておられる。とにかく車が走るところと歩道、その必要なところだけについてとにかく買ってしまえばいいんだというように住民には映ります。その点、いかがお考えですか。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 住民の合意、説明して用地買収をしていくべきではないかということですが、現在モデル区間として実施しております小吉田地区につ

きましても、計画的に買収を進めるために、地元の役員説明会にも何回も行かしてもらいましたし、またその地権者の方も全員出ていただいて、その付近の関係者の方も出ていただいて説明会を実施しております。そういった意味で、皆様方のご理解を得た上で用地買収を進めていっているというのが現状でございます。そういった意味で、今おっしゃいました付近住民の了解を得てということについては、実施されているものと思います。

なお、三室地区におきましても、現在一部買い取り要望もある中で国のほうでも対応していただいておりますけども、過去においてでもそうですが、それ以後にも数回にわたり、自治会長さんとかまた関係住民の方々に幾度となくそういう場を申し出をいたしましたし、説明会にも来ていただきたいという旨は実施してきたと思っております。今後、できるだけそういった機会に参加していただけたらと思います。

なお、またモデル区間につきましても、そういった理解を得るために幾つかのパターンをこれからつくって、国のほうでもそれを皆様方に提示して、よりご理解を求めているという意味で実施していくということもおっしゃっておりますので、その分をつけ加えて答弁させていただきます。

○議長（萬里川美代子君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 2つの点について、今の点について申し上げたいと思いますが、小吉田地区においては、小吉田の自治会等とお話しましたと、了解も得ているとおっしゃっておりますが、一番問題の大きなのは、自治会名で言えば、紅葉、三室、第一地所、阿波、高安睦、高安、ここが一番ど真ん中を通るところとかかすめるところ、それから立ち退きも出てくるところでありまして、そこの自治会の了解といたしますか、自治会の合意が決して得られていないと思います。今、清水部長は、努力してきた、あるいは相談に行った、説明に来てくれと言ったとおっしゃいますが、確かに何回かありました。しかし、町の姿勢はいつも決まっておるんです。説明をしたいので来てほしいという言い方です。言ってみれば、住民の意見を聞いて、住民と一緒に計画をつくり上げようじゃないかという姿勢が感じられませんし、そういうつもりもほとんどないわけです。決まっておるのを説明して、それをうんと言ってもらおうというのを合意と解釈されているふうでありまして、これは全く住民合意を得るという本当の気持ちがないし、住民参加という点でも、全くイロハのイの字を間違っておるというふうに思わざるを得ません。

それから、モデル区間でありますが、この前奈良国道工事事務所で聞きますと、その居住状況に合わせた植樹帯のあり方などを4種類ぐらいつくりたい、100メートルずつつくりたいということをおっしゃってました。それで住民の意見を聞くとおっしゃるんですが、それを見て住民が、こんなすごい道路なら困るなあという意見が非常に多く出たらどうするんですかと私は聞いてみました。そうしますと、そんなことはありませんと、そんなことは絶対ありませんと、こう言っておられましたが、その辺の認識は、どういうふうに考えておられますか。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 住民合意、住民参加の仕方について間違っているというご指摘もさきにございましたけども、私たち町についても国についてもですけど、今までの、議員のほうからもお述べになりましたけど、そういう機会ということについて設けたにもかかわらず、両方とも話し合いの場としてできなかったところもあります。来ていただけなかったということで、そこら辺は話はできてないかもわかりませんね。

ところが、住民参加という意味では、61年に都市計画道路の検討委員会が実施されております。これはまさに住民参加の検討委員会であると思います。そういった意味では、十分その中で議論もされましたし、そしてその報告書も整理できております。それよりも、一緒に反対、賛成ということでその議論をされたということは、これは本当に斑鳩町の住民参加の一番大きなものであると考えております。

それと、モデル区間につきましてですけども、住民の意見を聞いた中で、こんな広い道は要らないということがあればどうするのかということですが、現実には都市計画道路であっても、その道路を整備していく中で、過去に住民の促進の意見を聞く中では、ほとんどの方が、住民の9割近い方が賛成をされているという数字上はございますから、そういった中では反対の方もおられるかと思いますが、それがなくなると、それが全く反対される方が多いということは私はないと思います。広い道といいますけども、それはより環境のいい道路をつくっていかうということで、以前から反対される方々も、環境を壊すということでおっしゃってましたので、そのために国のほうでも見直しをし、なるべく――なるべくといいますより、環境に配慮したものを整備してい

こうということで考え方も整理されて、より景観に配慮したものをしようということで、今回モデル区間において、4つぐらいになると、今議員おっしゃったとおりですけど、そういうパターンを見ていただいて、どれだけ環境に配慮したのかということを見

ていただくと。

なお、それが配慮不足とあれば、それはまた変更、そのモデルを見て、もっとよいものでという住民の意見もたくさん出るかも知れません。それは、より一層の配慮したものを整理をしていくためには、これはまたとてもいい機会であると思っております。

○議長（萬里川美代子君） 9 番、松村議員。

○9 番（松村健一君） 2 つの問題が並行しておりますので、2 つの問題について申し上げたいんですが、まず1986年、町長が当選された翌年につくられた道路問題検討委員会、これは、今清水部長が言われた前段、初めのほうは、全くそのとおりであります。これが住民参加だということで、町長からこういうのをやるから参加してくれんかというときに、私ども内部では相当議論しました。そんなのに出ていったらだまされるよというような意見も一部ありました。けんけんがくがくやって、小城町長があれだけの公約をされたんだから、孤立さしてはいけないというような政治的な配慮も私どもとしてはしたつもりで、反対意見を説得して参加すると、これこそ住民の参加の第一歩になるということで参加を決定したんです。紅葉ヶ丘の集会所でやったそのけんけんがくがくは、今も鮮やかに覚えております。それで10回やりました。文字どおりけんけんがくがくありました。促進のほうの事務局長は、待野さんでした。

ところが、その結果は、これは町長と何度も議会、あるいは特別委員会でやって、耳にタコができるぐらいになっておりますので簡単に言いますが、両論併記だったんです、結論は。促進も反対も結論は出なかった。両論併記で終わって、それで高田座長が、自分の意見として、委員会の意見じゃなくて自分の意見として書くということで書かれましたのは、この事業を実施するに当たっては、住民の合意なくしてこの事業を実施してはならないということが書かれました。両論併記でしたが、その前に共通認識として3つ書いてあるんです。その3つ目が、住民の合意を得ることが大事であると、合意を得てやるべきであるというのが、両論併記でありながら全員が認識した3つのうちの重要な1項目として書かれておるんです。それが、この検討報告の報告書の要点です。それを守っていただけると思っております私どもも皆賛成したわけです。

ところが、その後町長がおっしゃるには、いろんな手続を経て時間をかけてそれで私は結論を出したんだということをおっしゃっていますが、私どもとしては、やっぱりだまされたじゃないかという意見が圧倒的に起こってきたわけです。

したがって、歴史的といっていらい住民参加のあれができようとした芽を町長もつくられてやられたのだけれども、町長ご自身がその芽を摘んでしまわれたと、かえって住民のほうには非常に不満と不信感が大きくなったというのが、清水部長が言われたそれであります。それは、このバイパス反対30年の歴史の中で、非常に際立った1つの事柄です。残念でなりません。

それから、もう1つ、モデル区間のことですね。モデル区間については、これは県へ行っても国へ行ってもどこへ行っても、全国でそういうことを聞いたことがないとおっしゃっておりますから、間違いないでしょう。斑鳩で初めてであります。しかし、これの本当の、どなたが発案したか知りませんが、私は既成事実を積み上げていくための一つの手段というふうに思わざるを得ないんです。それは、町の方の発言なり、建設省の方のご発言なりを聞いていますと、それをつくれば、せっかくあれだけつくったんだからもう全部やろうじゃないかということになるであろうと、反対運動もおさまるであろうという期待を込めてやられるのがこのモデル道路という、全国に例のないやり方であると思います。

今の2点、さっき清水部長が言われましたので意見を申し上げておきます。もし、補足意見ございましたら。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） モデル区間につきましては、既成事実ということで作るのではないかとということでおっしゃっておりますが、実際国のほうと協議する中でも、やはり住民により一層理解をしてもらうためということで考えていただいているわけでございます。13年度の秋以降ぐらいになれば、工事もかかっているように何とか要望をしているわけでございますが、それができたときに一度それを見ていただいて、より環境に配慮したものだということを実際を目でいただけたらと思います。

○議長（萬里川美代子君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 今のご発言は今までの繰り返しですから、私のほうからは反論は、時間がないので関連した次の問題に移りたいと思います。

実は、県議会の議事録を取り寄せて驚いたんですが、県議会では土木部長が、あの斑鳩バイパスについては、直轄事業と言っておられますが、その点はそれなんですが、西のほう2、3キロを先にやるのがいいと思っておると、これも上田議員の質問に対してそういう答えをされております。一方、建設省のほうは、私のほうから西のほうから

やる気持ちなんですかと質問しましたら、それは決まってないという感じの顔つきをされておりました。はっきり言われませんでした。できれば西のほうからというようなニュアンスでした。建設省はそういう感じですが、県の土木部長がこれだけはっきり言われたということについて、町はご存じですか。知っておられましたら、恐らく事前に何かご相談があったんじゃないかと思いますが、その辺、町長、いかがですか。

○議長（萬里川美代子君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これはやっぱり、今森土木部長は国へ帰っておられますけども、3月議会でしたか、森土木部長がその中で、近畿地建の竹村局長との話の中で、西のほうから進めたらいいということはやっぱりいろいろと協議をされているわけですから、全くそういう点では何も協議をしてないというんじゃないしに、今現時点では、一番問題になっている三室地域の関係等について、あそこへ初めて建設省が県と入ったわけです。そしたら、関係の方々は、もうここをするんですか、しないんですかということの中から、やりますということになったら協力しましょうということで皆さん方が同意されたということを伺ってますから、やっぱり交差点改良にいたしましても、そういう経緯は、建設省も県もそういうことは考えて答弁されていると私は思ってますし、我々としても、測量もされ、あるいはそういうことのいろいろな関係から、高田斑鳩県道の2.1キロの関係等については、これから建設省については、その400メートルのモデルコースをまずやはり完成させて、そして西のほうの関係の用地買い取り請求等、あるいはまたちょうど2軒が出っぱっている、歩道をつくっていただいても車が退避できない、そういう箇所を、ことし中に何とかその2軒を努力をして移転をさしていきたいという考えをやっぱりお持ちではないかと私は思っております。

○議長（萬里川美代子君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 私が予定に上げておりますあと2つに触れながら、これから有効に後の時間を使いたいと思います。

今言われましたことですと、一応協議をされていたということではありますが、私はそういうことをやられる気持ちでしたら、まず地元で、まず町議会で話を出して相談すべきであるというふうに思います。別にそれをつくれという意味ではありませんが、私どもも、反対だから一切話もしないというかたくなな姿勢ではありませんから、まず地元で話を出すべきであったというふうに思います。県会の議事録を読んで初めてびっくりするという状態は、非常にまずいというふうに思います。

それから、ルート上の地権者の代替地の問題ですが、先ほど言いました6つの自治会、少なくとも6つの自治会については、自治会の総意として反対を決議しておるわけです。これは今月各地区でまた行われておりますが、自治会の総意なんです。それは町の方が来られたときに今までも何度も申し上げておるんですが、ところが、自治会の役員となかなか話ができないと、あるいは拒否されるということをもって地権者個人個人に直接当たっていかれている。それで、その中に、三室の場合は、その個人個人に当たった中で、非常に熱心にといいますか、自治会の総意に反して行動された方もおられましたというようなことが重なって今町長が言われたようなことが起きておるんですが、自治会の方針なりが決まっている場合には、それに反する動きを個人がやられるときには、やっぱり行政としてはそのコミュニティを大事にしたいという基本方針をそこに持っておられるんですから、それは自治会の中でもっと話してこいと、自治会が言うとのと違うぞというくらいのことを言う必要があると思うんですが、町のやり方は、どちらかというと1人ずつ落としていくというやり方であったと思います。

それから、最近2軒峨瀬地区のところへ移転された方がおります。これは、現地で補償をもらって、峨瀬のところはまた非常に疑惑が今存在しているところです。その2軒分を代替地を与えて移っていかれたんですが、実に立派な代替地なんです。前に道路は新しくつけてもらっているし、敷地は100坪前後ありますし、なかなか優雅なところであります。それは、どういうことで、あそこは2軒ぐらいではなくて、代替地とすればまだつくれるところでもありますし、その2人の方は、二重補償を受けたようなことになっておるのではないかということがささやかれております。そういう点でも非常に不信感を募らせております。その辺について、町長または清水部長からご回答をお願いしたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、松村議員がおっしゃるように、私のほうは土地開発公社並びに担当常任委員会で詳しく説明しているわけです。あそこへ2軒移ってもらいますよと、そのかわり100坪ぐらいになりますよということは、全部同意を求めたんです。公民館でも同意を求めているんですよ。ただ、問題は、やっぱり手続上の問題とかいろいろな問題は出てますよ。こういう形については、担当の委員会並びにそういう関係にすべてを申し上げて協力をいただいて、皆さん方から同意をいただいて私のほうは進めているわけですから、何も別に松村議員さんが二重払いとか、本人が代替地へ移られる

そういう経過は、すべて私は報告していると思います。説明していると思います。そこ
のご理解をいただくと、今言っていて、そんな二重取りとかそんなことはない
と僕は……。やっぱり委員会、あるいはそういう議会で話をさしていただいとるんです
から、そのところを確認してください。

○議長（萬里川美代子君） 9 番、松村議員。

○9 番（松村健一君） 時間ですから終わりますが、今の点はちょっと承服できません。
引き続き特別委員会等で継続したいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 以上で、9 番、松村議員の一般質問は終わりました。

続いて、13 番、喜多議員の一般質問をお受けいたします。13 番、喜多議員。

○13 番（喜多郁子君） 前もって通告いたしております2点についてお尋ねしてまいり
たいと思います。

1 点目の、市町村合併が推進されようとしております。町長は、新年のあいさつに新
聞社のほうへお出かけになった折に、斑鳩市構想というのを意欲的に語っておられまし
たので、改めてまして斑鳩町の町長として、斑鳩市構想とは一体どういうものであるの
かということをお伺いしてまいりたいと思います。町長とされては、斑鳩の将来像をど
のように描いておられるのか、合併についてどのようにお考えになっているのか、そう
いうことをまずお聞きしてみたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、斑鳩市構想というのは4 期めの出馬をするときに申し上げ
て、でき得ればこの世界遺産の名高い斑鳩町を斑鳩市という一つの枠の中に進めていき
たいと。先だっても私はいろいろと生駒郡の中を回っても、こういう関係等について、
やはり一番ふさわしいんじゃないか。アンケート調査もされましたし、亡くなられた武
安町長さんが、まさに合併構想を言われてもう10 年ほど経過するわけですが、私
はその点については、広域圏で合意を得た中で進めてきた。そして皆さん方にも、その
当時の広域議長会にも視察をしていただいて、合併の関係等についても勉強をいただい
た。私のほうの、当時中川議長でしたか、行かれたときに、やっぱり2 郡にまたがって
の合併というのはなかなか全国的にあり得ないという話をされたこともございます。東
海市かあの辺のところで、合併されているところを視察されたと思います。

そういうことを踏まえる中で、広域7 町ありますけれども、7 町の中で特色が私はある
と思います。生駒郡は生駒郡の歴史的背景があろうと思いますし、王寺、河合、上牧

は北葛城郡の町村会のエリアでもございますし、また今まさに広陵、香芝の圏域もございますし、いろんな付き合いはやっぱり向こうのほうが多いわけですから、今すぐ7町が合併するということはなかなか難しいのではないかと。でき得れば、生駒郡4町、あるいは北葛の3町が合併して、将来的には合併ということにもなっていくのではないかと。斑鳩市というのは――平成5年に法隆寺が世界遺産に登録された。そして、安堵町へ行けば飽波神社がございまして、あるいはまた三郷へ行きますと、聖徳太子ゆかりの法隆寺とかいろんなところがございます。恐らく聖徳太子は、あそこをずっと歩かれて四天王寺へ通われたと。恐らく勢野という大字は、そういうところで、やはり雅楽を奏するというようなそういうものを引き連れて一緒に行かれたんだなと私は思っております。

それとあわせて、ことし斑鳩町は斑鳩の宮を造営されてちょうど1400年を迎えますし、今まさに大宝律令、特に律令国家が発祥したというところから、NHKが聖徳太子、2月15日から飛火野等でロケに入っていますけれども、この秋11月以降に90分番組を2回続けてやられるということも伺っておりますし、ちょうど聖徳太子が亡くられて1380年遠忌ということで、今現在高島屋で3月1日から13日まで法隆寺展を展開されてまして、4月14、15には、聖徳太子の1380年ご遠忌を法隆寺の聖徳会館でされますから、そこらを踏まえる中でひとつ私は、こういう機運を盛り上げるために――ただ私は、なぜこういうことを申し上げますかといいますと、やはり平成1

7年3月という期日が決まっているわけですから、今からやっても恐らく合併というのは難しいのではないかな。期日的に4年という月日しかございませんから、よっぽどうまく運んでの話になってまいりますから、ある程度そういうことを上げていかなかったら、そして推していかなかったらなかなか得ない。平群、三郷にしても安堵にしても、それはそれぞれの町としての特色を持っておられますから、強制することもできませんから、そこらを一つ踏まえて、斑鳩の宮が造営されて1400年ということも踏まえた中で、斑鳩市構想をあえて強調しておるのが私のねらいでございます。

○議長（萬里川美代子君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 斑鳩市構想ということでお伺いしたんですが、期限のことを言われましたので、時間的な猶予もないだろうという中で、これからどうやって質問しようかなとちょっと戸惑っているんですが、今地方分権の推進や少子・高齢化の進展等で、市町村行政を取り巻く情勢というのは大きく変わってきているというふうに私も思っ

ております。その中にあって、地方公共団体の財政が著しく悪化されて、本来の行政サービスを維持しながら向上させることは、大変厳しい状況ではなかろうかということは否定できないと私も思っております。国は、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、自主的な市町村合併を積極的に推進して行財政の基盤を強化するという基本的な考え方を示しているわけでございます。

私たち住民の日常生活におきましても、その行動範囲が非常に拡大されておまして、やはり快適な住環境を望んでおります。そういった住民の多様化するニーズに行政は的確に適応できるのかということも心配の1つでございます。

先ほど斑鳩市構想というものの中で町長がお述べになっていたんですけれども、時間的な余裕がないとすれば、私の通告いたしました質問が全然ここで終わってしまうんですが、もし仮に、これは想定論で空論になるかもわかりませんが、やはり合併ということを念頭に置いて論じていけばということで、まず生駒郡の4町を歴史的背景等のかんがみの中で、やはり生駒郡というのは一体でもよかろうというふうに私も思っていないことはないんですが、奈良県のそういった合併推進要綱の中で、王寺周辺広域市町村圏の区域として、斑鳩町、三郷町、平群町、安堵町の生駒郡の4町と、先ほど町長もおっしゃったんですが、北葛城郡の王寺町、河合町、上牧町の7カ町村を非常によいまとまりの中の1つであるというふうに評論しております。

例えば、生駒郡の4町を合併した場合、現在の人口でいきますと、生駒郡4町は8万1,585人で、これに加えて7カ町村をした場合、総人口が14万9,503人とあります。この基礎的自治体としての人口の規模というのはどのぐらいが適正であるのかと、効率的な行政効果を上げるのはどういった規模の構成がいいのかということをお伺いすると、合併をした場合に、どんな意義があるのか、それからメリットはどうか、デメリットはどうかということで参考にお聞かせいただいたら結構かと思いますが。

○議長（萬里川美代子君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 合併のメリット、デメリットというのは、以前からも出てますように、私はやっぱりこの関係等については、まさに国が、以前にも、昨年9月9日でしたか、市町村合併シンポジウムがあったときに、石原前長官がお見えになって講演された中に、この議会でも質問がございましたように、交付税が既に平成13年から、前振りですから3割カットされたこようという情勢が出てきておるわけでございます。既

にその中でも、国の借金が３８０兆円、あるいは都道府県等を踏まえますと６５０兆円近く借金がある。生駒郡を見ましても、斑鳩町が大体１００億、三郷町が１２０～１３０億、あるいは平群町が１２０～１３０億、安堵町が６０億、こう考えますと、かなりの借金等ございます。

規模的にどうかといいますと、８万１，０００、あるいはそういう規模、あるいはまた中核市になる奈良市みたいな状況にしていくのかということも、将来的にはいろいろな問題があります。

それとあわせて、やっぱり私は、今特に合併をしたらどうかというのは、国が推し進めているのは、合併をしてある程度やっぱり財源は確保しますよと、合併後何年間は交付税をふやして何とか解消していこうという努力は、篠山市でも現在されておりますように、特に今また国は特例を３万に下げてきまして、３万でも合併できますよと、仮に斑鳩町と安堵町と合併しても３万７，０００～８，０００の人口がありますから、それも可能でありますとかということを国は言っているわけですから、そこらを踏まえる中でやっぱりいろいろとそういう点では考えていかなきゃいけません。

それとあわせて、これから大きな問題は、私はやっぱり環境問題の中でも衛生処理場——焼却場だと思います。焼却場の関係も、今県が行政圏として１００トン炉を設置せよと言っているのは、郡山市、生駒市、生駒郡で１００トンです。この関係等について、果たしてこれが本当にいけるのかというやっぱり議会からのご質問があるように、県はとにかく発表はしますけれども、やっていくのは我々の町村ですから、だれしもが嫌われているんです。今一番心配していただいているのは、平成１７年に広陵町が、まさにもう４年しかないんです。現実的に今おっしゃっている古寺とかそういうところには恐らく無理でしょうと。そしたら、４年たったら、とにかく経過したら、１日１００万円の補償を払っていかんなんわけです。それが町民の負担でいけるのかいけないのか。そこらを考えていかなかったら、私ともまさに１４年の３月までということがあるわけですから、やっぱりそういうことを考えますと、生駒、郡山、あるいは生駒郡の関係の１００トン炉というものをどこに設置していくのかということも踏まえる中で、今後の課題というのは、こういうような生活環境、世界的な環境問題、２１世紀は環境と共生する中でどうとらえていくかという問題も恐らく出てまいると思います。

これらを踏まえる中で、県が示したこの広域７カ町は一つの理想でございますけれども、この理想の中でも、斑鳩、三郷、平群、安堵、もしくは王寺、河合、上牧という線

も言われてますように、私はやっぱりその努力をして、合併になるのかならないのか、そういうことも踏まえる中で、先ほどメリットとデメリットという話がございますけれども、いろいろそれは、メリットの分とデメリット、いろいろと行政的にサービスが悪くなるとかいろんな問題等出てまいると思います。

しかし、やっぱり私は、今まさにそういう公務員がしていた仕事は、厳しさを持っていかなかったら、国もこれから何年かまでに1万人ほどカットするとかいろんなことを言われてますように、やっぱり財源的には人件費が大体町税の半分以上をいってしまうということはかなり厳しいわけですから、そこらも十二分に視野に入れながらやっぱり考えていかなかったらいけないと思いますし、国がこれからどうしていくのか。今国会等が、予算の関係等をおっしゃってますけども、住民投票の問題とかいろんな問題が今総務省等でまとめられた法案等があると思います。そこらがどう推移していくのか。その状況をやっぱり見きわめて、我々としては的確にとらえていくことが大事であろうと考えております。

○議長（萬里川美代子君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 具体的に合併をしたときに、町民としてどのようなメリットがあるか、またはデメリットとはどんなものかということをお聞きしたんですが、大雑把におっしゃったので、もう少し詳しくどなたかご答弁をいただけませんか。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） もう少し具体的に申し上げますと、メリットにつきましては4点ほど考えてます。

1つ目といたしましては、財源、人材、施設などが一元的に活用されることにより効率的な経営資源が可能となります。その結果、従来からの行政サービスを維持するとともに、スケールメリットにより生じる財源、人材、施設などを別途活用することにより、より高度で専門的なサービス提供ができるようになります。

それと、2つ目といたしましては、歳出における義務的経費の圧縮が可能になり、それらから生じる余剰財源を活用してより高い都市的施設の整備など、重点的な投資が可能となります。

3つ目といたしましては、行政区域が拡大すれば、より広域的な観点から、地域の状況を生かした計画的なまちづくりが可能となります。

それと、4つ目でございますが、人口規模が大きくなりますと、行政サービスの水準

を下げずに人口1人当たりの歳出額などの削減が可能となり、重点的な投資を行うことにより行財政の効率化が図られるというような、このようなメリットが考えられるわけでございます。

懸念する部分でございますけれども、いわゆる市町村合併の懸念また課題につきましては、合併後の中心部と周辺部との地域格差に対する懸念、人口が増加し、行政面積が拡大することにより住民の意見の反映が難しくなるという懸念、行政の単位が大きくなることによりきめ細かなサービスが受けにくくなるのではないかということが一般的に言われているようなことでございます。

○議長（萬里川美代子君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、ちょっと具体的に聞かせていただいたんですけれども、合併するしないは別におきまして、例えば合併をするといったときに、どのような事務的作業の流れになるのかということもお聞かせをいただけますでしょうか。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 合併するための事務的な作業というご質問でございます。これにつきましては、まず合併協議会の設置に至るプロセスがございますが、そのプロセスにつきましても何点かございます。

1つとしては、議会からの働きかけによる、そういったきっかけとなったケース。市町村、いわゆる行政が主導で進んだケース。住民の皆さんからの動きがきっかけとなったケースなどさまざまなケースがございます。そのケースによって変わってまいります。一般的な事務的作業について最近の事例等からご説明申し上げますと、まず1番目に、任意の合併協議会の設置がございます。これにつきましては、合併の本格的な検討と最終的な調整は、法定の合併協議会で協議を中心として進められることとなりますが、それに至るまでの合意形成や予備的な調査等について、この任意の合併協議会で進めることとなります。

2番目には、法定合併協議会の設置でございます。ここでは、合併するかどうかの検討も含め、合併に関するあらゆる事項を協議することとなります。具体的には、合併後の将来についての計画、いわゆる市町村建設計画でございますが、その計画の作成や合併の形式、新市町村名の名称のほか、各種事業の取り扱いの調整などについて本格的に協議することとなります。

3番目には、合併協議会で協議が整った場合につきましては、その協議した事項につ

いて、関係市町村間で合併協定を結ぶことになります。

以降、合併協議会の調印が終了いたしましたいたしますと、関係市町村の議会の議決、知事への合併申請、県議会の議決と知事の決定、国への届け出と告示の手続を経て合併施行という流れになるわけでございます。これが、ただいま申し上げましたが、一般的な合併に至るまでの事務作業でございます。

○議長（萬里川美代子君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、事務作業のようなものを3通りの方法を聞かせていただいたんですけど、もし合併をするという段階の前段の作業で一番重要な点になろうかと思うんですが、住民が合併にどのような感想を持っているか、どういうふうにとということで、住民意思の確認手段というのはどのような手続でなされなければならないかということも、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 住民の方の意思の確認についてということでございますが、どのような手続をされるかということにつきましては、先ほども町長も申しておりましたように、合併対象の市町村でのアンケート調査があると考えます。この場合には、行政や議会主導で市町村合併を進めているケースが多く見受けられる手法でございます。

次に、住民発議によるケースが考えられますが、この場合は法定合併協議会の設置の請求の署名という形になって、住民の方の意思があらわれてくることになります。

次に、住民投票という手段が考えられますが、現行では法的強制力はありませんが、さきに申し上げました住民発議が不調に終わった場合、住民投票の制度化の検討を政府では考えておられるようございまして、今後の動向も見ていく必要があろうと考えております。

○議長（萬里川美代子君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 意思の確認ということで、去る2月11日だったと思うんですけども、新聞の報道で、市町村の合併について、住民意思の確認手段として住民投票制度を導入するというようなことを書かれておりました。先ほど町長も、政府で今検討をされているというようなことをおっしゃったので、合併特例法の改正になろうかと思うんですけども、その中で少し気になったのは、内容としては、住民が発議した法定合併協議会、先ほどから出てますが、協議会の設置を議会が否定した、否決した場合、有権者の10分の1以上の署名があれば改めて設置の是非を問う住民投票ができるといっ

たような内容で、合併の検討に住民の意向を強く反映させるということで、全国市町村会などと協議の上今国会に合併特例法改正案を提出するというような記事でございます。

その中の具体的な手順が3通りございまして、住民発議の協議会の設置を議会が否決した場合、市町村長が住民投票実施の是非を判断する。これは、首長だけが判断をするということだろうと思います。2番目に、市町村長が実施しない場合、今の決断をしない場合、有権者の10分の1以上の署名で住民投票を市町村に請求できるということです。3番目が、住民投票で過半数が賛成すれば協議会を設けるというもので、非常に合併を余儀なくさせるような内容であるというふうに私は思いました。先ほどから町長の答弁を聞いておりましたけれども、合併論といいますのは、1町だけが一生懸命になっても話にならないわけでございまして、どうしても相手方がいるわけでございますから、そういった調整とか協議の中が非常に時間がかかる、その上にまだ住民の意思の確認というものが本当に難しいというふうに思っております。

先ほど町長の答弁の中でもございましたけれども、この特例法が平成17年の3月31日と区切っております。法期限をもうつくっているわけですが、それに間に合わせようと思えば本当に時間的な余裕がないわけでございまして、法律を度外視しまして、斑鳩町は今後の将来像としてどういう描き方をするのか、まちづくりをどうするのかといったことは、非常に大切なことだろうと思います。

それで、やっぱり斑鳩町の財政から見まして、先ほど町長もいろいろとお述べになっておりましたけれども、そういった広域的なやっぱり行政区域が広がったほうが効率的なものもあれば、住民としてはフットワークの悪さがあって余り細やかなサービスがいただけないというようなことも出てくるかと思うんですが、17年に期限を切ってますけれども、これについて、もう答弁はいただかないことにしまして、ちょっとだけ後言わせていただきます。

合併する手続といいいますと、今早口で申し上げましたんですけれども、それ以外にもたくさん内容が含まれておりまして、大変複雑で相当時間と労力を要するようでございます。私は、合併に賛成でもなければ反対でもないんですが、少し前に同僚議員の間で、合併ということについて議論をしたことがあるのかというようなことを聞いたら、1回もしたことないと。町長は、斑鳩市構想をおっしゃっているし、一般質問でも何人かが合併について質問をしたと。しかし、真剣になって斑鳩の将来に向けて合併をど

うするかといったことは、議論をしたことがないというようなことを聞きましたので、それは町長は音頭取りをなさるけれども、議会には余りそういうふうに、具体的にどうあるべきかということはおっしゃっていないような気がいたしましたので、あえて今回一般質問の中に取り上げさせていただいたわけでございます。

住民ニーズの高度多様化といいますか、それから少子・高齢化であるということが、21世紀は100年間延々続くわけでございます。4人に1人が65歳という社会、超高齢社会、既に高齢社会に突入いたしております。介護保険の問題もございますし、それから先ほどからおっしゃっておられました地球環境問題、ごみ問題、それからバリアフリー化等広域的な視点に立ったまちづくりは、今後さらに財政的にも制度基盤の強化が重要な課題であり、自治体の力量が問われることになるのではないかというふうに思っております。地方自治体というのは、住民に身近な行政を行うものとして、住民に最も身近な自治体であるという地方自治の本旨であることを思いますれば、この市町村合併論は、地域における幅広い議論が重ねられて、将来のあるべき姿を検討課題とするべきではないかと私は思っております。

ちなみに、地方自治の本旨とは、憲法92条によるわけでございますが、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」とあるわけです。いわゆる国から独立した地方公共団体が存在して、それに十分な自治権が保障されなければならないという団体自治の権利と、それから各自治体の中では、住民全体の自治が行われなければならないという住民自治の権利からなると解釈をされております。

行政改革大綱では、合併後の市町村数を1,000団体とすると強気で言っているわけですが、ちなみに斑鳩町では、昭和22年ですか、龍田町、法隆寺村、富郷村という1町2村が合併した経緯がございまして、私もこの合併について少し勉強させていただいたので、その当時の経緯というのを研究とか調べて見たかったんですが、なかなか資料もなく、具体的に、昭和28年の合併法がある前に合併をしているから、どういったいきさつで斑鳩町となったのかということを勉強してみたかったわけなんです、それについては余り資料が手元になかったということでわかりませんが、龍田町、富郷村、それから法隆寺村という3者が合体した、そして名称を斑鳩町としたという、そういういきさつの中で、今度は、今言っている特例法の中で合併があるとすれば、町長は斑鳩市構想というものが理想的のようなことをおっしゃっていたわけでございますので、

斑鳩市というのもまんざら悪くはないかなと思いつつも、斑鳩の将来像というのは一体どうなるのかということに心配をしているところです。

例えば、昭和28年（1953年）、町村合併促進法——先ほども申し上げましたが——で合併をした町村は9,868団体あったと。その中から合併をして3,975自治体へと変わっておる。その後のいろんな合併が繰り返されて、1999年には3,230団体となった。それを今度は特例法で1,000団体にしようという、国の意向といえますか方針のようでございます。

それで、自治体というのには、それぞれの地域の実情に応じて市町村のあり方を考えるということが大変重要ではなかろうかと思っております。すべての地域を通じた適正規模ですね、一律に論ずることは困難であります。市町村の数を初めから定めるということは適当ではないのではないかと私は思っております。結婚と、それから合併は、当事者の合意のみで進めるべきの問題で、他からといいますと国からでございますが、強制されることでもないと思うんでございますけれども、21世紀を踏まえた中で、町村のあるべき姿ということが斑鳩町はそしたらどうであるのか。これは、本当に時間があるとかないとかの問題ではなくて、斑鳩町の行政体制をどうするかということは、この議場におられるみんなで一生懸命真剣に考えていかねばならないことであると、私はそのように思います。この取り組みについては、慎重に構えていただいて構想を練っていただきたいと、このように思います。そういう要望でこの件は終わっておきたいと思っております。

それから、もう1点通告いたしております。県道大和高田斑鳩線の東公民館の前に大型店舗が進出すると聞いております。このため、あそこは大変車両の通行が激しいところでございますので、店舗ができますと、一般車両が混雑をするのではなかろうかというふうに心配をいたしまして、そのために東公民館の利用をされる歩行者の方々の安全確保はどのようなものかということでお尋ねをしてみたいと思っております。

まず、店舗の位置は、今造成をやっておりますのでわかっておりますので、店舗にかかわる敷地総面積と、それから売場面積、それからもう1つ肝心の駐車場の収容台数、それをまずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 1点目に敷地面積でございますが、約6,700平米でございます。そして、売場面積につきましては、約1,000平米でございます。そし

て、駐車場でございますけれども、駐車台数は１１８台分でございます。そのほか、自転車置き場として１５４平米、バイク５０平米、台数としましては、自転車等が１５６台、バイクは３３台というような概要でございます。

○議長（萬里川美代子君）　１３番、喜多議員。

○１３番（喜多郁子君）　それから、工期はどのくらいになりますか。開店期日がわかっておりましたらお知らせください。

○議長（萬里川美代子君）　清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君）　工事の施工工期、直接は確認しておりませんが、今図面等がございませんが、６月にオープンされるということで聞いております。

○議長（萬里川美代子君）　１３番、喜多議員。

○１３番（喜多郁子君）　６月に開店ということでしたら、もうすぐですので、それで聞くところによりますと、名阪の法隆寺インターから斑鳩のほうへ抜ける車線が左側でございまして、その左側の位置に今の言っている店舗ができるわけなんですけれども、その店舗へ入ろうと思えば、左車線でインターのほうから走ってきて入るということは、それは通常オーケーですが、法隆寺方面から来ました車というのは、右折禁止ということになるというようなことを漏れ聞いているわけなんです。そうすると、右折をした車両というのはどこへあふれていくのか、どこでＵターンして今できようとする大型店へ行こうとするのかということをちょっと心配をされた商店の人がいらっしやいまして、ちょっと私も研究してみたんですが、なかなか、右折しかないのかということも心配をしております、私が住まっております服部の周辺のほうへ車が迂回して走ってくるんじゃないかという心配もありますし、もう１つは駅前の方が混雑するんじゃないかというようにもございまして、もう１つは南都銀行法隆寺駅前支店のあの辺の信号のところが非常に混雑をするんじゃないだろうかという、いろんなことを心配をされて相談を受けました。

それで、左折のみで右折禁止のままで６月が開店ということでございますので、車両処理ができるのかと。大変、オープンになると一時にばあっと客が混雑をすると、あの辺が交通麻痺を起こさないかなという心配ですので、私は一層公民館とかを利用される斑鳩の住民の方に対しては迷惑な話だなというふうに思っているわけです。

ですから、左折のみだけしか検討をできないのか。例えば東公民館の横のところに信号機の設置というのは無理なのかということで、ひとつお聞かせをいただきたいと思い

ます。

○議長（萬里川美代子君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、議員からご指摘をいただいておりますように、店舗への進入、そして出につきましては、今申されておりますように、入りにつきましては左折、そして出につきましても左折しかできないというような状況で協議がなされております。

そして、信号機の関係でございますけれども、より交通安全を確保するという観点から、今開発事業者におきまして関係機関と設置について協議を進められております。町といたしましても、そういう関係で、こういう設置について警察等に、関係機関への働きかけを行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（萬里川美代子君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 歩行者第一優先としまして信号機を設置していただければ、それで十分な措置になるかと思うんですが、ただこの質問に関しましては、あとの議員が何項目か掲げておられまして、重なっていくだろうと思っておりますので、余りたくさんは言いたくないんですが、安全確保ということで118台の駐車台数があれば、その台数を上回る車両がいずれにしろその周辺を通行するということを考えますと、私は一番斑鳩町でメイン道路と申しますか、歩道がついた一番 ——斑鳩町の道路の中でですよ——いい状態の道路のところへそういった大型店舗が来ると、またいろんな交通弱者と言われる方々に迷惑がかかるなあというふうに思っているんです。場所としたら、私はああいう、あんまり県道高田斑鳩線の沿線上に、それも斑鳩町の法隆寺近くにそういうものをつくられると、業者の方に怒られるかわかりませんが、大変迷惑だなあというふうに思っております。せめてもの方策としまして、信号機を設置をしていただければ、何とか皆さんの苦情を最小限といいますか、そんなにたくさん聞かないで済むかもわかりませんので、ぜひとも信号機設置については推進を大いにやっていただいて、安全確保ということでお願いをしておきたいと思っております。

早口でしたけれども、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（萬里川美代子君） 以上で、13番、喜多議員の一般質問は終わりました。

午後3時まで休憩いたします。

（午後2時40分 休憩）

（午後3時00分 再開）

○議長（萬里川美代子君） 再開いたします。

次に、7番、野呂議員の一般質問をお受けいたします。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） それでは、質問をいたします。

まず、質問事項を6項目も挙げましたので、1時間で時間が少ないわけです。1つずつ一括して質問を申し上げたいと思います。ですから、答弁のほうも簡潔で結構でございます。できるだけ早口でひとつ答弁のほうもよろしくお願い申し上げます。

1つは、町営住宅の建設計画について問います。

第1点は、今回の設計の特徴は何か。完工年月日を伺っておきたいと思います。

2つ目は、財源内訳をお聞きいたします。

3つ目は、公共下水道との接続についてどう考えているのか、伺いたいと思います。つまりは、二重投資にならないかということでもあります。わかっておれば、合併浄化槽の建設費は幾らぐらいかかるのかということも、ご答弁願えればありがたいと思います。わからなければ、結構です。

4つ目は、老朽浄水場の撤去、住宅建設は、授業や、近辺住宅に相当の騒音、交通公害を引き起こします。近辺住民、南中学に対する説明会の計画をお聞きしておきたいと思います。

以上であります。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） まず、1つ目でございます。今回の設計の特徴並びに完工年月日ということでございます。

町営住宅の整備につきましては、今年度において、今後の住宅整備の基本方針となります。まず斑鳩町営住宅ストック総合活用計画を策定中でございます。これに基づきまして事業を進めていくこととなりますが、基本的な考え方として、高齢者等が暮らしやすい住環境に配慮した整備とすることや、事業費としてもコスト縮減を図れるようにしていかなければならないと考えております。

なお、具体的な設計方針につきましては、来年度予算として計上しておりますことから、新年度の早い時期に地元とご相談しながら、また常任委員会にもご報告して決定してまいりたいと考えております。

また、住宅建設時期につきましては、14年度から15年度への2カ年事業として考えております。

2つ目といたしまして、財源内訳でございます。

町営住宅建設に係ります費用についてでございますが、平成12年度といたしまして、用地取得及び第2浄水場施設解体費といたしまして2億6,519万1,000円、そして平成13年度事業といたしまして、設計委託費及び地質調査並びに電波障害調査費といたしまして2,250万円の予算計上をしているところでございます。

この財源内訳といたしましては、平成12年度では、国庫2分の1で1億34万5,000円でございます。町債といたしまして1億30万円、一般財源として6,454万6,000円でございます。13年度では、国庫が2分の1で1,000万円、町債850万円、一般財源400万円となっております。

また、建築費用につきましては、13年度に設計委託を計画しておりますことから、現段階では事業費の把握はできておりませんが、概算で約1戸当たり2,000万円程度と推定しております。これにつきましても、同じく国庫補助基準額の2分の1ということでございます。そして、起債につきましては、年度によって国の方針により変わりますが、85から100%ということでございます。

次に、公共下水道との接続についてでございます。

町営住宅建設予定地につきましては、現在のところ公共下水道の事業認可を受けておられない区域にありますので、また整備につきましても現段階では不透明であるということから、合併処理浄化槽により汚水処理をしてまいりたいと考えているところでございます。なお、将来において下水道がスムーズに接続できるような排水整備とするなど、できるだけむだとならない方法について十分検討を行ってまいりたいと思います。

なお、合併浄化槽につきましては、現在まだ積算に至っておりませんので、事業費はわからないところでございます。

次に、説明会等の計画についてでございます。

旧第2浄水場施設解体工事並びに新規町営住宅建設工事の施工に当たりまして、事前に隣接する自治会、そして関係者の方々にご理解とご協力を得ることが必要不可欠であると認識しているところでございます。そういったことから、一定の計画案が明らかになった時点で、地元や関係機関と日程調整を行いながら、早い時期に説明会を行ってまいりたいと考えております。

また、ご質問の工事に起因する騒音や振動、そして交通支障等につきましても同様、地元とご相談しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく

お願い申し上げます。

○議長（萬里川美代子君） 7 番、野呂議員。

○7 番（野呂民平君） どうもありがとうございました。

次、2 番に移ります。

奈良中央信用金庫前に万代百貨店が来ることにに関して聞きたいと思います。

1 つは、総敷地面積、売場の面積、駐車場面積、駐車できる車の台数等をお聞きいたします。

2 番目は、開店時間は、また閉店日はいつか、扱い品目はどのようなものか、お尋ねしておきたいと思います。

3 つ目は、大交通渋滞や事故が予想されますが、どんな対策計画になっているか、伺っておきたいと思います。

4 つ目は、ラポール初め地元小売業に対する影響度をどのように予想しているか、伺っておきたいと思います。

5 つ目は、町内の人の雇用に関しての万代側の考えはどのようなものか、伺っておきたいと思います。

6 つ目は、ごみのリサイクルと処理について、万代側はどういう方針か、伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） それでは、まず初めに規模等についてでございます。

当店舗の建築に関しまして、都市計画法第 29 条に基づきます開発許可申請手続がなされております。その手続の中で、当町と事前協議を行っているところでありますが、ご質問の総敷地面積等につきましては、その当該手続におきます町に提出されている資料からお答えいたします。

まず、総面積でございますが、約 6,700 平米でございます。売場面積といたしまして、1,000 平米でございます。駐車場面積でございますが、2,900 平米でございます。駐車場台数といたしましては、118 台でございます。そして、自転車置き場ということで、156 台の 154 平米でございます。バイク置き場として、33 台で約 50 平米の計画でございます。

次に、開店時間並びに閉店日並びに扱い品ということでございます。

株式会社万代に確認いたしましたところ、まず営業時間についてでございますが、開店時間が午前１０時から閉店時間が午後９時となっております。また、休業日ということでございますが、不定休ということでのご返事で、年間の営業日数を最大３５３日間と予定されております。

また、取り扱い品目についてでございますが、青果農産物などの生鮮食料品、そして惣菜関係、そして雑貨家庭用品などを取り扱い販売されると聞いております。

また、建物に附属するテナントとして、生花店並びにクリーニング店の店舗が参入されるという予定でございます。

なお、生鮮食料品等にかかる率でございますが、約８７％でございます。そのほかは、雑貨とかいうような率になってございます。

次に、ラポールを初め地元小売業に対する影響度ということで、地元小売業に対します影響度の予想といたしましては、このたびの出店によります同業種の小売業者に与える影響は、少なからずあるものと予想いたしております。しかしながら、大手スーパーが立地することによりまして、広域圏の集客効果も期待できますし、多岐多様にわたります消費者ニーズに的確にこたえることによって、地域の小売業者の活性化、また共存共栄が図れるという相乗り効果があるものと考えております。

なお、斑鳩町の商工会におかれましても、出店計画事業者と協議を行う中で同様の見解を示されており、出店計画者に対する要望は特になされていないと聞いております。

次に、町内の方の雇用に関してでございます。

スタッフの採用方針といたしまして、店舗在所におきます住民から人材確保をすることを基本とされております。その主な要因といたしまして、スタッフの主婦層から提案される地域の消費者ニーズを的確に営業方針に生かされ、地域に密着した運営を重要視されているためとお聞きしております。

なお、採用予定人員につきましては、約１００名の採用を予定されているとお聞きしております。その内容といたしましては、主婦が６０～７０％、そしてアルバイトが約３０％という内訳となっております。

以上でございます。

○議長（萬里川美代子君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ３番目のご質問でございますけれども、さきの質問者からも同趣旨でご質問をいただいております。同じ答弁内容となりますが、ご理解を賜り

たいと思います。

まず、車の出入りにつきましては、原則といたしまして、入るときは左折によるものと、そして出ていく場合につきましても左折による退場ということになっております。ただ、出入口につきましては、常時誘導員を配置するなどして、交通渋滞の緩和とか交通事故の防止に対する指示及び誘導を行うこととされているところでございます。

また、事業者におきましても、交通安全の確保をする考えから、信号機の設置などについて、警察等の関係機関と具体的に協議をされておるということでご理解をいただきたいと思います。

それから、6点目のご質問でございますけれども、この店舗から発生をいたしますごみ処理及びリサイクルについてということでございますけれども、新店舗から発生します食品トレイ、紙パック、段ボールなどリサイクルが可能なものにつきましては、店舗側におきましてリサイクル処理を行っていく計画となっております。また、お客様が持ち込んでいただけるということにも対応できるように、店舗内に回収ボックスを設置し、リサイクル処理を行っていく計画にもなっているところでございます。

また、その他のごみの処理につきましては、ごみの減量に努めていただくようにということで協議を行ったところでございますけれども、その処理方法につきましては、事業者において今現在検討をされているということでございます。

また、生ごみ等の保管につきましては、専用の保管庫を設置いたしまして、冷蔵保存を行いまして、臭気等が出ないようにする対策も講じていくということで確認をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（萬里川美代子君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 今の3つ目の問題、いわゆる交通渋滞や事故が予想されるという問題でありますけれども、まさに交通渋滞は、設計上から言いましても、私は必ず起こるというように予測するわけですね。特に西名阪から車が相当台数が多くて、もちろん西名阪に入る車も多いわけでありまして、私はあの道を歩いて時々横断するわけですが、その横断すら、たった1人の私の横断すら、相当長時間待たなければ渡れないという現況であります。ですから、万代が来て、そして買い物客が入る、しかも車で入ることになりますと、必ずや大渋滞が起こるんじゃないかというように思うわけです。

そして、本来ならば、進入路につきましては、例えばジャスコのように、入り口につきまして一定の距離をとって3車線にして、そして待ち帯というんですかね、待ついわゆる路線、待ち路線をつくると、こういうことをしないと、大型店というのは、やはり混雑を引き起こすわけですね。ですから、そういう点では、今回は立地的に非常に無理があると。しかし、私はその南側のほうで、まだ田んぼの土地等があいておるんではないかというように思うわけですね。そういったところを、何とか店側に努力をさせていただいて、そういった待ち路線というものが確保できないものかどうかと、そういう努力をさせる必要があるというふうに思うんです。これは、やってみなければわかりませんが、今のような左側から入って左側から出ると、左車線からね。同じことをするわけですから、だったら南側から来た者は店に入れないわけですね。ですから、その辺について——間違うとったら訂正しといてください。その辺について、いずれにしても非常に難しいと。南側から来た者が左車線から店舗に入るとした場合に、南側から来る車とかち合うわけですから、難しいという条件ですね。ですから、設計上非常に問題がある。こういう点について、これはやっぱり町が今後ともひとつ努力をしていただいて、できるだけ地元住民等に迷惑がかからないようにということを強く要請しておきたいと思います。

次に移ります。

3つ目であります。神南昭和団地のガス、水道管の布設がえについて伺いたいと思います。

1つは、その後の進行状況と問題点を伺いたいと思います。

2つ目は、そうですね、もう読み上げておきます。今回、新たに神南昭和自治会から集会所建設の請願が提出されておるわけでありましたが、鳩水園に対して地元に対する公共工事の先行投資——いわゆる補償工事ですね——について、昭和町に対する町の基本的な考え方を問うておきたいと思います。特に、当時地元議員や神南自治会は大変な取り組みようであったわけでありましたが、昭和町はどうなっていたのかも聞いておきたいと思います。

3つ目は、し尿処理場ができてからの神南自治会への公共事業への先行投資、いわゆる補償工事は、事業費ベースで見ると累計で幾らになるのか、聞いておきたいと思います。

以上です。

○議長（萬里川美代子君） 辻上下水道部長。

○上下水道部長（辻 善次君） まず1点目の昭和団地のガス管の関係について、私のほうから報告させていただきます。

まず、昭和町の自治会内のガス管及び水道管の整備、埋設につきましては、今日まで河川の管理者 ――大和川工事事務所と協議を行っておりますが、河川区域の占用に当たっては、個々の占用では難しいとのことでありまして、このことから、この区域の全体的な計画であれば協議に応じられるということで、その中でも特に縦断占用につきましては、一体的な構造ということでありますことから、共同溝ということでガス会社と協議をいたしておりますが、費用的にかなり難しいということでもありますので、このことから他の方法でできないかということで、今現在内部で検討をしているところでございます。

なお、先月の28日でございますけれども、地元自治会役員さんと今日までの経緯を報告し今後の対応を協議させていただいておりますが、特に河川区域の全体的な整備となれば、一部地域の住民の方が反対されていることから、この方々の理解と協力がなければ難しいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 2番目の昭和町に対する町の基本的考えを問うということでございますけれども、し尿処理施設であります鳩水園建設にかかわります補償につきましては、建設当初に関係自治会などと交渉を行いました結果、要望として取りまとめ、そして覚書を締結しているところでございます。この覚書に提示されました要望事項につきまして、地元と協議を行う中で、順次補償工事として実施をいたしているところでございます。

今般、昭和町自治会から提出をされました「し尿処理場鳩水園建設に伴う補償として自治会集会所を求める請願」についてでございますけれども、鳩水園建設にかかわりまして、昭和町自治会とは補償要望として覚書を交わしておらないところでございます。しかし、今般このような請願が提出されまして、その結果、厚生常任委員会に付託をされたところでもございます。担当常任委員会とご相談、ご協議を申し上げる中で対応をしてみたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

それから、3点目のご質問でございますけれども、神南自治会、同じく水利組合、農

家組合に対しまして、鳩水園の補償事業として投資をしてまいりました事業費は、一応平成12年度の執行見込みを含めましてお答えを申し上げたいと思います。5億608万3,000円になる見込みでございます。なお、この事業費につきましては、他の事業に投資をしております事業費も含まれているということでご理解をいただきたいと思います。かなり古いところの分もございますので、その辺の整理がされておらないということでご理解をいただきたいと思います。

また、あわせまして、昨年の9月議会の決算審査特別委員会におきまして、野呂議員から同様のご質問をいただいております。事業費として神南自治会へは4億7,559万4,000円ということでお答えをさしていただいておりますけれども、これにつきましても、今回と同じようなことで、他の事業費が一部含まれているということでございます。このときお答えをさせていただきました、神南自治会ということでお答えをさせていただいておりますけれども、この中には、神南の水利組合、農家組合ということも含まれております。そしてまた、この水利組合からご要望をいただいて、笠町自治会地域内での施工をいたしました事業費につきましても含まれているということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（萬里川美代子君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） まず初めの、1番のいわゆる昭和団地のガス、水道管の布設がえについて、これはガス会社のほうは、今にもうっかりしたら爆発するかもわからないほど老朽化しているという話であったわけですね。建設省は、それに対して、きちっとしたいいわゆる占用の契約書を持ってきてくださいと、そうしたら検討いたしましょうと、こういうことでありました。そういうことを、ぜひとも早く契約書をつくって交渉をしていただきたいということと、もう1点は道路の問題ですね、難しいのは。これについては地元の反対があるということとありますが、そうなりますと、これは実質上不可能になりますので、そういった点につきましては、やはり住民とよく相談して、事が前に進むようにひとつ努力方をお願いしておきたいと思います。

次に移ります。4番であります。

町内消防第2分団の屯所の建設計画について伺いたいと思います。

1つは、新しく建てる計画ということでありますけれども、借地面積は幾らになるのか、お聞きしたいと思います。

2つ目は、分団としての必要建物面積はどれだけか、必要駐車面積はどれだけか、何台ぐらいかということも含めて聞かせていただければありがたいと思います。

3つ目は、借地契約の期間と料金、その他の条件はあるのかどうか、含めて聞いておきたいと思います。

4つ目は、なぜ必要な面積を公共用地として購入しないのか、なぜ借地とするのかという点ですね。

それから、5つ目は、急を要するとは思えないが、適当な用地購入をすべきであるというように思うわけでありますけれども、それは公共下水の供用まで待てないかという問題であります。今、法隆寺地域につきましては、下水道の工事を行っておるわけでありますけれども、二重投資になるという点であります。そういった点についてどう考えておるのか。特に私は、財政難のとき、第2分団員にお願いをして、少しの期間であれば待ってもらようようお願いすべきではないかという考え方を持っております。そういった点についてどう考えておるのか、伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 5点の質問でございますが、順次お答えしていきたいと思えます。

まず、借地面積でございます。1, 287平方メートル、坪に換算いたしますと389坪でございます。

2点目でございますが、消防団詰所といたしましては、消防車2台分の車庫、消防団員33名分の詰所、便所、備蓄倉庫等のほか、有事の際、消防団員33台分の駐車場の確保が必要であると考えております。そのほか、平成13年4月1日から、県の風致地区条例改正によりまして緑地帯が敷地の20%以上必要ということでございまして、それらを合わせますと約1,000平米程度の面積が必要と考えておるところでございます。そういったことで、残地につきましては、この土地が一筆の土地を借用することから、少し残ったからその分は要りませんというわけにはいかないわけでございます。今回の整備計画の中でも、この場所が歴史的街路整備事業の起点として位置づけられているところもございまして、法隆寺の門前にふさわしい施設としての整備を考慮していく中で有効利用をしてまいりたいと考えておるところでございます。

3点目の契約の関係でございますが、契約期間は50年を予定さしていただいております。

ます。賃貸借料は、法隆寺近辺の定期借地権付分譲住宅の単価を考慮しながら平米当たり1,400円と、それに合わせまして、固定資産税、都市計画税を加算さしてもらう中でお支払いさしていただくということに考えております。

その他の条件といたしましては、賃借料は、物価変動を考慮して10年ごとに協議するようにしておりまして、またこの協議の際には、賃貸人が土地の買い取りの申し出があったときには、それらにつきましては誠意を持って当たっていかうというような内容でございます。

それと、4点目でございますが、今回の移転予定地の地権者に対して購入することで最初は交渉に当たったわけでございますが、賃貸であれば用地協力をしたいということの話でありました。当町といたしましては、世界文化遺産を守るという観点から、法隆寺の参道近くに第2分団詰所を設置することが肝要であると考えている中、また将来的にこの付近での移転用地の確保が困難であることも予想されるため、今が移転の好機と判断いたしまして、購入でなく賃貸で用地の確保を行うことにしたいと考えておるところでございます。

次に、5点目でございます。今日まで、平成2年度に第3分団詰所の移転、平成7年度は第1分団の詰所の移転を行ってまいったわけでございます。残る第2分団の詰所につきましても、現在の施設は狭隘で老朽化——これにつきましては昭和47年建築でございますが——していることから、また団員用の駐車場もないことから、これにつきましては参道の道路にとめていただいておりますが、そういったこともありまして、第2分団を初め関係者皆様から強い要望もあったわけでございます。今日まで、移転は懸案事項でもありましたが、あいにくにも移転場所について適当な場所が見当たらず、その整備がおくれてきたところでございます。

特に、最近では、6月議会の一般質問、また消防運営委員会におきまして、議員皆様方からご心配、またはご指摘をいただいたところでございます。町といたしましても、そのことは早急に整備が必要であると再認識をしたところでございます。しかし、移転先については、今日まで用地の確保について困難を極めてきた中で、先ほど申し上げましたとおり、法隆寺参道付近で用地提供の協力が得られるということになりましたため、それを絶好の機会ととらえ、移転整備を行うことと考えておるところでございます。

また、公共下水道の供用まで待てないかということのご指摘でございますが、今のと

ころ供用開始は平成17年に一部供用開始予定ということでございますが、各公共施設の整備計画と公共下水道の事業との整合をとり、先行して整備をすべきかどうかを検討してはどうかとのことでもございます。しかしながら、公共下水道が整備されることが何年か先に予定されておりまして、先ほど申し上げました用地の確保はそれまで担保されるかどうかわからない状況でございます中で、地権者の意向を十分踏まえ判断したものでございます。そういった点でご理解を賜りたいと考えております。

なお、排水設備につきましては、下水道がスムーズに接続できるように配慮してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（萬里川美代子君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 経過につきましては、よくわかりました。私の疑問とする意見を少し申し上げておきたいと思うんです。もちろん、第2分団の方々には、法隆寺の門前ということで、特に文化遺産、そういう中で町民全体の財産を守るためにも大変な努力をしていただいていると、そういうものに対してこたえていくというのは、これは当然のことであろうというようにも思うわけです。

ただし、私どもの町は、実際現在大変な財政難でも一方ではあります。そういうときに、考えますときに、いわゆる借地、定期借地権で50年契約ということであります。これは税も含むと、現在駐車場として借りているのが年間60万ということであります。それが、いわゆる宅地化して建物を建てますから、そういうことで借地料も上がるということで、税も含めると年間270万円の借地料になるということですね。

そういたしますと、例えば土地を買うとして、坪60万で買ったといたしましたら、100坪買ったといたしましたら6,000万ですね、200坪買ったといたしましたら1億2,000万円であります。私は、借地というところが、町のいわゆる公共施設としては、資産として取得すべきではないかという考え方が基本にあるわけです。例えば、地代年270万円としますと、10年払うと2,700万円ですね。50年の定期借地で50年払ったとすると、実に何と地代は1億3,500万円なわけです。そうすると、先ほど私60万で200坪買ったら1億2,000万円で済むと、こう言いましたが、それと比べてどうかということですね。この50年借りて1億3,500万円払うと、そしてなおかつ50年たったら、これは地主から返してくださいと、そのときの状況の変化にもよると思いますけれども、もちろん引き続き貸してくれるということも

ありましょうし、先ほど言われました途中で売却ということもあろうかと思うんですが、例えば50年たって出ていただきたいと言われた場合、それやったら次はどこへ行くんかというて、50年先にいわゆる事が先送りになる場合もなきにしもあらずという危険性、そういう点が私は心にひっかかるわけであります。50年たっても土地は町のものにならず返さなければならないと、町の資産として残らないと、また探さなければならないと、こういうことについては、こういう危険があるものについては、やはり私はよく考えて対処すべきではないかというように思うわけです。

ですから、そういった点でご理解を願えるなら、今すぐ土地がないと、適当なね、しかも公共下水につきましても問題があるということであれば、何とかご理解を願って、少しの期間であればもう少し我慢をしてもらえないだろうかというようなお願いができないものかどうかというのが私の意見であります。これ以上は言いませんけれども、そういった点で、ひとつ分団の方々ともよく相談いただいて、この件につきましては対処していただきたいということをお願い申し上げておきたいと思います。

次に移ります。

5番目、職員の人事の基本的考えと議会事務局（長）の人事についてお伺いしたいと思います。

1つは、肩たたきの基本的な考え方について問うておきたいと思います。

それから、定年と年金、特に年金支給が、ご承知のように段階的に65歳になるわけでありまして、定年延長などもいろいろ言われておるわけでありましてけれども、今後町としてはどう対応を考えておるのか、伺っておきたいと思います。

また、役職の登用につきまして、私は公務員としての倫理観と能力ある幹部職員の育成が大事というように思うわけです。これは町も考えているところであります。そしてまた、女性の幹部職員も少ないと。そういう面でも、条件整備も必要であるし登用も必要であるというように考えておるわけです。そういった点について伺っておきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、職員人事の基本的考え方についてでございますが、まず退職勧奨につきましては、任命権者がその人事管理上の必要性に基づきまして、職員の意思に基づく退職の申し出をさせるための説得行為でありまして、法律的に根拠を持つ行政行為ではなく、単なる事実行為であるために、職員は何らの拘束なしにその意思

を決定できるものでございます。したがいまして、その説得の過程において、心理的圧力を加えて退職を強要するものではございません。

現在では、職員の高齢化による人事の停滞、公務能率の低下、人件費の膨張等を回避するため、役職付の職員については、おおむね58歳になる者について退職勧奨を行っており、これに応じて職員が自己の意思により退職していただいているところでございます。60歳定年制度が実施されている今日においても、職員の新陳代謝を図り、勤務意欲の高揚、行政能率の促進を図る等の必要から行われる退職勧奨は、今後においても必要性はあるものと我々は考えておるところでございます。

次に、高齢社会の到来に伴い、高齢者の知識、経験を社会に活用していくとともに、年金制度の改正により年金支給年齢が引き下げられていく中で、60代前半の生活を雇用と年金の連携により支えるために、平成13年4月から新たに再任用制度が施行されます。この制度の適用を受けて、働く意欲と能力のある定年退職者等を再任用することにより、高齢者雇用が促進されるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、役職の登用についてでございますが、役職の登用は、人事管理上最も重要な位置を占めるものと考えており、登用のやり方によって公務能率や組織の活力が大きく左右されることから、従来のような年功序列制ではなく、複雑多様化する行政需要にこたえられる人材を育成し選抜していくという、能力主義に立った柔軟な運用に努めているところでございます。

登用に当たりましては、昇任試験や勤務評定などの能力適正を客観的、合理的に判定していく方法を取り入れているところでございますが、特に女性職員の管理職への登用については、昇任試験を導入しているところから受験者が少ない現状であります。今後もより一層受けていただけるような環境の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（萬里川美代子君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） いわゆる肩たたきについては、法的根拠はないと、あくまでも自主的なものであると。これは本会議での答弁ですので、私はやっぱり全職員に、このことについては、自主的に残る意思があったら残れますよということにつきましては徹底をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。そして、今の答弁につきましては、評価をいたしたいというように思うわけです。

それから、特に肩たたきについては、なぜ起こってきたかという点については、これは財政難の問題でありますとか、あるいは役職ポストの不足、こういうものがあつたと思うんです。ですから、特に有能な人材を引き上げるという点で、役職ポストというのは、一定の年齢で、そのいわゆる役職について、頭が詰まってくるわけですから、そういう矛盾が起こるということですね。そういったことでのいわゆる考え方もあつたんじゃないかというように、私自身は解釈をしておったわけでありまして。しかし、今後とも、そういった矛盾は、いわゆる60歳定年まできちっと勤めれば必ずや起こるという矛盾を抱えておるということも事実だというように思うわけです。

いずれにいたしましても、そういうことで、町側の今後の人事政策に対する努力方を求めておきたいと思います。

そして、次に、議会の事務局長人事の経過、投書ほかにつきまして、議会の事務局長に答弁を求めていたわけでありまして、答弁を拒否するということですが、私の考えを述べたいと思いますので、異議があれば答弁をしてくださって結構でございます。

私が、議会初日3月1日に、一般質問で議会事務局長に答弁を求める質問書の提出をいたしましたら、議会終了後正副議長から強い要請がありました。議会事務局長への質問は、やめてほしいというものであります。さらに、4日の日曜日に自宅に正副議長が来られまして、再度強く局長への質問をやめるよう要請されました。同時に、局長本人が答弁しないと言っているとして、その理由として、議会運営の解説書の写しを持ってきたわけでありまして。ですから、私は、局長が答弁を拒否するなら、それはしょうがない。しかし、質問書の「答弁を求める者 事務局長」は削除しませんと断ったわけでありまして。

しかし、考えますと、事務局長自身のことで質問されているのに、町の会議規則ではなく他の解説書を引っ張り出してきて、何とか答弁しないように都合のよい部分を見つけてきて、それを正副議長が言うのはどうも解せないわけでありまして。町の会議規則には、局長が答弁してはいけないと書いてないのは当然であります。他の質問には、関係部課からの問い合わせがあります。局長が来ないで正副議長が来ることは、全く逆ではないかと思うわけでありまして。

さらに、昨日は電話をかけてこられて、話があると言って言いわけをし、さらにきょうの一般質問の準備をしているのに、家に来て、自己の退職届撤回の理由、正当性を主張し、つまり退職勧奨制度に今まで反対し、同僚と話し、運動もしてきたこと、さらに

若い女性の後進の道を切り開くために退職を撤回したということでもあります。

次に、さて、事の発端は、12月議会末の全員協議会を閉じてすぐ議長から、局長のことについて、残留の努力もし引きとめもしたが、退職するということで局長から一言あいさつがあると切り出し、局長は、お世話になったが3月で退職する、今後ともよろしくとあいさつをいたしました。私も、突然であり、単純に何でやと、よくやってくれていたからやめんでもよいのではないかと言ったくらいであります。ご苦労さまの歓送会が必要だとも考えておったわけであります。

ところが、1月17日付の投書が自宅のポストに入ったわけであります。投書には、私の知らない驚く内容が書かれていました。事情を知る町民からの局長の辞表撤回の議会の動きに対する不信感と、職員全員に公平な人事をとるものでありました。投書の紹介については、ここに持っておりますけれども、正副議長の要請があり、資料として議事録に載せることで了解しましたので、ただいまは読み上げません。これは、議会全体の名誉と信用にかかわるものであります。30年も議員をしていた者が、無記名の投書なんか問題にするなど私に言う議員もおりますけれども、KSDや脱税、あるいは土佐山村の事件など、投書などの情報から端を発しているものが数多くあるわけであります。しかも、この投書の内容は、非常に事情に精通した正確なものであります。私の調査によっても、ほぼ事実であります。

さて、私が思うには、3月に退職すると議員にあいさつを終えた人が、わずか半月ほどの間に辞表を撤回するという事は、容易ではありません。議会幹部の動きは、正月の5日、出初式の日であります。議会四役が、事務局室を通り議長室へ集まり相談し、そして助役に会って定年までの職員の雇用と局長の残留を求めたということでもあります。理事者側は、定年までの雇用については明言はせず、局長の残留については、個別人事のことについては言わんといってくれと、断ると言ったが、四役が来たので、議員全員の総意と受け取り、それなら仕方がないと了とし、すぐに議長に返事をしたわけであります。議長は、前回自分が言ってだめだったことが了とされたことに恐らく驚きながらも、局長に辞表が撤回できる旨伝えたいと思います。

そこで、私は不審に思うのは、1つは、事前に何もないのに、出初式の5日になぜ議会四役が集まって、即定年までの雇用についてや局長の残留の申し入れに行くのかということでもあります。すばやい、なぜ、この時期にという疑問であります。

2つ目は、助役にそういうことで四役が会いに行くということは、事務局室にいる局

長は、正月の5日ですから、幹部4人が一体何事かと、普通聞くなり、聞かずとも察知できたはずだと私は考えるわけであります。つまり、自身に関係すると感じたら、なぜとめなかったのかという疑問であります。

3つ目は、そして事務局人事は、自治法138条の5で、議長が任免することになっております。他の議員が介入するのは違法であります。ただし、議長は理事者側と相談するのは、これは当然必要なことであります。

4つ目は、議運や全協に諮らず動いたことにつきましては、議運の委員長は陳謝してくれました。今後は、このようなことで会議に諮らず動くことはないとは私は解しております。私は、議会が肩たたきなどに関して理事者側に物を言うのなら、正式の会議の場や決議で対処すべきだと考えておるわけであります。議会の事務局長は、正しく役割を果たすべきだったと考えるわけです。

5つ目は、さらに、議会の総意と受け取って理事者側が議長に断っていた局長の残留を認めたとしても、普通の公務員としての倫理観を持ち合わせていたら、議員の前で退職するあいさつをし退職届も出しているわけですから、そんな手の平を返すようなことをしたら自分の人格が疑われますと、私なら断るでありましょう。普通の倫理観のある人の考え方、ましてや幹部職員が後進のことを考えたら、どういう対処方が正しいのかということであります。議員に退職のあいさつはあったが、撤回の報告は今もって本人からはないのであります。

局長が昨日かけてきました電話と自宅に来ての話によりますと、私の質問――肩たたきについて異議を唱えたり運動をしたりしたことがあるのかとの問いに対して、今まで皆と一緒に主張してきたし、今回考えを変えたのは、女性の後輩が定年まで勤められるようにする先駆けの役割、つまり、いわゆる一点突破だということであります。新聞報道で、富山県のある村では、女性は55歳で、男性は58歳でやめさせられると。そこで女性職員が一人で裁判で闘い、組合のない中で勝利をしておるわけです。これは、正々堂々の全員が法定の60歳まで勤められるようになった権利としての勝利であります。議会幹部の働きかけで認められた一人だけの辞表の撤回、それが女性の後輩のためだとは、私は信じがたいわけであります。

次に、私の疑問は、幹部議員が正月5日に、定年どおり60歳にせよと、肩たたきはやめよと理事者に働きかけたことであります。私は、肩たたき問題では、議会では今日の民間の状況もあって議論になっていず、幹部議員の考え方には当然温度差があると思

うからであります。ですから、退職の撤回は、みずからの意思もあるが、強い議会の引きがあったとしなければ、自分の短期間での変身に疑義を他の人から持たれるからであります。しかも、1月5日の申し入れに対して、理事者側が即日のオーケーの回答であります。それを確認しての撤回でありますから、時間差がないから、余計に難しく、疑惑を受けるわけであります。そこに、ことわざで言えば、上手の手から水が漏れたと思うわけであります。その結果が投書であります。

議会は、人の出入りがあります。そして、残念なのは、投書の犯人捜しに敏感なことでもあります。しかし、議会が一人のために動いて情実人事をした、公平にせよという告発をされたら、是正に努力をしないわけにはいきません。議会事務局長は、議会活動のかなめであります。みずからの身体で退職の撤回が可能になったことに疑義を問われ、無署名とはいえ正確で確信を突いている告発に対して、明確にしなければならないと思うわけであります。

私の質問書に対して、事務局長は質問はできないと主張し、答弁者名を削れという、それを断ると、個人的な問題なので答弁を拒否するという、議会事務局長のすることであってまいしょうか。議員の質問に答えない、こういうもとでは、町民から負託された正当な議会活動はしにくいと私は考えるわけであります。一度自分の決めた考えを変えることは、当然許される本人の自由であります。それがやましきのないものかどうかは、町民、職員、議員などが、明らかになった事実に基づいて後で判断していくことであってまいしょう。

しかし、今回の件は、あらゆる角度から考えましても、町及び監査委員の考え方——倫理観を持った町民に奉仕する職員の育成から見ても、そういう倫理観を持っている幹部職員の行動とは思えないというのが私の考えであります。私も議員として30年、今後の議会活動に自身も心して臨むことを述べ、この項を終わりたいと思います。（「議長、2番、動議をお願いします」と小野議員述ぶ）

次に移ります。6番に入ります。森内閣は末期的状況にあるわけではありますが、町長の所感を伺いたいと思います。

以上です。（「議長、動議出ているのに取り上げませんのんか」と吉川議員述ぶ）質問中の動議みたいななんあくかい。（「議長、2番」と小野議員述ぶ）（「議会ルールにのっとって動議提出してんねやないか」と吉川議員述ぶ）議事進行についてやったら受けられるけど……（「議事進行について発言求めます。2番です」と小野議員述ぶ）

○議長（萬里川美代子君） 2 番、小野議員。

○2 番（小野隆雄君） ありがとうございます。

今の野呂議員の発言の中に、根拠ない単なる風評、質問者も今おっしゃったように、差出人不明の怪文書に基づいてその発言は組まれております。このことは、議会の品位を落とし議会の権威を失墜することになります。さらに、地方自治法第 1 3 2 条に規定されている他人の私生活にわたるような発言、事務局長が退職するとかしないとか撤回したとかいうのは、これはあくまでも地方自治法 1 3 2 条で禁止されている他人の私生活にわたるような発言であります。議長において、この発言の取り消しを命ぜられることを要求いたします。

○議長（萬里川美代子君） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 5 4 分 休憩）

（午後 4 時 3 8 分 再開）

○議長（萬里川美代子君） 再開いたします。

午後 8 時まで延長いたしまして、先ほどの一般質問の件にかかわってもう少し話したいというふうに思っておりますので、休憩いたします。

（午後 4 時 3 9 分 休憩）

（午後 6 時 0 9 分 再開）

○議長（萬里川美代子君） 再開いたします。

2 番、小野議員。

○2 番（小野隆雄君） ただいま野呂議員の発言の中に、根拠のない単なる風評などに基づく発言が含まれており、議会の品位を落とし、議会の権威を失墜することにもなります。さらに、地方自治法第 1 3 2 条に規定されている他人の私生活にわたるような発言もあり、議長において発言の取り消しを命ぜられることを要求いたします。

○議長（萬里川美代子君） 今、小野議員が発言された内容につきましては、議事録を精査いたしまして、小野議員と、そして野呂議員、そして署名議員の喜多議員、浅井議員、そして私と一緒にきちとしたものにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いをしたいというふうに思います。

それでは、続いてあと野呂議員には 5 分ほど一般質問の時間が残っておりますので、続けてお受けしたいと思います。7 番、野呂議員。

○7 番（野呂民平君） 大変長時間の私の質問に対する動議による休憩であったわけであ

りますが、まことに不愉快であることを申し上げておきたいと思います。

それでは、6番の質問をいたします。

ご承知のように、森内閣の支持率は、幾つかの新聞の調査によりまして10%以下であります。昨日、内閣不信任案が出されました。否決がされましたけれども、しかし自民党、あるいは公明党ほか与党ですら、いわゆる信任とまた森首相の取り扱いについては別だというような発言が公然とされておるわけでありますけれども、そこで私は、森内閣は既に末期的状態にあると思うわけでありますが、町長の所感を伺っておきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 小城町長。

○町長（小城利重君） マスコミでは、連日さまざまな報道はされているところでありますが、現時点では、森内閣は、景気対策のために全力で予算早期成立に取り組まれているところでありますから、それ以上のことは森内閣に聞いていただきたいと思います。

○7番（野呂民平君） 終わります。

○議長（萬里川美代子君） 以上で、7番、野呂議員の一般質問は終わりました。

続いて、10番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私の一般質問に入る前に、午前中の村中議員の一般質問の内容に事実と反する発言がありますので、この場で、1,755名の請願者と、私を含む紹介議員5名の名誉のために強く否定をしておきます。

まず、村中議員は、「昨年の議会運営委員会で請願書を取り下げよとは一言も言っていない」ときょうの一般質問で言っておられますが、平成12年11月17日午前9時からの議会運営委員会の中で、「請願書そのものを取り下げていただくような形がすなりするんじゃないかと、本当にそう思います。また、私としては、同じ土俵で審議をしていきたい。そのためには、まず請願書を先に取り下げていただきたい」と問題発言をしています。これは、議会運営委員会の会議録やテープでも確認済みです。

村中議員のきょうの発言は、何を根拠にこのような一般質問をされているのか私は理解できません。なぜなら、1週間で1,755名の住民の方が請願書を議会に提出するきっかけとなったのが、昨年9月に村中議員を含め5名の議員が提出した斑鳩町政治倫理条例案であったからです。私は、住民に与えられた権利である請願書を侵害した議会運営委員会での発言を問題にしたのであって、村中議員の本会議での一般質問については、私なりに対処をしていきたいと思います。

それでは、本題の一般質問に移ります。

私は、昨年の８月に峨瀬自治会住民から集会所建設問題の相談を受け……（発言する者あり）私の一般質問ですんで、ちょっとやめてください。

○議長（萬里川美代子君） 暫時休憩いたします。

（午後６時１５分 休憩）

（午後６時１８分 再開）

○議長（萬里川美代子君） 再開しますので、進めてください。

○１０番（西谷剛周君） それでは、本題の一般質問に移ります。

私は、昨年の８月に峨瀬自治会住民から集会所建設問題の相談を受け、９月議会、１２月議会で一般質問をしてきました。新聞によれば、峨瀬自治会の東川自治会長は、自治会入会金の不正取得により詐欺罪でことしの２月１４日に西和署に逮捕されたが、今日までの峨瀬自治会集会所建設問題の経過を踏まえて、改めて行政の事務執行のあり方を問いたいと思います。

まず、平成１２年度の予算で、集会所施設整備補助金２，５１１万円のうち、峨瀬自治会集会所建設費補助金として、土地に３９０万５，０００円、建物に１，５００万円、合計１，８９０万５，０００円を計上していますが、町長は平成１２年度で予算執行をされるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 町といたしましては、峨瀬自治会内の意見調整を行う中で、地域集会所は住民の方も望んでおられ、自治会内に課題はあるものの、集会所建設について前向きに検討をお願いしているところでしたが、去る２月１４日新聞報道されたことから、峨瀬自治会としてその事態を受け、今後の自治会の運営にかかわることから、緊急に２月１７日に役員会を開催され、会長代行を決定され、２月１９日役場へ役員会での決定事項の文書を提出されたところでございます。

また、２月２６日、峨瀬自治会における状況について文書で町へ提出されました。その内容としては、３月２０日に総会の開催を予定しており、議題としては、役員改選について、地縁団体設立、集会所建設に伴う土地購入についてということであります。

町といたしましても、地域住民が集会所建設を望んでおられることから、自治会の動向を見守ってまいりたいと考えております。

また、平成１３年度は峨瀬集会所に対する補助金は予算計上しておりませんが、集会

所に対する補助金を交付できる環境が整うことができるならば、議員皆様方のご理解をいただき、補正予算で対応してまいりたいと考えております。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 12年度については、だから予算執行はしないということでもろしいんですね。

○議長（萬里川美代子君） 小城町長。

○町長（小城利重君） そのとおりでございます。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、工事を今現在ストップしている状況にあるんですが、それについては、だれがどのような理由で工事を中止させたのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） これにつきましては、自治会の会長であります東川会長のほうから、工事を中止したいという申し入れの文書を出していただいた、そういった中でされたことでございます。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それは、出されたのはいつで、いかなる理由ですか。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 日にちは、平成12年9月14日ということで、その関係につきましては、議員さんもお承知のとおり、自治会内でいろいろ議論が出てきた中で、一度工事を中止して、全体の調整といいますか、地縁団体の設立等の関係にも進めていく中で、そういった関係で皆さんのいわゆる合意といいますか、自治会内の調整を十分してから再開するというようなことで中止されたと我々は承知しております。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、9月14日と言われたんですが、私が昨年の12月議会で工事がストップしていることを質問したときに、町長は、「地縁団体の申請を必ず町へするまでは絶対工事をしないことにさせよということで、直ちに工事をストップしているわけです」と、こういう答弁をされているんですが、それじゃなぜそのときに、自治会長から9月14日付で工事中止の届け出があったことを言われなかったんですか。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町長としては、地元のほうへは、地縁団体が設立されたら、そういったことで地域の合意形成が十分得られるだろうという判断から、そういったことで申されておったことでございます。そういった中で、先ほど申し上げましたような関係で、9月14日という形で地元から文書が出てきたわけでございます。それをあえて言わなかったということではございません。そういった中で、そういった話としては出てこなかったというだけでございまして、それで私のほうからただいま申し上げたとおりでございます。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、この工事中止については、だれが集会所建設工事を中止させたのかというのが問題になると思いますんで、もう一度念を押してお聞きしたいんですが、工事をストップされたのは、町長なのですか、それとも自治会長なんですか。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） あくまでも決断されましたのは、その文書に書いておりますように、地元自治会長でございます。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、斑鳩町は峨瀬自治会からの着工届を受理されているんですが、その受理した町は、集会所建設を請け負った日本建設ですか、業者に対して、今工事がストップしているということになりますと、契約不履行とかそういうことにかかると思うんですが、その辺について町としては責任はないんですか。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） これは、あくまでもそういったことは地元自治会の中で決められたことでありまして、我々としてはその契約についてどうこうということとは言えないと考えておりますので、我々としての関係は生じてこないと考えております。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それなら、2番目の質問に移りますが、集会所建設に着手するきっかけとなった峨瀬自治会集会所建設用地として、町民の財産である町有地を、どのような経緯で何を根拠に無償譲与されたんでしょうか。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この質問につきましては、12月議会でも一定の答弁をさ

せていただいたことではありますけども、まず峨瀬自治会に集会所建設用地として無償譲与ということにつきましては、使用を承諾した経緯はありますが、現在のところまでまだ所有権の移転は行っておらず、町名義であります。

また、集会所建設用地を確保した経緯でございますが、先ほど申し上げましたように、去る１２月の一般質問でもお答えしているところでありますが、龍田西２丁目地内における民間デベロッパーのマンション建設により自治会員が急増したことで、既存の集会所では、会員が一堂に会する会議を開催することもできず、せめて半数の会員が出席できる地域集会所が建設できる用地を施設協力費で確保してもらえないかという要請があり、町いたしましても、寄附金で納入してもらうか土地で協力をしてもらうかであることから、周辺住民のコミュニティ施設として活用してもらえるならということで、開発業者と協議を進める中で、開発事業者においても、土地での寄附を了承され、積極的に地域周辺での適地を探しておられたところでございます。しかしながら、なかなか適地がなく、土地所有者と協議できたとしても、諸般の理由で希望する敷地面積が確保できない状況が続いてきたわけでございます。

このような状況の中で、龍田西３丁目地内にある土地の所有者より公有地拡大法に基づく土地の買い取り申し出がなされ、当該地を取得するために、平成１１年５月１７日の土地開発公社理事会において、平成１１年度斑鳩町土地開発公社変更予算第１号によりまして土地開発公社事業計画の変更を行っており、平成１１年６月議会において、初日にご説明申し上げ了解を得ているところでございます。

以上でございます。

○議長（萬里川美代子君）　１０番、西谷議員。

○１０番（西谷剛周君）　今、町がまだ譲与してないと言われたんですが、それでは譲与してないと町がそういうふうに言われるんやったら、なぜ、例えば斑鳩町地域集会所施設整備補助金交付要綱に基づく様式第１号の集会所施設整備計画、あるいは様式第２号の補助金交付申請書を自治会長から受理し、様式第３号、補助金内定通知書を自治会長に通知し、様式第４号の着工届を受理されたんですか。結局、まだ町の名義のままで土地を譲渡してないと言われるもんですから、その辺のところ再度お聞きしておきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君）　植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君）　当該地につきましては、当該自治会の集会所予定地という中

での、先ほど申し上げましたように、開発業者から寄附金という形の中でもらったお金をもってそれを充当するというようなことにつきましては、担当常任委員会でもお話ししながら進めてきたわけでございます。そういった予定地の中で建設を進めるにつきまして、我々としたしましてはそういったことが、予定地でございますんで、土地の使用の許可といいますか、そういったことを与える中で、この地で建設を進めるということで申請書が提出されたということでございます。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 前回に私が質問したときは、施設協力金を峨瀬自治会建設用地として町有地を無償提供するとの話でされたんですが、そもそも施設協力金というのは、そういう性格のものなんですか。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 施設協力費につきましては、できるだけ地域に還元するというようなことから、そういった担当常任委員会にもご相談申し上げながら、その分についてはそういったことで進めていくということでご理解を得ておるということでございます。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、部長が言われた地域に還元するということで、これは、施設協力金のこの指導要綱の中に、こういう施設協力金の使用についてそういうことが、施設協力費については地域に還元するというような要綱があるんでしょうか。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そういったことで先ほど申し上げましたけれども、そういったいわゆる開発協力金というのは、その地域についてのやはり施設等の整備ということの中で期待して協力をされるものでございますんで、できるだけそういった地域に還元すべきだというようなことで、委員会にもお話をさせていただいて、そういったことの了承を得る中で進めてまいったわけでございます。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） いや、聞いたんは、確かにそういう話を聞いたような気がするんです。ただ、私は、その地域に施設協力金を還元するというのは、どういう条例や要綱に基づいてされたのかということをお聞きしているんです。

○議長（萬里川美代子君） 時間かかるようでしたら、暫時休憩しますけれど。

暫時休憩します。

(午後 6 時 3 1 分 休憩)

(午後 6 時 3 1 分 再開)

○議長（萬里川美代子君） 再開します。

植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 公共施設整備基金の中で、そういったことについて、使用と
いますか、そういったものに還元できるということで、その要綱もその時点で改正さ
せていただいたということでございます。

○議長（萬里川美代子君） 10 番、西谷議員。

○10 番（西谷剛周君） それではお聞きしたいんですが、今要綱を変えてそういうこと
ができるということで、それではもう一遍教えてください。開発基金ですか。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 斑鳩町公共施設整備基金の設置管理及び処分に関する条例と
いう中で、公共施設整備基金というものがございます。そういった中で、処分の中に、
コミュニティ施設ということに充当するというようなことについてもなっております。

○議長（萬里川美代子君） 10 番、西谷議員。

○10 番（西谷剛周君） それでは、その分については、例えば一たん施設協力金という
ことで、今までやったら開発業者がそのまま施設協力金という同等の集会所用地とか土
地で提供したり、あるいは公園という形でしてある分を、施設協力金ということで一た
ん町にお金を入れても、またその地域については出せるという解釈をすればいいんです
か。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そういった手続を追うてすれば、そういったことでできると
いうことでございます。

○議長（萬里川美代子君） 10 番、西谷議員。

○10 番（西谷剛周君） それでは、次に移りますが、本来町有地を処分したり無償譲与
したり貸し出す場合には、斑鳩町財産規則第 18 条普通財産の処分の、「普通財産を交
換し、売り払い、譲与し、もしくは出資の目的とし、またはこれに私権を設定しようと
するときは、契約書を作成し契約書を締結しなければならない。この場合、一定の用途
並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して売り払い、または譲与

しようとするときは、その旨を契約において明らかにしなければならない」となっていますが、町はこの峨瀬の集会所用地について、この財産規則に基づいて契約をされていますか。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まだ無償譲渡というようなことになっておりませんので、契約はいたしておりません。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、無償譲与してないので契約をしてないと言いましたが、この中には、「私権を設定しようとする」と書かれています。それで、明らかに町が工事をするための土地の使用を許可したという段階で、既にそれは土地の私権を設定したことになると思うんですが、その辺の見解についてお伺いいたします。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） あくまでも地域の集会所の建てられる敷地としての使用についての一定の手續における際についての許可を与えたということでございまして、正式にそれをお使いになるという段階においては、先ほど申し上げました、契約はする時期だということで契約していくことになるわけでございます。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 町の財産を例えば使用するとき、だから今の段階で言ったら、町は確かに部長が言われるように、契約もなしに、何も担保もないままに、要は今下の基礎工事をやられたと、されているという状態なんでしょう。町としては、町有地では、名義としては、それは確かに譲与してない。でも、実際には、使用については、当然もう自治会が勝手に使用されているわけでしょう。そういう状態の中で、本当にこういう姿というのはいいんですか。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 本来から言えば、そういったことで実際に使用される際におきまして契約すべきであると思いますけども、今回につきましては、地元の事情の中で、そういった土地についてもそういった予定の中で我々としては取得したものでございますので、そういった関係もある中で判断しそういった許可を与えたということでございます。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私、9月、12月聞いていて、結局そのところがどうしても私としては納得できないんですよ。今、総務部長地元の事情やと言われましたけど、財産管理においてですよ、町の、住民の財産である町有地をそんな不用意な形で、例えば地元から要望があったから移す、その担保として何もない、こんな状態で、それで今いざ工事が始まったら、地域住民から、そんなんは知らなかった、何やということの問題が起こり、そして私が一般質問しますと、急にいろんな申請書とか出てくる。それでその後、今工事中止ということを考えましたときに、やっぱりこの問題の一番肝心なところは、一番最初に町が地域の例えば総意もないままに町の土地の使用を、風致確認をするための土地の承諾書をやっぱり与えた、これがこの峨瀬集会所の私は問題やと思うんですが、この点についてはどのように考えられますか。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 議員さんのほうから指摘されておるようなことであり、我々としてはやはり真摯に受けとめていかなきゃならない。と申し上げますのは、こうした関係につきましても、監査委員さんからもいろいろ一定の指摘も受けているわけでございます。今後は、そういったことを十分念頭に入れまして対応していかなきゃならないと考えております。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私は、本当にこの問題でもって思いますのは、集会所とかこういう場合については、土地問題として財産規則にのっとって的確にやっぱり事務処理をせないかんし、補助金に関しては、斑鳩町集会所施設整備費補助金交付要綱に基づいて、その都度的確に事務処理をすべきものであると。それが、全くやっぱりされてない。それが結果として地域の住民を混乱させる原因となり、公金の不正支出にもかかわってくるようなことになり得るのではないかな、思うわけです。

そこで、3番目の、峨瀬自治会集会所用地として着手した町有地や売買しようとする土地開発公社の土地の坪単価24万円、これはどのような積算に基づくものなのか、再度お尋ねしておきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 土地開発公社が保有地を処分する場合におきましては、原則といたしましては、土地の購入価格に取得及び管理に要した経費並びに借入金に係る利子等を加えた取得原価が基準になるわけでございます。

なお、この龍田西3丁目造成地内の簿価につきましては、平成12年3月末現在で、実測面積1,895.7平方メートルで、約1億2,980万円でございます。1平方メートル当たりが6万8,473円、坪当たり22万6,360円であります。その内訳といたしましては、用地費が9,547万8,000円、経費が3,396万3,000円、利息が36万4,000円ということになっておりまして、そういった簿価をいわゆる考慮に入れまして処分しているものでございます。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私は、本来土地を購入して造成して宅地にした場合、通常を考え方やったら、坪単価というのは、その土地の購入費と宅地造成費を合計して、さらに宅地造成内の、宅地にする場合ですから道路部分というのが当然要るわけですから、道路をつくって、そして全体の面積の中から道路部分を差し引いた部分、有効宅地面積で割った金額ではないのかな。今の町の方で言いますと、例えばこういう土地があって、そして今の、要は造成と宅地については足した単価をこれ全体で割りましたと。割って坪24万しました。そこから、後からこの道路を町道でつけます。これではやっぱり、本来の私はやり方からしたら非常に何かおかしい、これ自身が少なくとも、土地開発公社といえどもみんなの、逆に言うたら税金で買った町有地ですから、この町有地を売るときには、少なくとも損をしないというような形での坪単価の設定というのが要るんじゃないかな。明らかに今の部分ですと、町道部分についてはこれは町が持ち出しをするという考え方になると思うんですが、この辺は私はおかしいと思うんですが、再度お尋ねしておきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） この件に関しましては、初日私が答弁をさせていただいておりますので、答えさせていただきたいと、このように思います。

その時点においても西谷議員に答えておりましたとおり、民間デベロッパー等の場合については、すべて造成した費用を自宅宅地に加算するという方法をとっているところもある。また、道路等を残して、そのような形をとらない民間デベロッパーもあるということを行ったわけでございます。

今回の場合におきましては、西谷議員がおっしゃってますように、当然造成費をすべて自宅宅地に加算するということもよく私としては理解できるんですが、今回の場合におきましては、本件土地は1つの一団地として開発許可によって造成いたしました。造

成した主体は、開発公社でございます。

そこで、道路はあくまでも南に接続する町道として、地域住民の生活道路としての機能を持たしていきたいという計画を持っております。そういうことから、この道路につきましてはそこに加算しない。当然その道路を生活道路として不特定多数の人が通る道路にしていくわけですから、そこに加算しないのが当然でございます。そういう形で行った造成でございますから、今西谷議員がおっしゃるような疑問はあるかも知れませんが、我々としてはそういう形をもってこの措置を講じたということでご理解願いたいと思います。

今後におきましては、この道路を南の４メートル道路に接続して、そして不特定多数がそこを通り、そして生活の機能を持たしていくことに努力してまいりたいと、このように考えております。

○議長（萬里川美代子君） １０番、西谷議員。

○１０番（西谷剛周君） 私は、今助役の説明がありましたけども、これからいかるがパークウェイが進む中では、今のような形で代替地を斑鳩町内で探すとなると、相当数の土地をあっせんしなければならない。これは松村議員と多少考え方が違うんですが、そうなった場合に、今のような形でやっていったら、とてもやないけど町としてはそのたびに町の持ち出しをしなければならない。それやったら、少なくとも宅地として町がする場合に、やはりちゃんと道路もつけて、それも当然含んだ坪単価として代替地として私はあっせんすべきやないのか。代替になることによって得するか損するかというのは、それはいろいろ考え方があると思うんですが、町の方針として、これから多くの代替地を斑鳩町内であるいは見つけていく中では、町としてはもう少し、本当に代替地をはかった部分をちゃんと坪単価に反映させるような方法でぜひやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、今度は、斑鳩町集会所施設整備費補助金交付要綱によると、補助金の交付を希望する自治会は、申請をする前年度の１０月までに計画書を提出しなければならないとなっているが、峨瀬自治会長から計画書は提出されているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 峨瀬自治会としましては、平成１１年度に集会所建設予定であることから、平成１０年１０月３１日付で集会所の建設計画を町へ提出されておる

わけでございます。そういった中で、その後自治会長と協議を継続する中で、建設予定が平成１２年度になることから、町といたしましては、その平成１０年１０月に出していただきましたいわゆる計画書をもって予算措置をさしていただいておりますということで、その話としては継続されてきておるという中で、その計画書に基づきまして予算化したということでございます。

○議長（萬里川美代子君）　１０番、西谷議員。

○１０番（西谷剛周君）　今、計画書が出ているということだったので、それではさらにお尋ねしたいと思いますが、私は今手元に、今総務部長が言われております公民館等施設整備計画で、峨瀬自治会、会長東川義則で、平成１０年１０月３１日に出しております。それで、第１号として、集会所施設整備計画の変更として、１２年９月４日、峨瀬自治会に出しておりますし、同じく同じ日にちで、集会所施設整備費補助金交付申請書が出ているんです。

それで、私が言いたいのはここでなんですが、ほかのこれ以降の書類については、すべて峨瀬自治会の印鑑が押してある。そして、署名の筆跡も同じです。ところが、平成１０年１０月３１日のこの書類だけが手書きで峨瀬自治会。当然署名の会長の東川義則という字についても、全く別人が書いた字であります。そして、峨瀬自治会の峨瀬の字が違っております。平成１２年、ずっと出ているのは、やまへんの峨瀬です。ところが、平成１０年１０月３１日に出ているのは、むしへんの峨瀬です。

ここでお尋ねしたいんですが、私は自治会長が自分の自治会の文字を間違う、こんなことはあり得ないと思うんですが、総務部長、どうですか。

○議長（萬里川美代子君）　植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君）　私といたしましては、いわゆる平成１０年１０月３１日に東川義則会長からこの計画書を出された、そういった文書であると考えております。

○議長（萬里川美代子君）　１０番、西谷議員。

○１０番（西谷剛周君）　それではお尋ねしますけどね、仮にこの計画書が当人のものやとして、字が違う、あるいは峨瀬自治会の文字が違うということの中で、これをやっぱり受けるというのはおかしいやないですか。例えば、峨瀬という字が間違っってこれを計画書で受けているわけなんです、本当にそういう事務手続というのは、それでいいんですか。

○議長（萬里川美代子君）　植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君）　今見てみますと、今質問者がおっしゃるとおりでございますが、適正ではないと思います。

○議長（萬里川美代子君）　１０番、西谷議員。

○１０番（西谷剛周君）　町として自分ところで書いたとは、それは認められへんやろうし、自治会長から出たんやというのは、これはしょうがないと思うんですが、ただ、私はこういうことを通じてやっぱり思うのは、本当に自治会、いろんな自治会がある中で、どこの自治会でも、議員さんのいてるところであろうとなかろうと、住民がこういう集会所を建てる時には、本当にちゃんと同じような形で私は事務をしてほしい、これは何遍も言っていることです。特にこういう中では、端的な例が、南服部では１人でも反対があったらあかんというような行政指導をされていて、後こういうような形で実際に流れている。南服部の、実際にそのときには、補助金が出るか出えへんかということの中では、出えへんかったら自分らでやるんやというところまで、片方では非常に厳しい窓口対応をされていて、片や峨瀬自治会については交付される。何でやろなと思うんです。こういうことが、私は回っていて、住民から行政が信頼を失っていくんやないかなと思いますんで、今後やっぱりこういう集会所の建設については、ぜひとも他の自治会と同じような扱いで同じようにやってほしい。仮に町が本当に峨瀬自治会に、今後また今の状況の中では、新たに３月２０日役員が改選になって出発されるわけですが、少なくとも他の地域とバランスのとれたやっぱりやり方を私はぜひしていただきたいなということをここで申し上げておきたいと思います。

次に、これに関連してですが、峨瀬自治会集会所建設問題に伴いまして、平成１３年１月８日に自治会の有志の方から自治会員に対してビラが配付されておりました。このビラによると、チサンマンション建設に伴い、平成７年５月２９日付で峨瀬自治会長東川義則さんと峨瀬西の山池水利組合長富田伊太郎さん、竜田河川組合長辻本春雄さん、そして立会人として斑鳩町農業委員堯川勝義さんと大西成典さんと記載された確認書のコピーがありました。この確認書では、竜田河川水利組合に支払われる浄化槽協力金の半分を峨瀬自治会に納入されることになっています。しかし、平成７年から１１年までの間、竜田河川水利組合の会計報告では自治会への支出の記載があるにもかかわらず、峨瀬自治会の領収書が存在しているにもかかわらず、全く峨瀬自治会の会計報告がされていない。その金額は１５９万にもなっているとの記述があるんですが、自治会の考え方については、自治会内の問題でありますからこれはいいんですが、私は浄化槽の水利

組合への放流同意に関して、こういう確認書が存在していることについて町の姿勢を問いたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 浄化槽の協力金ということでございますが、平成7年5月29日付で、この確認書ということで記載されておりますが、平成9年5月26日付で県土木部長名によりまして、し尿浄化槽の設置に係ります放流同意書の添付指導を廃止する旨の通知がありましたことから、耕地協会へ申し入れを行いまして、耕地協会の役員会や臨時総会を開かれ、種々協議の結果、昭和63年の水洗便所設置に伴います維持管理協力金の申し合わせ事項につきましては、平成9年7月31日をもって廃止するということとされる中で、土地改良区及び水利組合等が地域の実情にかんがみ、浄化槽設置者と独自に対応されることについては、自主的な管理の一つと考え、今後は各管理者の判断により対応されるようお願いしますとの決定がされております。これに基づき各地域で対応されているものと考えております。

ですので、平成7年でございますので、これは平成9年の7月31日の文書をもって添付等の同意も廃止になってますので、今の耕地協会の通知によって前の文書が消え、実施されていると考えております。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） このような確認書の立会人に農業委員になるというのは、これは職務範囲に入るんですか。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 私も詳しくはわからないところもございますが、水利組合の管理区域が、西の山の水利組合と竜田河川の水利組合で当時その管理区分が、西の山水利組合が設立されたときの管理区域と竜田河川水利組合の区域が違うと、お互い違うというようなことがあったようでございます。その中で農地転用が出てきてまいったようで、そこに竜田河川の水利組合のほうからその異議申し立てもされ、農業委員会の中では、本来任意の団体の話であって、水利組合、耕地協会の話であるというところから、本来農業委員会としてはかかわる話ではないというような意見も出ていたようでございます。しかしながら、いろいろかなりそういう話し合いがされたようでございますが、農業委員会の委員さんとしては、やはりほっとくわけにもいかんということで、本来職務外かも知れませんが、そういう仲介の労をとられたかと思えます。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私は、市街化区域内の農地については、基本的には農業委員会についても届け出ということの範囲内と思うんですね。こういうことが、確認書があるということは、逆にデベロッパーについては、非常にそういうものが意識されるのではないかなということを思うわけです。

そこで、今、放流同意について部長は、昭和63年に国から、浄化槽放流同意書を建築確認の書類に添付を義務づけることは違法であるとの通達が出ている。これがきっかけとなり、斑鳩町でも放流同意に関して浄化槽のその協力金を取らない水利組合も出てきておりますが、今後は町としてちゃんとした方針を示すべきではないのか。でなければ、こういう確認書にある地域にたまたま移ったら、そこだけ移ったら金取られるというのは不公平な結果になるのではないかなと思うんですが、町はどのように考えておられますか。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 添付を廃止されたということで、耕地協会から出されている文書のとおりであると思いますが、あとは耕地協会、また水利組合と各地域での話だと思います。ですので、この確約書ということについてはどうかということなんですけれども、さきの文書も後の平成9年の文書をもってそれは是正されていると思います。町として、その任意団体で決められた内容についてまで立ち入ることは――立ち入るといいますか、関与する問題ではないと考えております。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 結局、今この手元にある、これもコピーで、実際に峨瀬の自治会の有志の会の中から出てきた分なんですけど、これによりますと、平成7年の12月5日からやっぱり平成10年の8月21日まできっちりそういう水利組合へお金を支払われているというような、こういう書類が出ているんです。だから、私は、そういう分について、町として一つの方針を示し、そういうことが、斑鳩町どこへ行ってもやっぱり一本というような形でそういう指針を示してほしいなと思うんですが、再度部長にお尋ねしておきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 水利の関係については、各地域、過去からいろんな経緯があるかと思います。そういった中で、町で基本的なものを示すということについては

、できないと考えております。各地域で水路をつくられているときに、各自治会で資金を出してつくっておられるところもありますでしょうし、また改良区でつくっておられる場合もありますでしょうし、それぞれ条件が異なった中で維持管理をされていると思います。そういった中では、町でそういった方針を示すということは、困難であると思います。ただ、そういった状況のものがあるということであれば、耕地協会にもそういった申し入れをしていきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、次に、この確認書があるわけですが、峨瀬自治会内において、竜田河川水利組合との区域内の転用等に係る同意については、竜田河川水利組合と峨瀬自治会の連名でもって同時に同意するという事になっているわけで、こういうことになると、今まで水利組合の同意やというところが自治会のほうにも、自治会長の印鑑ももらわないかんということの中で、この確認書に基づいて、市街化区域内の農地の転用について、これに基づいて関係課が必要以上の、本来やったら水利組合の合意でいける分が、自治会長の印まで要るんやというような形で、必要以上の条件をつけて指導をされたようなことはあるのかなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 申しわけございませんが、把握してない状況でございます。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私は、この地域である方が、以前は集会所ということで土地を予定されてた分が流れました。そのときに、ちゃんと水利組合と自治会長の了承を得ていたのが、今度はそこへ、流れたもんですから駐車場をするということになりましたときに、再度また取り直してくれというようなことになりまして、実際に集会所の目的から例えば駐車場になった場合には、ほとんど水の流れの中でも影響がない、あるいは地域にも影響がない中で、そういうことを指導をされたときに、やっぱりこういう確認書があることによって、逆に地域の方々が非常に不自由な思いをされるんやなと思いました。私は、こういう部分については、できるだけ町の行政指導の中では、少なくとも市街化区域というのは市街地に、要は宅地に促進する区域であるわけですから、できるだけ市街化区域については、そういう行政が必要以上の規制をしないというような方針でやはり進めていただきたいと思うんですが、部長の考え方を聞いておきたいと思います。

。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 行政の指導ということでございますが、この確約書につきましては、この三者、自治会と西の山さんと竜田水利組合さんとの三者で確約を結んでおられますので、この三者の方でお話していただければ解決するものかと思います。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、この件については一応これで終わりたいと思います。ただ、私はこれ以上、峨瀬自治会集会所建設については、3回さしてもらった中で、私なりに本当にいろいろ考えさせられました。議員としての接し方、あるいは議員は何をすべきなのかということ、あるいは行政とは何ぞやというようなことをいろいろ私なりに考えさせられました。こういうことを糧にしてこれからも私は行政を見ていきたいし、それも住民の視点に立ってこれからも行政を見ていきたいということを、この問題を通じて強く思ったわけでございます。

それでは、最後に、ナシの害虫であるシンクイムシの防除対策について問いたいと思います。

斑鳩町の特産品である稲葉車瀬地区のナシは、堆肥を使ってできる限り農薬を使わない方向で、自然環境にやさしい果樹栽培をされております。その一環として、害虫の活動が鈍くなると言われる黄色灯の設置やシンクイムシ対策については、シンクイムシの雌のにおいを出して雄を攪乱させることによって、結果として交尾する機会を減らして虫全体を減らすということの中で、ちょっと持ってくるのを忘れたんですが、20センチぐらいのビニールをかぶった針金のような形で、コンヒューザーというんですが、それを枝につけてあちこちつけていると。それは、結局雌のホルモンのにおいを出しますから、雄が交尾に行って、実際に行ったら雌がいてないということの中で錯乱してしまうというような形でされているんですが、実際にこういうことをされている中で、ただそのシンクイムシというのは、ナシだけでなく桜や梅、桃にもつくために、ナシを生産されている方はナシ畑周辺の、西小学校の桜とか竜田川堤防の、西小学校の前ですね、ああいう桜の木にもコンヒューザーを自分たちでつけに回っておられる現状があるんです。

そこで、私は、こういう自然にやさしい農業という形で取り組んでおられる中では、今度は町としても、県立公園であります三室山の桜とか竜田公園の桜や梅にそういうも

のを、コンヒューザーというような形での処理をつけてもらえないかということのを働きかけてほしいなということをするんです。現実には、三室山の一番近くにナシ畑があるんですが、それをやっぱり聞いたら、相当シンクイムシにやられるんやと。これはやっぱり三室山の桜の影響なんやということでおっしゃってました。

そこで、町の考え方を問うておきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 議員もご承知のとおり、環境にやさしい農業を図るために、環境への負荷をできる限り抑えまして、農作物の安全性、そして品質を確保し、生産者の維持の向上を図るために、地元稲葉梨部会を初めといたしまして、奈良県北部農林振興事務所、また農協等の関係団体の協力のもと、病虫害防除の取り組みを行っていただいているところでございます。

ただいま議員おっしゃったように、平成8年からコンヒューザーの設置について実施されていると聞いております。また、平成12年度には、今お述べのように、周辺のところまで設置されたということでございます。

そういったことで、私どもといたしましては、斑鳩の特産品でありますナシ等を守るためにも、まず隣接する小学校、三室山、竜田川沿い等の公共施設の桜等につきまして、県の北部農林振興事務所の指導のもとに実態調査、春に特に食うということでございますので、そういった調査もお願いし、またどれぐらいの被害があるのかということも研究して県の協力を得ていきたいと思っております。そういったことは要望していきたいと思っております。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私もわからんなりにいろいろ調べたんですが、この本によりますと、実際には――今稲葉では、新水、幸水、豊水という形でナシをつくられているんですが、こういうふう非常に被害があるということの中で、自然環境にやさしい農業について、県としてもそのようなことを、自然にやさしいそういう防虫対策を同じような形でやっていただきたいということを、町からぜひ要望をしていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（萬里川美代子君） 西谷議員の一般質問の中の別紙の確認書の添付が、ここにつけておりませんで、大変失礼なことではございました。今から配付をするということでご

ざいますので、前後してえらい申しわけございませんが、よろしくお願いします。

（「確認書」配付）

○議長（萬里川美代子君） 以上で、10番、西谷議員の一般質問は終わりました。

続いて、12番、中川議員の一般質問をお受けいたします。12番、中川議員。

○12番（中川靖広君） 議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

斑鳩町政治倫理条例の施行についてお尋ねいたします。

同僚議員が出版されている記事を読ませていただきますと、12月町定例会において制定されました斑鳩町政治倫理条例の問題点として、住民に誤解を招くような記事が掲載されていました。

問題点の1つとして、この条例の町長及び議員の責務並びに政治倫理基準として、条例第2条第1項第2号中、「その地位を利用した町職員に対する物品販売の行為」について、これは日本国憲法第21条に違反すると掲載されていました。問題点の2つとして、この条例の町民の調査請求権として、条例第7条第1項中の「選挙権を有する者の500分の1以上の連署」について、これは住民の直接選挙権として、地方自治法第74条で50分の1と定めており、政争の手段として使われることにより、人権侵害にもなると掲載されていました。

私は、この掲載された記事を町民の方々が読まれたとき、憲法違反や人権侵害に値する斑鳩町政治倫理条例であるならば、町民は、町議会及び町行政に対し不安や不信感を抱かれると思います。

斑鳩町政治倫理条例制定の際、この発議第5号について私が賛成討論をさせていただいた内容は、「町議会の議員16名の議員すべてが条例制定の必要性を認識されており、政治倫理条例の早急な制度が不可欠とし議員提案されたものであります。また、この発議第5号の提案者は、この条例が厳しさの中にも温かみのある実現可能な条例であるため、勇気を持って審議する前に一部訂正もされています。その議員提案に対する責任感と謙虚さに最大限の評価をしています」、という内容でした。私は、この条例制定に責任があることから、この条例が憲法違反や人権侵害に抵触するとは考えておりません。

まず初めに、条例が議会で議決された後、施行までの過程をお伺いいたします。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 議長から条例の送付を受けた日から２０日以内に斑鳩町公告式条例第２条により公布しなければならないことになっております。

斑鳩町政治倫理条例は、４月１日から施行することになっておりますが、この条例施行に当たり、施行規則、審査会規則について、議会運営委員会で一定の審査もしていたところでありまして、また、審査会の委員７名のうち２名については公募となっていることから、２月広報により公募したところでありまして、９名の方から応募をいただいております。２月２８日には公開抽選を行い、２名を選出させていただきました。この２名の方を含めました７名の方々につきまして、この３月議会の最終日に議員の皆様方に、斑鳩町政治倫理審査会委員の選任の同意をお願いしているところでございます。

○議長（萬里川美代子君） １２番、中川議員。

○１２番（中川靖広君） 今、施行までの過程をお伺いいたしました。その中で、同僚議員が指摘されているように、この斑鳩町政治倫理条例が憲法違反や人権侵害に抵触するのであるならば、再議として付すべきと考えますが、そのようなことはなかったか、お伺いいたします。

○議長（萬里川美代子君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 条例は、憲法はもとより法律やそれに基づく政令、あるいは都道府県の条例に違反してはならないこととされております。条例の制定に際しては、町の条例として定めるべき事項または定め得る権限内の事項であるかどうか、また他の法令の規定に抵触していることはないかという点について、関係法令と照らし合わせて検討しなければならないものでございます。

そうした中で、この条例につきましては、憲法違反、人権侵害に抵触するおそれはないと考えておりますので、再議に付することとしていないところでございます。

○議長（萬里川美代子君） １２番、中川議員。

○１２番（中川靖広君） 憲法違反や人権侵害には抵触しないと認識をさせていただきました。

この政治倫理条例に関し、町の見解及び考え方について明確な答弁をいただきありがとうございました。このことにより、町議会及び町行政に対する不安や不信感を抱いておられる町民の方にご理解をいただける斑鳩町政治倫理条例であると確信できたことに感謝申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（萬里川美代子君）　以上で、１２番、中川議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

なお、明７日は休会、８日は予算審査特別委員会の開会を予定しておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。本当に長い時間ありがとうございました。ご苦勞さまでした。

（午後７時１７分　散会）